

令和 6 年度

市 税 概 要



(令和5年度決算 及び 令和6年度当初課税)

舞鶴市財務部税務課
MAIZURU CITY

目 次

I 総括

1 舞鶴市の概要	1
2 人口、世帯数、面積	1
3 令和6年度一般会計当初予算額	2
(1)歳入	2
(2)歳出	2
(3)令和6年度一般会計当初予算額構成比(円グラフ)	3
4 令和5年度一般会計予算及び決算額	4
(1)歳入	4
(2)歳出	5
(3)令和5年度一般会計決算額構成比(円グラフ)	5
5 一般会計に占める市税収入額の推移(グラフ)	6
6 一般会計決算額の年度別推移	7
(1)歳入	7
(2)歳出	7
7 令和5年度市税決算状況	8
(1)令和5年度市税決算額	8
(2)令和5年度市税決算額構成比(円グラフ)	8
8 市税決算額等の推移(グラフ)	9
(1)市税決算額の推移	9
(2)市税調定額の推移(現年課税分)	9
9 市税決算額等の年度別推移	10
10 市税外収入の年度別推移	12
11 税務関係諸証明等の年度別推移	13
12 税務関係経費の年度別推移	14
13 市税負担状況の年度別推移	15

II 市民税

1 個人市民税関係グラフ	16
(1)個人市民税の納税義務者数の推移	16
(2)個人市民税の当初調定額の推移	16
2 個人市民税の納税義務者数の年度別推移	17
3 個人市民税の当初調定額の年度別推移	18
4 個人市民税の所得区分別当初調定額等の年度別推移	19
5 個人市民税の所得区分別課税状況の年度別推移	21
6 個人市民税の課税標準額段階別所得割額等に関する調	25
7 個人市民税の所得控除額の年度別推移	29
8 法人市民税関係グラフ	30
(1)法人市民税の納税義務者数の推移	30
(2)法人市民税の調定額の推移	30
9 法人市民税の納税義務者数の年度別推移	31
10 法人市民税の調定額の年度別推移	31

Ⅲ 固定資産税

1 固定資産税関係グラフ	32
(1)固定資産税の納税義務者数の推移	32
(2)固定資産税の当初調定額の推移	32
2 固定資産税の納税義務者数の年度別推移	33
3 固定資産税の当初調定額の年度別推移	33
4 土地に関する調	34
(1)地目別評価総地積の年度別推移	34
(2)地目別決定価格の年度別推移	35
(3)地目別平均価格の年度別推移	36
5 家屋に関する調	37
(1)棟数・床面積・決定価格の年度別推移	37
(2)新增築家屋に関する調	38
(ア)棟数の課税年度別推移	38
(イ)床面積の課税年度別推移	38
(ウ)評価額の課税年度別推移	38
(3)新築住宅に対する軽減税額の課税年度別推移	39
6 償却資産の決定価格の年度別推移	40
7 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する調	41
(1)資産別交付金及び納付金の年度別推移	41
(2)機関別交付金の年度別推移	41
8 固定資産評価審査状況等の年度別推移	42

Ⅳ その他の市税

1 軽自動車税関係グラフ	43
(1)軽自動車税の車種別課税台数の推移	43
(2)軽自動車税の車種別当初調定額の推移	43
2 軽自動車税の車種別課税台数の年度別推移	44
3 軽自動車税の車種別当初調定額の年度別推移	45
4 市たばこ税関係グラフ	46
(1)売渡本数の推移	46
(2)調定額(決算額)の推移	46
5 市たばこ税の年度別推移	47
6 入湯税の年度別推移	47

Ⅴ 譲与税・交付金

1 地方譲与税・交付金関係グラフ	48
(1)地方譲与税の推移	48
(2)交付金の推移	48
2 地方譲与税の年度別推移	49
3 交付金の年度別推移	50
4 地方譲与税の譲与基準	51
5 交付金の交付基準	52

VI 徴収関係

1 徴収関係グラフ	53
(1)市税現年課税分の調定額・収入額・徴収率の推移	53
(2)市税滞納繰越分の調定額・収入額・徴収率の推移	53
2 市税の収入状況の年度別推移	54
(1)現年課税分	54
(2)滞納繰越分	55
(3)合計分	56
3 口座振替利用状況の年度別推移	57
4 督促状発送件数の年度別推移	58
5 滞納繰越分における滞納件数・金額の年度別推移	59
6 不納欠損の件数・金額の年度別推移	59
7 不納欠損理由別の件数・金額の年度別推移	59
8 差押状況の年度別推移	60
9 公売状況の年度別推移	60
10 交付要求及び参加差押の年度別推移	61
11 交付要求等による配当等の年度別推移	61
12 還付状況の年度別推移	61
(1)歳出還付分	61
(2)還付加算金	61

VII その他

1 令和6年度税率等一覧表	62
2 地方税制の推移	66

凡 例

本書は、当市の税務行政の概要を統計数字の上から見ていただくため、基本的な資料を総合的に収載し、市税の現況ならびに推移について明らかにしたものです。

- 1 統計中の「年度」は、4月から翌年3月までの期間を示しています。
- 2 数字の単位については各表ごとに注記していますが、一見して明らかなものは省略しました。なお、数字の単位未満については四捨五入をしています。総数と内訳の関係で内訳の数字を切り上げ、あるいは切り捨てにしている場合があります。
- 3 統計中の符号の用法については次のとおりです。
「0」…単位未満 「-」…該当数字なし 「△」…減 「***」…不詳
- 4 資料についての詳細及び用語の解釈等については、税務課に照会してください。

I . 総括

1. 舞鶴市の概要

目指す都市像
「ひと・まちが輝く
未来創造・港湾都市 MAIZURU」



◎市制施行日 昭和18年5月27日

◎位置

〔東経〕 135度10分～29分

〔北緯〕 35度23分～36分（成生岬）
43分（小島）

◎広がり

〔東西〕 29.7km

24.9km（成生岬）

37.0km（小島）

◎面積

342.13 k m²

◎海岸線

119.9 km

2. 人口、世帯数、面積

(7月1日現在)

区分		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		人口	男	39,719人	38,108人	39,349人	38,865人
	女	39,724人	39,115人	38,998人	38,312人	37,662人	
	計	79,443人	78,223人	78,347人	77,177人	75,721人	
	伸率	97.6%	98.5%	100.2%	98.5%	98.1%	
世帯	世帯数	34,531世帯	34,121世帯	34,792世帯	34,465世帯	34,102世帯	
	伸率	99.6%	98.8%	102.0%	99.1%	98.9%	
一世帯あたりの人口		2.30人	2.29人	2.25人	2.24人	2.22人	
面積		342.13k m ²					
人口密度		232人/k m ²	229人/k m ²	229人/k m ²	226人/k m ²	221人/k m ²	
備考		推計人口	推計人口	推計人口	推計人口	推計人口	

市統計書、推計人口より

3. 令和6年度一般会計当初予算額

(1) 歳入

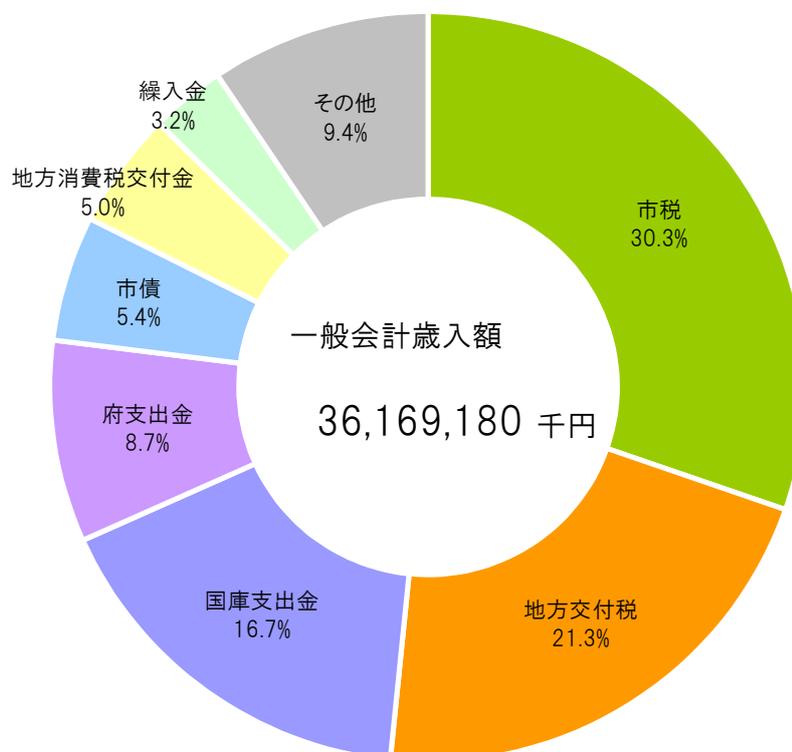
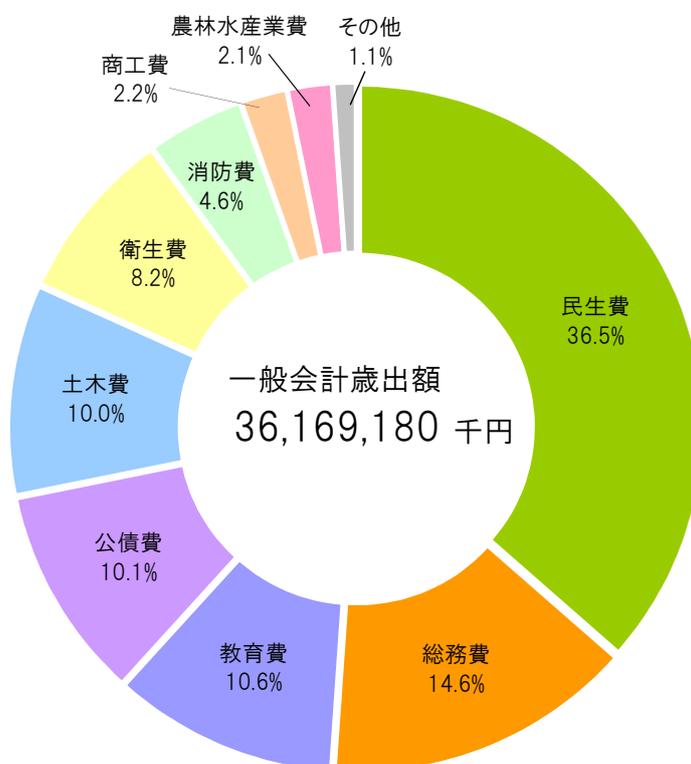
(2) 歳出

(単位:千円、%)

款	当初予算額		令和5年度 決算 額	款	当初予算額		令和5年度 決算 額
		構成比				構成比	
1 市税	10,943,400	30.3	11,589,001	1 議会費	314,200	0.9	305,269
2 地方譲与税	354,200	1.0	337,621	2 総務費	5,278,690	14.6	5,554,136
3 利子割交付金	3,800	0.0	4,004	3 民生費	13,195,180	36.5	13,660,987
4 配当割交付金	93,500	0.3	98,308	4 衛生費	2,977,960	8.2	3,985,893
5 株式等譲渡所得割交付金	96,500	0.3	100,093	5 労働費	52,670	0.2	67,982
6 法人事業税交付金	193,000	0.5	210,814	6 農林水産業費	773,580	2.1	845,189
7 地方消費税交付金	1,829,500	5.0	1,896,573	7 商工費	791,000	2.2	931,505
8 ゴルフ場利用税交付金	3,200	0.0	3,494	8 土木費	3,611,080	10.0	3,735,768
9 自動車取得税交付金	1	0.0	3,006	9 消防費	1,668,660	4.6	1,586,547
10 環境性能割交付金	57,400	0.2	54,599	10 教育費	3,849,630	10.6	3,887,061
11 国有提供施設等所在市 町村助成交付金	138,000	0.4	139,715	11 公債費	3,646,530	10.1	3,720,477
12 地方特例交付金	360,400	1.0	75,525	12 予備費	10,000	0.0	0
13 地方交付税	7,693,000	21.3	7,885,902	13 災害復旧費	0	0.0	311,312
14 交通安全対策特別交付金	7,000	0.0	6,464				
15 分担金及び負担金	46,881	0.1	46,746				
16 使用料及び手数料	663,142	1.8	654,560				
17 国庫支出金	6,061,351	16.7	8,290,182				
18 府支出金	3,140,413	8.7	2,997,670				
19 財産収入	118,223	0.3	122,973				
20 寄附金	536,559	1.5	390,986				
21 繰入金	1,144,173	3.2	266,714				
22 繰越金	1	0.0	1,051,129				
23 諸収入	721,136	2.0	1,076,971				
24 市債	1,964,400	5.4	2,374,706				
歳入合計	36,169,180	100.0	39,677,756	歳出合計	36,169,180	100.0	38,592,126

令和6年度予算書・令和5年度決算書より

(3) 令和6年度一般会計当初予算額構成比

歳入歳出

4. 令和5年度一般会計予算及び決算額

(1) 歳入

(単位:千円、%)

款	当初予算額	予算現額 (A)	収入済額 (B)	対比 (B)／(A)	構成比	
					予算現額	収入済額
1 市 税	11,466,300	11,466,300	11,589,001	101.1	26.7	29.2
2 地 方 譲 与 税	333,000	333,000	337,621	101.4	0.8	0.9
3 利 子 割 交 付 金	4,300	4,300	4,004	93.1	0.0	0.0
4 配 当 割 交 付 金	104,100	104,100	98,308	94.4	0.2	0.2
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	68,200	100,093	100,093	100.0	0.2	0.3
6 法 人 事 業 税 交 付 金	192,000	210,814	210,814	100.0	0.5	0.5
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,951,200	1,896,573	1,896,573	100.0	4.4	4.8
8 ゴルフ場利用税交付金	5,500	5,500	3,494	63.5	0.0	0.0
9 自動車取得税交付金	1	1	3,006	300600.0	0.0	0.0
10 環境性能割交付金	40,500	54,599	54,599	100.0	0.1	0.1
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	138,000	138,000	139,715	101.2	0.3	0.4
12 地方特例交付金	75,300	75,300	75,525	100.3	0.2	0.2
13 地 方 交 付 税	7,012,000	7,885,902	7,885,902	100.0	18.4	19.9
14 交通安全対策特別交付金	8,600	8,600	6,464	75.2	0.0	0.0
15 分担金及び負担金	43,690	45,197	46,746	103.4	0.1	0.1
16 使用料及び手数料	686,470	686,470	654,560	95.4	1.6	1.6
17 国 庫 支 出 金	6,355,416	9,642,585	8,290,182	86.0	22.5	20.9
18 府 支 出 金	3,159,735	3,344,495	2,997,670	89.6	7.8	7.6
19 財 産 収 入	110,125	118,217	122,973	104.0	0.3	0.3
20 寄 附 金	339,394	439,394	390,986	89.0	1.0	1.0
21 繰 入 金	1,209,971	1,002,211	266,714	26.6	2.3	0.7
22 繰 越 金	1	1,051,129	1,051,129	100.0	2.5	2.6
23 諸 収 入	1,235,667	1,218,871	1,076,971	88.4	2.8	2.7
24 市 債	2,254,000	3,113,570	2,374,706	76.3	7.3	6.0
歳 入 合 計	36,793,470	42,945,221	39,677,756	92.4	100.0	100.0

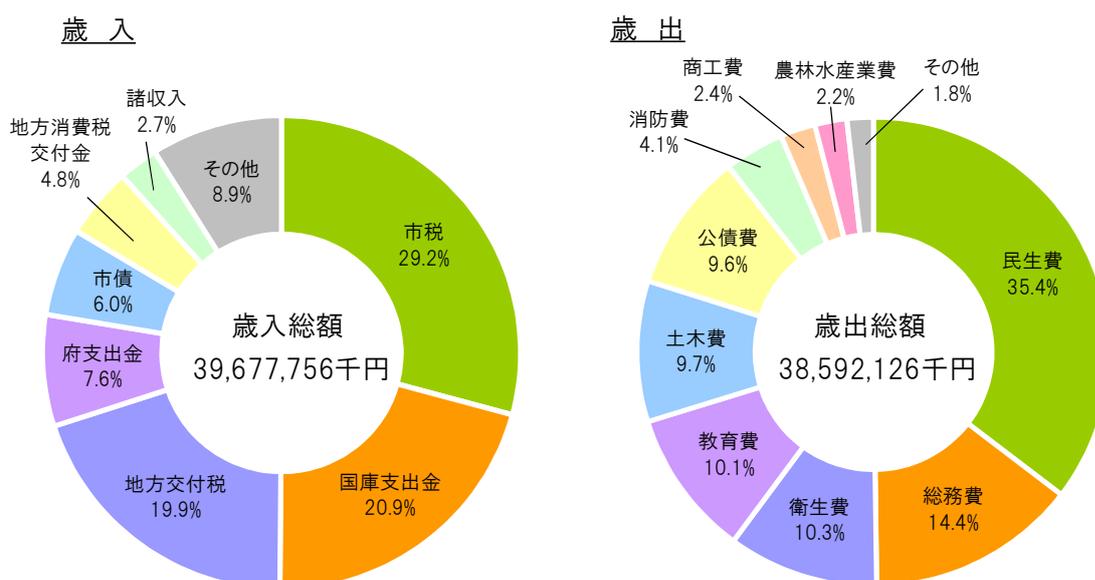
令和5年度決算書より

(2) 歳出

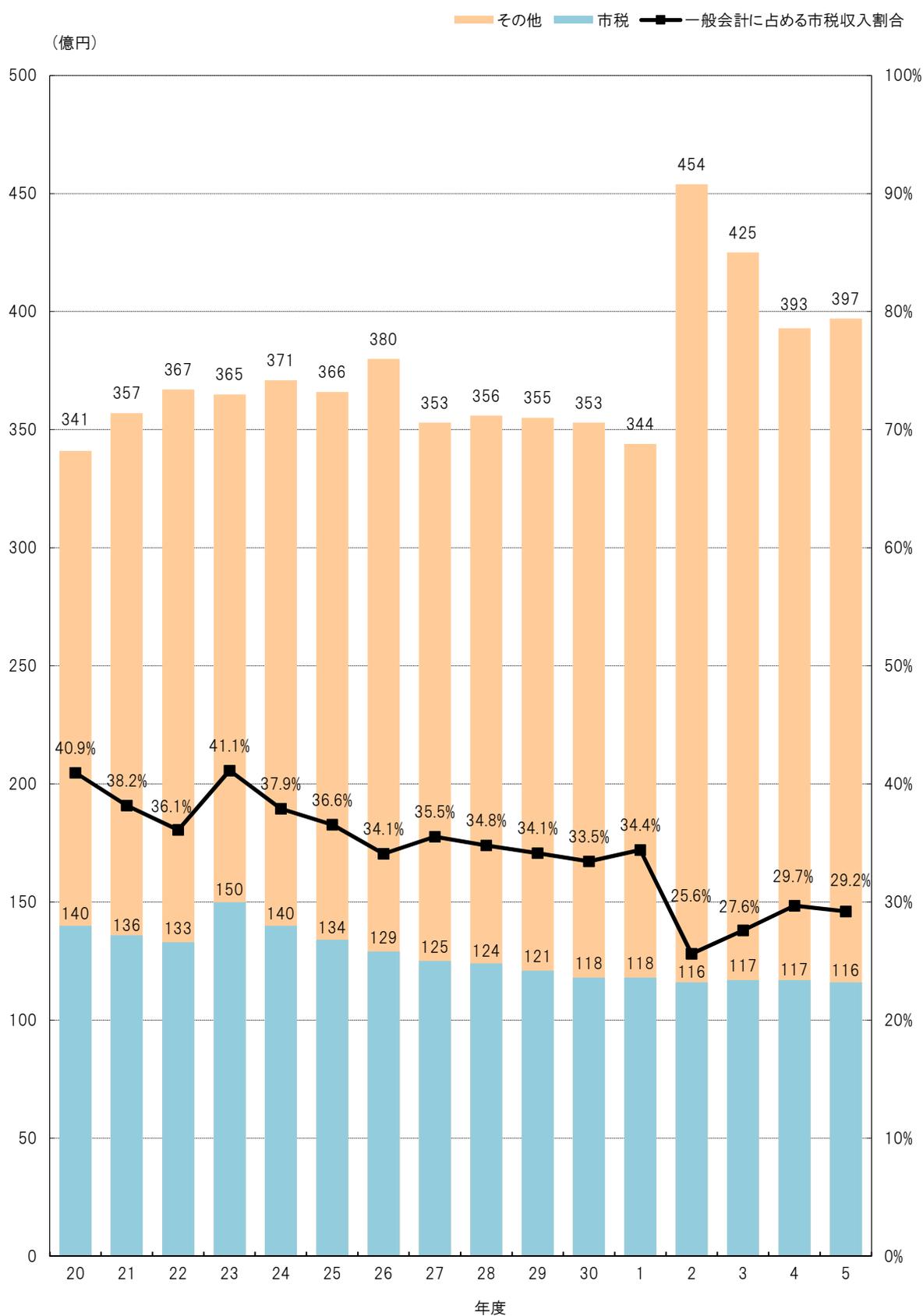
(単位:千円、%)

款	当初予算額	予算現額 (A)	支出済額 (B)	対比 (B)／(A)	構成比	
					予算現額	支出済額
1 議会費	313,760	314,481	305,269	97.1	0.7	0.8
2 総務費	4,834,640	6,232,468	5,554,136	89.1	14.5	14.4
3 民生費	12,781,080	14,669,107	13,660,987	93.1	34.2	35.4
4 衛生費	4,090,450	4,398,647	3,985,893	90.6	10.3	10.3
5 労働費	72,770	72,771	67,982	93.4	0.2	0.2
6 農林水産業費	848,180	1,088,903	845,189	77.6	2.5	2.2
7 商工費	917,070	1,032,716	931,505	90.2	2.4	2.4
8 土木費	4,001,070	4,815,080	3,735,768	77.6	11.2	9.7
9 消防費	1,415,490	1,631,184	1,586,547	97.3	3.8	4.1
10 教育費	3,782,090	4,339,481	3,887,061	89.6	10.1	10.1
11 公債費	3,726,870	3,726,870	3,720,477	99.8	8.7	9.6
12 予備費	10,000	9,962	0	0.0	0.0	0.0
13 災害復旧費	0	613,551	311,312	50.7	1.4	0.8
歳出合計	36,793,470	42,945,221	38,592,126	89.9	100.0	100.0

(3) 令和5年度一般会計決算額構成比



5. 一般会計に占める市税収入額の推移



6. 一般会計決算額の年度別推移

(1) 歳入

(単位:千円、%)

款	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1 市税		11,831,834	11,618,109	11,736,299	11,657,683
	構成比	34.4%	25.6%	27.6%	29.7%	29.2%
	前年度比	100.1%	98.2%	101.0%	99.3%	99.4%
2 地方譲与税		313,760	321,858	332,406	336,787	337,621
3 利子割交付金		8,982	9,322	9,129	4,350	4,004
4 配当割交付金		72,664	64,058	88,791	85,410	98,308
5 株式等譲渡所得割交付金		39,714	71,291	103,346	59,218	100,093
6 法人事業税交付金		-	33,296	102,984	156,849	210,814
7 地方消費税交付金		1,405,810	1,723,455	1,865,858	1,907,023	1,896,573
8 ゴルフ場利用税交付金		5,226	5,275	5,999	5,381	3,494
9 自動車取得税交付金		67,653	360	19	1,086	3,006
10 環境性能割交付金		16,785	42,148	35,175	51,760	54,599
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		138,375	139,105	138,353	140,522	139,715
12 地方特例交付金		173,853	90,893	210,736	77,409	75,525
13 地方交付税		6,141,389	6,287,594	7,255,126	7,560,597	7,885,902
14 交通安全対策特別交付金		7,765	8,829	8,819	7,593	6,464
15 分担金及び負担金		147,620	47,097	41,225	51,070	46,746
16 使用料及び手数料		585,991	552,776	650,736	668,724	654,560
17 国庫支出金		5,363,794	15,953,546	10,775,000	8,429,465	8,290,182
18 府支出金		3,127,068	2,995,491	3,047,029	2,977,492	2,997,670
19 財産収入		144,109	144,685	161,999	117,870	122,973
20 寄附金		25,396	90,604	194,287	330,453	390,986
21 繰入金		470,325	48,445	191,916	241,398	266,714
22 繰越金		175,850	348,462	653,309	1,573,168	1,051,129
23 諸収入		1,123,043	1,103,297	1,328,893	1,262,804	1,076,971
24 市債		2,964,771	3,661,438	3,580,293	1,553,390	2,374,706
歳入合計		34,351,777	45,361,434	42,517,727	39,257,502	39,677,756

(2) 歳出

(単位:千円、%)

款	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1 議会費		313,092	304,376	340,496	303,586
2 総務費		4,671,220	13,729,252	6,685,353	6,193,870	5,554,136
	構成比	13.7%	30.7%	16.3%	16.2%	14.4%
	前年度比	107.1%	293.9%	48.7%	92.6%	89.7%
3 民生費		12,135,081	12,344,886	14,621,240	13,085,585	13,660,987
4 衛生費		3,447,420	3,578,992	5,272,457	3,907,803	3,985,893
5 労働費		60,589	54,095	53,470	50,642	67,982
6 農林水産業費		794,493	912,920	910,987	755,927	845,189
7 商工費		1,199,241	1,236,145	990,571	1,095,993	931,505
8 土木費		3,423,648	3,962,004	3,912,637	3,942,910	3,735,768
9 防衛費		1,351,062	1,316,858	1,356,467	1,656,092	1,586,547
10 教育費		2,686,358	3,656,108	3,026,030	3,410,462	3,887,061
11 公債費		3,508,693	3,607,258	3,774,851	3,803,503	3,720,477
12 予備費		0	0	0	0	0
13 災害復旧費		412,418	5,231	0	0	311,312
歳出合計		34,003,315	44,708,125	40,944,559	38,206,373	38,592,126

各年度の決算書より

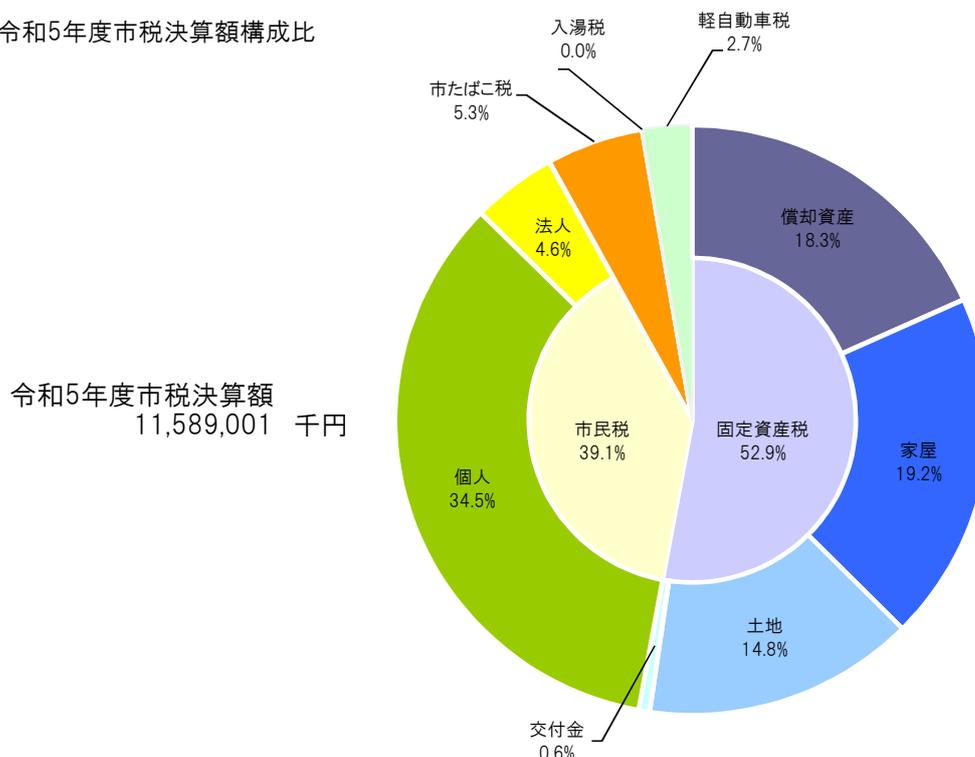
7. 令和5年度市税決算状況

(1) 令和5年度市税決算額

(単位:千円、%)

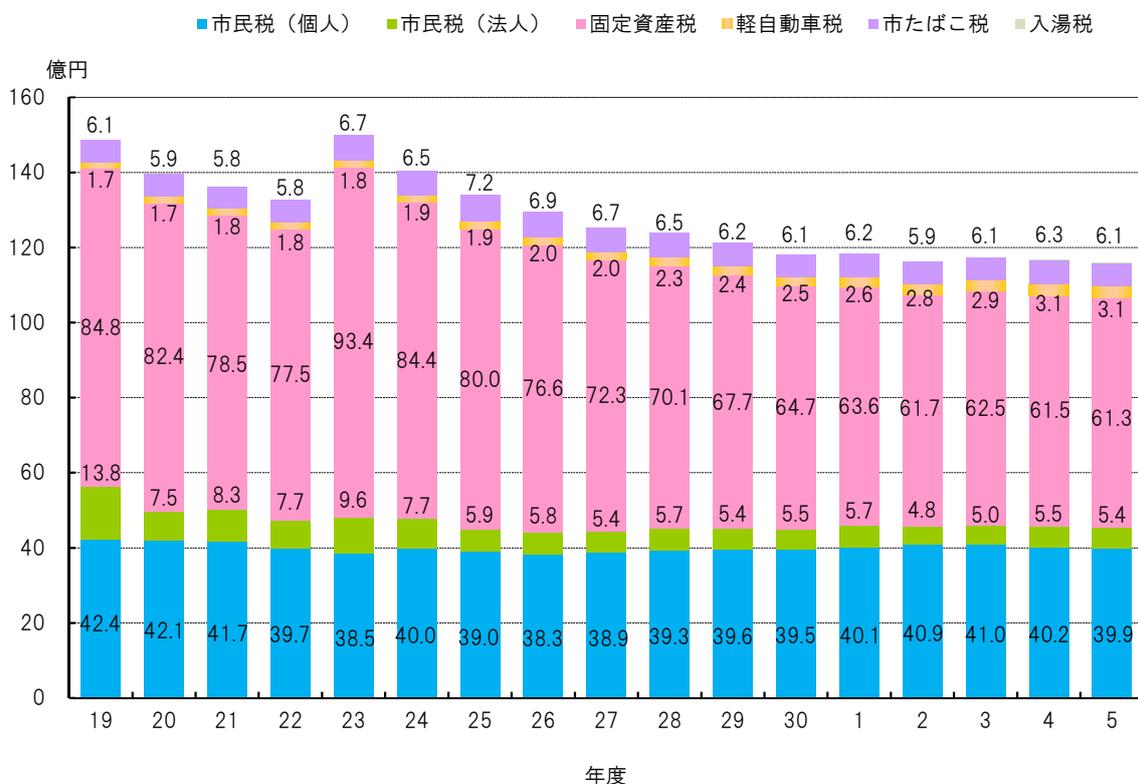
税目	区分	当初予算額	調定額	収入済額		不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
					構成比			対予算	対調定
市民税		4,467,100	4,638,629	4,532,569	39.1	6,185	99,875	101.5	97.7
個人	現年分	3,954,300	4,007,347	3,972,806	34.3	7	34,534	100.5	99.1
	滞繰分	23,300	82,532	21,177	0.2	4,886	56,469	90.9	25.7
法人	現年分	487,700	544,036	537,625	4.6	0	6,411	110.2	98.8
	滞繰分	1,800	4,714	961	0.0	1,292	2,461	53.4	20.4
固定資産税		6,099,600	6,266,390	6,125,090	52.9	4,812	136,488	100.4	97.7
固定資産	現年分	5,999,300	6,075,758	6,026,883	52.0	18	48,857	100.5	99.2
	滞繰分	31,900	122,225	29,800	0.3	4,794	87,631	93.4	24.4
	交付金・納付金	68,400	68,407	68,407	0.6	0	0	100.0	100.0
軽自動車税		298,000	319,764	311,815	2.7	958	6,991	104.6	97.5
	現年分	276,600	287,104	284,321	2.5	34	2,749	102.8	99.0
	滞繰分	2,500	7,158	1,992	0.0	924	4,242	79.7	27.8
	環境性能割	18,900	25,502	25,502	0.2	0	0	134.9	100.0
市たばこ税		599,800	614,349	614,349	5.3	0	0	102.4	100.0
入湯税		1,800	5,178	5,178	0.0	0	0	287.7	100.0
特別土地保有税		0	0	0	0.0	0	0	0	0
	現年分	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	滞繰分	-	-	-	-	-	-	-	-
市税合計		11,466,300	11,844,310	11,589,001	100.0	11,955	243,354	101.1	97.8
	現年分	11,406,800	11,627,681	11,535,071	99.5	59	92,551	101.1	99.2
	滞繰分	59,500	216,629	53,930	0.5	11,896	150,803	90.6	24.9

(2) 令和5年度市税決算額構成比

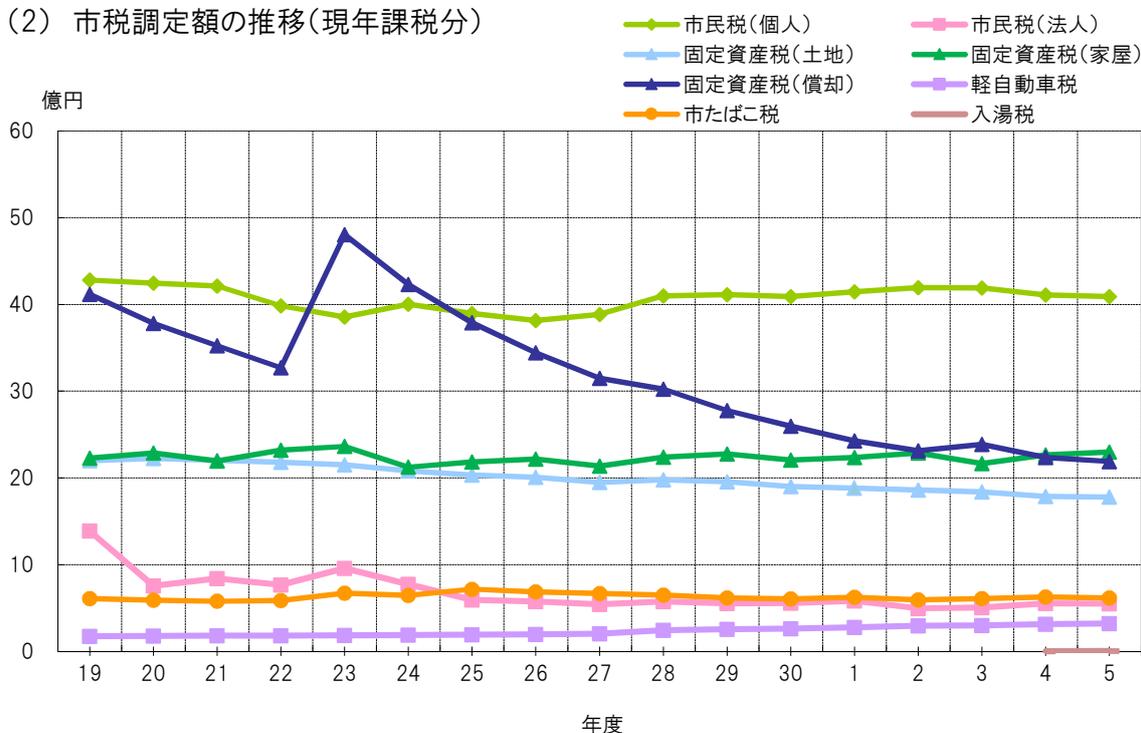


8. 市税決算額等の推移

(1) 市税決算額の推移



(2) 市税調定額の推移(現年課税分)



市町村税の徴収実績、決算書より

9. 市税決算額等の年度別推移

(単位:千円、%)

税目			年度	令和元年度			令和2年度			令和3年度			
				調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	
市民税	個人	現年課税分	均等割	143,141	141,856	99.1	143,897	143,100	99.4	143,774	142,823	99.3	
			所得割	3,867,050	3,832,645	99.1	3,927,859	3,906,327	99.5	3,951,091	3,925,340	99.3	
			小計	4,010,191	3,974,501	99.1	4,071,756	4,049,427	99.5	4,094,865	4,068,163	99.3	
		滞納繰越分	136,107	37,144	27.3	120,222	41,336	34.4	94,268	27,463	29.1		
		計	4,146,298	4,011,645	96.8	4,191,978	4,090,763	97.6	4,189,133	4,095,626	97.8		
	法人	現年課税分	均等割	243,291	242,407	99.6	237,331	233,036	99.6	243,704	242,611	99.6	
			法人税割	331,504	330,299	99.6	250,250	245,722	98.2	250,453	249,330	99.6	
			小計	574,795	572,706	99.6	487,581	478,758	98.2	494,157	491,941	99.6	
		滞納繰越分	8,033	1,710	21.3	7,975	1,518	19.0	12,269	6,962	56.7		
		計	582,828	574,416	98.6	495,556	480,276	96.9	506,426	498,903	98.5		
	計	現年課税分	4,584,986	4,547,207	99.2	4,559,337	4,528,185	99.3	4,589,022	4,560,104	99.4		
		滞納繰越分	144,140	38,854	27.0	128,197	42,854	33.4	106,537	34,425	32.3		
		計	4,729,126	4,586,061	97.0	4,687,534	4,571,039	97.5	4,695,559	4,594,529	97.8		
	固定資産税	純固定資産	現年課税分	土地	1,807,054	1,790,705	99.1	1,792,912	1,744,553	97.3	1,739,661	1,728,501	99.4
				家屋	2,149,709	2,130,260	99.1	2,203,387	2,143,957	97.3	2,051,145	2,037,987	99.4
償却資産				2,333,111	2,312,002	99.1	2,228,653	2,168,542	97.3	2,257,832	2,243,348	99.4	
小計				6,289,874	6,232,967	99.1	6,224,952	6,057,052	97.3	6,048,638	6,009,836	99.4	
滞納繰越分			188,267	62,117	33.0	164,158	43,315	26.4	274,501	168,786	61.5		
計			6,478,141	6,295,084	97.2	6,389,110	6,100,367	95.5	6,323,139	6,178,622	97.7		
国有資産等交付金・納付金		66,010	66,010	100.0	67,791	67,791	100.0	66,487	66,487	100.0			
計		現年課税分	6,355,884	6,298,977	99.1	6,292,743	6,124,843	97.3	6,115,125	6,076,323	99.4		
		滞納繰越分	188,267	62,117	33.0	164,158	43,315	26.4	274,501	168,786	61.5		
		計	6,544,151	6,361,094	97.2	6,456,901	6,168,158	95.5	6,389,626	6,245,109	97.7		
軽自動車税	現年課税分	257,803	253,118	98.2	265,429	262,477	98.9	273,527	270,764	99.0			
	滞納繰越分	13,514	4,308	31.9	12,468	4,414	35.4	9,642	3,027	31.4			
	環境性能割	5,055	5,055	100.0	18,090	18,090	100.0	15,108	15,108	100.0			
	計	276,372	262,481	95.0	295,987	284,981	96.3	298,277	288,899	96.9			
市たばこ税				622,198	622,198	100.0	593,931	593,931	100.0	607,762	607,762	100.0	
入湯税													
特別土地保有税	現年課税分	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0			
	滞納繰越分	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0			
	計	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0			
総計	現年課税分	11,825,926	11,726,555	99.2	11,729,530	11,527,526	98.3	11,600,544	11,530,061	99.4			
	滞納繰越分	345,921	105,279	30.4	304,823	90,583	29.7	390,680	206,238	52.8			
	計	12,171,847	11,831,834	97.2	12,034,353	11,618,109	96.5	11,991,224	11,736,299	97.9			

(単位:千円、%)

税目			年度	令和4年度			令和5年度		
				調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
市民税	個人	現年課税分	均等割	141,984	141,032	99.3	141,080	139,853	99.1
			所得割	3,880,776	3,854,977	99.3	3,866,267	3,832,953	99.1
			小計	4,022,760	3,996,009	99.3	4,007,347	3,972,806	99.1
		滞納繰越分	86,630	25,189	29.1	82,532	21,177	25.7	
		計	4,109,390	4,021,198	97.9	4,089,879	3,993,983	97.7	
	法人	現年課税分	均等割	242,378	241,490	99.6	240,655	237,819	98.8
			法人税割	306,589	305,466	99.6	303,381	299,806	98.8
			小計	548,967	546,956	99.6	544,036	537,625	98.8
		滞納繰越分	5,524	1,293	23.4	4,714	961	20.4	
	計	554,491	548,249	98.9	548,750	538,586	98.1		
	計	現年課税分	4,571,727	4,542,965	99.4	4,551,383	4,510,431	99.1	
		滞納繰越分	92,154	26,482	28.7	87,246	22,138	25.4	
計		4,663,881	4,569,447	98.0	4,638,629	4,532,569	97.7		
固定資産税	純固定資産	現年課税分	土地	1,730,406	1,719,611	99.4	1,724,758	1,710,884	99.2
			家屋	2,191,881	2,178,208	99.4	2,228,549	2,210,622	99.2
			償却資産	2,165,527	2,152,018	99.4	2,122,451	2,105,377	99.2
			小計	6,087,814	6,049,837	99.4	6,075,758	6,026,883	99.2
		滞納繰越分	133,532	36,510	27.3	122,225	29,800	24.4	
	計	6,221,346	6,086,347	97.8	6,197,983	6,056,683	97.7		
	国有資産等交付金・納付金	66,888	66,888	100.0	68,407	68,407	100.0		
	計	現年課税分	6,154,702	6,116,725	99.4	6,144,165	6,095,290	99.2	
		滞納繰越分	133,532	36,510	27.3	122,225	29,800	24.4	
		計	6,288,234	6,153,235	97.9	6,266,390	6,125,090	97.7	
軽自動車税	現年課税分	280,688	277,989	99.0	287,104	284,321	99.0		
	滞納繰越分	8,045	2,437	30.3	7,158	1,992	27.8		
	環境性能割	25,790	25,790	100.0	25,502	25,502	100.0		
	計	314,523	306,216	97.4	319,764	311,815	97.5		
市たばこ税			628,021	628,021	100.0	614,349	614,349	100.0	
入湯税			764	764	100	5,178	5,178	100.0	
特別土地保有税	現年課税分	0	0	0.0	0	0	0.0		
	滞納繰越分	0	0	0.0	0	0	0.0		
	計	0	0	0.0	0	0	0.0		
総計	現年課税分	11,661,692	11,592,254	99.4	11,627,681	11,535,071	99.2		
	滞納繰越分	233,731	65,429	28.0	216,629	53,930	24.9		
	計	11,895,423	11,657,683	98.0	11,844,310	11,589,001	97.8		

10. 市税外収入の年度別推移

(単位:千円、%)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比		
地方譲与税	298,079	100.0	321,858	108.0	332,406	103.3	336,787	101.3	337,621	100.2
自動車重量譲与税	200,362	103.7	197,798	98.7	200,133	101.2	199,904	99.9	201,545	100.8
地方揮発油譲与税	69,573	88.7	67,985	97.7	69,996	103.0	66,787	95.4	66,853	100.1
森林環境譲与税	15,681	皆増	33,324	212.5	31,886	95.7	40,586	127.3	40,586	100.0
特別とん譲与税	28,144	107.6	22,751	80.8	30,391	133.6	29,510	97.1	28,637	97.0
利子割交付金	8,982	48.1	9,322	103.8	9,129	97.9	4,350	47.7	4,004	92.0
配当割交付金	72,664	116.5	64,058	88.2	88,791	138.6	85,410	96.2	98,308	115.1
株式等譲渡所得割交付金	39,714	83.6	71,291	179.5	103,346	145.0	59,218	57.3	100,093	169.0
法人事業税交付金	-	-	33,296	皆増	102,984	309.3	156,849	152.3	210,814	134.4
地方消費税交付金	1,405,810	95.9	1,723,455	122.6	1,865,858	108.3	1,907,023	102.2	1,896,573	99.5
ゴルフ場利用税交付金	5,226	100.6	5,275	100.9	5,999	113.7	5,381	89.7	3,494	64.9
環境性能割交付金	16,785	皆増	42,148	251.1	35,175	83.5	51,760	147.1	54,599	105.5
地方特例交付金	77,015	135.3	90,893	118.0	210,736	231.9	77,409	36.7	75,525	97.6
証明閲覧手数料	4,919	133.1	4,219	85.8	4,831	114.5	4,577	94.7	4,107	89.7
府民税徴収事務費委託金	122,740	94.2	127,366	103.8	127,514	100.1	125,610	98.5	125,227	99.7
督促手数料	1,965	101.2	1,874	95.4	1,775	94.7	1,730	97.5	1,633	94.4
延滞金	15,552	123.0	15,178	97.6	21,575	142.1	11,234	52.1	10,170	90.5

※地方揮発油譲与税は平成21年度から。(地方道路譲与税を地方揮発油譲与税に改名)

※森林環境譲与税及び環境性能割交付金は平成31年度、法人事業税交付金は令和2年度から。

※地方特例交付金には、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(令和3年度～)を含む。

11. 税務関係諸証明等の年度別推移

(単位:件、円、%)

区分	年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			前年度比								
所得証明書等 平成30年度まで200円 令和元年度より300円	件数	10,784	88.9	8,933	82.8	9,837	110.1	10,146	103.1	9,214	90.8
	内無料	116	116.0	159	137.1	263	165.4	768	292.0	582	75.8
	内有料	10,672	88.7	8,774	82.2	9,574	109.1	9,378	98.0	8,632	92.0
	金額	3,201,200	133.1	2,632,200	82.2	2,872,200	109.1	2,761,300	96.1	2,343,100	84.9
評価証明書等 平成30年度まで200円 令和元年度より300円	件数	3,468	100.0	2,817	81.2	3,081	109.4	3,004	97.5	3,286	109.4
	内無料	567	110.5	171	30.2	355	207.6	356	100.3	655	184.0
	内有料	2,901	98.1	2,646	91.2	2,726	103.0	2,648	97.1	2,631	99.4
	金額	870,300	147.2	793,800	91.2	817,800	103.0	794,400	97.1	789,300	99.4
住宅 証明用 書家屋 1,300円	件数	270	105.5	237	87.8	299	126.2	718	240.1	242	33.7
	内無料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内有料	270	106.7	237	87.8	299	126.2	718	240.1	242	33.7
	金額	351,000	106.7	308,100	87.8	388,700	126.2	933,400	240.1	314,600	33.7
字 限 図 平成30年度まで200円 令和元年度より400円	件数	511	60.7	632	123.7	578	91.5	532	92.0	336	63.2
	内無料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内有料	511	60.8	632	123.7	578	91.5	532	92.0	336	63.2
	金額	204,400	121.5	252,800	123.7	231,200	91.5	212,800	92.0	134,400	63.2
閲 覧 平成30年度まで100円 令和元年度より200円	件数	29	116.0	3	10.3	7	233.3	18	257.1	11	61.1
	内無料	16	123.1	0	0	0	0	0	0	0	0
	内有料	13	108.3	3	23.1	7	233.3	18	257.1	11	61.1
	金額	2,600	216.7	600	23.1	1,400	233.3	3,600	257.1	2,200	61.1
り 災 証 明 平成30年度まで200円 令和元年度より400円	件数	0	0	6	0	5	83	5	100.0	0	0
	内無料	0	0	2	0	0	0.0	0	0.0	0	0
	内有料	0	0	4	0	5	125	5	100.0	0	0
	金額	0	0	1,600	0	2,000	125	2,000	100.0	0	0
(納 税 証 明 平成30年度まで200円 令和元年度より300円)	件数	1,222	122.1	804	65.8	1,142	142.0	959	84.0	1,190	124.1
	内無料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内有料	1,222	122.1	804	65.8	1,142	142.0	959	84.0	1,190	124.1
	金額	366,500	183.1	241,200	65.8	342,600	142.0	287,700	84.0	357,000	124.1
(軽 自動車 納税 証明 用) 0円	件数	5,718	102.5	1,230	21.5	3,025	245.9	2,729	90.2	3,229	118.3
	内無料	5,718	102.5	1,230	21.5	3,025	245.9	2,729	90.2	3,229	118.3
	内有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	件数	22,002	92.3	14,662	66.6	17,974	122.6	18,111	100.8	17,508	96.7
	内無料	6,417	95.0	1,562	24.3	3,643	233.2	3,853	105.8	4,466	115.9
	内有料	15,589	91.2	13,100	84.0	14,331	109.4	14,258	99.5	13,042	91.5
	金額	4,996,000	135.2	4,230,300	84.7	4,655,900	110.1	4,995,200	107.3	3,940,600	78.9

※令和元年度から、発行手数料改定

※令和4年10月13日から令和6年3月31日の間、所得証明書等をマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等の多機能端末機から発行した場合、手数料は200円とした。

12. 税務関係経費の年度別推移

(単位:千円、%)

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
税収入額	市税 (A)		11,831,834	11,618,109	11,736,299	11,657,683	11,589,001
	個人府民税		2,663,429	2,716,235	2,719,466	2,670,021	2,652,099
	合計 (B)		14,495,263	14,334,344	14,455,765	14,327,704	14,241,100
徴税費	人件費	基本給	125,909	120,976	113,634	114,082	99,336
		諸手当	68,330	66,306	61,098	58,485	54,151
		超過勤務手当	10,853	12,770	10,934	9,267	9,878
		税務特別手当	72	72	72	72	72
		その他手当	57,405	53,464	50,092	49,146	44,201
		その他	46,375	52,801	13,533	51,703	49,716
		小計 (C)	240,614	240,083	188,265	224,270	203,203
	需用費	旅費	258	392	637	412	613
		賃金	18,650	6,103	0	0	0
		その他	72,932	55,909	45,641	58,319	58,017
		小計 (D)	91,840	62,404	46,278	58,731	58,630
	報奨金などに類する経費	前納報奨金	-	-	-	-	-
		納税貯蓄組合補助金	-	-	-	-	-
		納税奨励金	-	-	-	-	-
		その他	10	10	10	10	10
		小計 (E)	10	10	10	10	10
	その他 (F)		73,118	74,861	72,922	73,129	76,424
	合計 (G) (C)+(D)+(E)+(F)		405,582	377,358	307,475	356,140	338,267
	府民税徴収取扱費	納税通知書を基準にした金額	-	-	-	-	-
		徴収金額を基準にした金額	-	-	-	-	-
		納税義務者数を基準にした金額	122,703	123,498	123,126	121,461	120,885
		報奨金の額に相当する金額等	37	27	24	6	0
		合計 (H)	122,740	123,525	123,150	121,467	120,885
(G)-(H)	(I)	282,842	253,833	184,325	234,673	217,382	
税収入額に対する徴税費の割合	(G)/(B)	2.8	2.6	2.1	2.5	2.4	
	(I)/(A)	2.4	2.2	1.6	2.0	1.9	
参考(京都市平均)	(G)/(B)						
	(I)/(A)						

市町村税課税状況等の調より

13. 市税負担状況の年度別推移

(単位:円、%)

年度 区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
市税総額	人口1人あたり	148,935 101.5	148,525 99.7	149,799 100.9	151,051 100.8	153,049 101.3				
	1世帯あたり	342,644 100.6	340,497 99.4	337,328 99.1	338,247 100.3	339,833 100.5				
	決算額 (単位:千円)	11,831,834	11,618,109	11,736,299	11,657,683	11,589,001				
市民税	人口1人あたり	57,728 103.4	58,436 101.2	58,643 100.4	59,207 101.0	59,859 101.1				
	1世帯あたり	132,810 102.5	133,966 100.9	132,057 98.6	132,582 100.4	132,912 100.2				
	決算額 (単位:千円)	4,586,061	4,571,039	4,594,530	4,569,447	4,532,569				
固定資産税	人口1人あたり	80,071 99.6	78,854 98.5	79,711 101.1	79,729 100.0	80,890 101.5				
	1世帯あたり	184,214 98.8	180,773 98.1	179,498 99.3	178,536 99.5	179,611 100.6				
	決算額 (単位:千円)	6,361,094	6,168,158	6,245,108	6,153,235	6,125,090				
軽自動車税	人口1人あたり	3,304 107.5	3,643 110.3	3,687 101.2	3,968 107.6	4,118 103.8				
	1世帯あたり	7,601 106.6	8,352 109.9	8,304 99.4	8,885 107.0	9,144 102.9				
	決算額 (単位:千円)	262,481	284,981	288,899	306,216	311,815				
市たばこ税	人口1人あたり	7,832 104.1	7,593 96.9	7,757 102.2	8,137 104.9	8,113 99.7				
	1世帯あたり	18,019 103.3	17,407 96.6	17,468 100.4	18,222 104.3	18,015 98.9				
	決算額 (単位:千円)	622,198	593,931	607,762	628,021	614,349				
入湯税	人口1人あたり				10 皆増	68 皆増				
	1世帯あたり				22 皆増	152 皆増				
	決算額 (単位:千円)				764	5,178				
特別土地保有税	人口1人あたり	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0				
	1世帯あたり	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0				
	決算額 (単位:千円)	0	0	0	0	0				
推計人口	79,443 98.7	78,223 98.5	78,347 100.2	77,177 98.5	75,721 98.1					
世帯数	34,531 99.5	34,121 98.8	34,792 102.0	34,465 99.1	34,102 98.9					

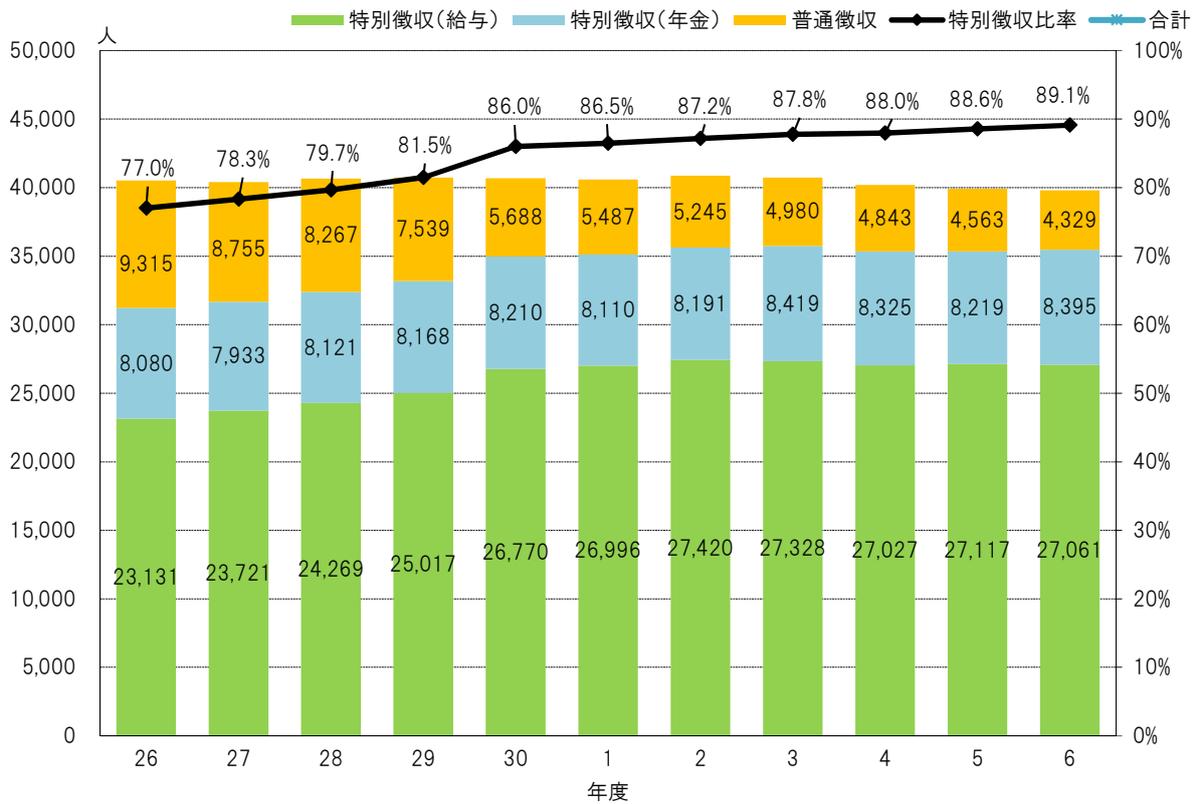
※市民税負担額は個人市民税と法人市民税を合計したものです。

※固定資産税負担額は土地、家屋、償却資産及び交付金等を合計したものです。

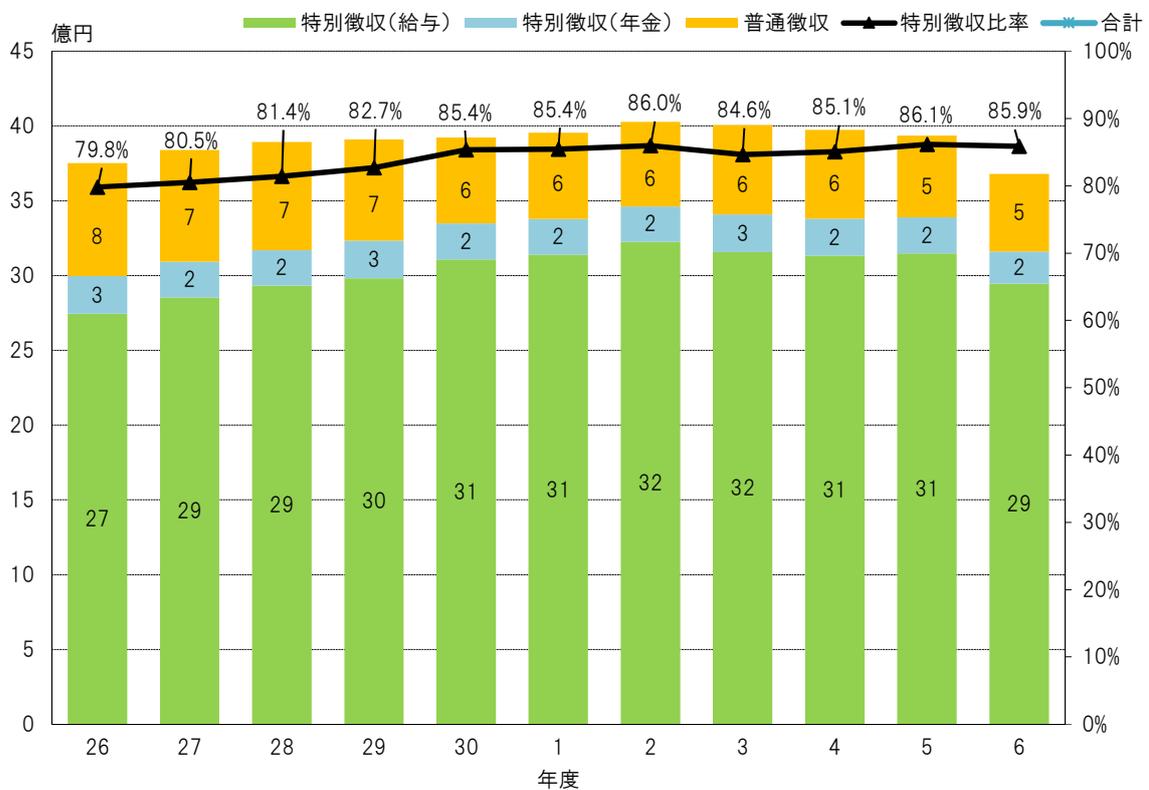
II. 市民稅

1. 個人市民税関係グラフ

(1) 個人市民税の納税義務者数の推移



(2) 個人市民税の当初調定額の推移



市町村税の課税状況等の調より

2. 個人市民税の納税義務者数の年度別推移

(単位:人、%)

年度 区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		納税義務者数	構成比								
普通徴収	均等割のみ	1,007	19.2	883	17.7	825	17.0	805	17.6	1,244	28.7
	均等割+所得割	4,238	80.8	4,097	82.3	4,018	83.0	3,758	82.4	3,085	71.3
	計	5,245	100.0	4,980	100.0	4,843	100.0	4,563	100.0	4,329	100.0
特別徴収(年金)	均等割のみ	1,652	20.2	1,625	19.3	1,695	20.4	1,670	20.3	2,565	30.6
	均等割+所得割	6,539	79.8	6,794	80.7	6,630	79.6	6,549	79.7	5,830	69.4
	計	8,191	100.0	8,419	100.0	8,325	100.0	8,219	100.0	8,395	100.0
特別徴収(給与)	均等割のみ	1,238	4.5	1,279	4.7	1,226	4.5	1,162	4.3	2,101	7.8
	均等割+所得割	26,182	95.5	26,049	95.3	25,801	95.5	25,955	95.7	24,960	92.2
	計	27,420	100.0	27,328	100.0	27,027	100.0	27,117	100.0	27,061	100.0
合計	均等割のみ	3,897	9.5	3,787	9.3	3,746	9.3	3,637	9.1	5,910	14.9
	均等割+所得割	36,959	90.5	36,940	90.7	36,449	90.7	36,262	90.9	33,875	85.1
	計	40,856	100.0	40,727	100.0	40,195	100.0	39,899	100.0	39,785	100.0
特別徴収義務者数	給与	3,069		3,041		3,057		3,053		3,080	
	年金	8		8		8		7		7	

市町村税課税状況等の調より

3. 個人市民税の当初調定額の年度別推移

(単位:千円、%)

区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		調定額	構成比									
市民税	普通徴収	均等割額	24,190	4.3	23,597	3.9	22,902	3.9	22,209	4.1	18,069	3.5
		所得割額	540,557	95.7	574,577	96.1	570,629	96.1	523,035	95.9	501,024	96.5
		計	564,747	100.0	598,174	100.0	593,531	100.0	545,244	100.0	519,093	100.0
	特別徴収(年金)	均等割額	22,828	9.6	23,301	9.2	23,132	9.4	22,523	9.3	20,130	9.4
		所得割額	213,757	90.4	229,216	90.8	223,305	90.6	219,219	90.7	195,007	90.6
		計	236,585	100.0	252,517	100.0	246,437	100.0	241,742	100.0	215,137	100.0
	特別徴収(給与)	均等割額	95,978	3.0	95,653	3.0	94,631	3.0	94,918	3.0	81,162	2.8
		所得割額	3,128,562	97.0	3,058,929	97.0	3,037,827	97.0	3,052,209	97.0	2,862,513	97.2
		計	3,224,540	100.0	3,154,582	100.0	3,132,458	100.0	3,147,127	100.0	2,943,675	100.0
	合計	均等割額	142,996	3.6	142,551	3.6	140,665	3.5	139,650	3.5	119,361	3.2
		所得割額	3,882,876	96.4	3,862,722	96.4	3,831,761	96.5	3,794,463	96.5	3,558,544	96.8
		計	4,025,872	100.0	4,005,273	100.0	3,972,426	100.0	3,934,113	100.0	3,677,905	100.0
府民税	普通徴収	均等割額	14,541	3.9	14,191	3.6	13,770	3.5	13,356	3.7	9,638	2.8
		所得割額	359,613	96.1	382,160	96.4	379,605	96.5	348,031	96.3	333,408	97.2
		計	374,154	100.0	396,351	100.0	393,375	100.0	361,387	100.0	343,046	100.0
	特別徴収(年金)	均等割額	13,668	8.8	13,947	8.4	13,850	8.5	13,482	8.5	10,734	7.6
		所得割額	142,318	91.2	152,617	91.6	148,649	91.5	145,931	91.5	129,967	92.4
		計	155,986	100.0	166,564	100.0	162,499	100.0	159,413	100.0	140,701	100.0
	特別徴収(給与)	均等割額	57,588	2.7	57,393	2.7	56,780	2.7	56,952	2.7	43,286	2.2
		所得割額	2,085,400	97.3	2,039,022	97.3	2,024,951	97.3	2,034,495	97.3	1,907,893	97.8
		計	2,142,988	100.0	2,096,415	100.0	2,081,731	100.0	2,091,447	100.0	1,951,179	100.0
	合計	均等割額	85,797	3.2	85,531	3.2	84,400	3.2	83,790	3.2	63,658	2.6
		所得割額	2,587,331	96.8	2,573,799	96.8	2,553,205	96.8	2,528,457	96.8	2,371,268	97.4
		計	2,673,128	100.0	2,659,330	100.0	2,637,605	100.0	2,612,247	100.0	2,434,926	100.0
合計	普通徴収	均等割額	38,731	4.1	37,788	3.8	36,672	3.7	35,565	3.9	27,707	3.2
		所得割額	900,170	95.9	956,737	96.2	950,234	96.3	871,066	96.1	834,432	96.8
		計	938,901	100.0	994,525	100.0	986,906	100.0	906,631	100.0	862,139	100.0
	特別徴収(年金)	均等割額	36,496	9.3	37,248	8.9	36,982	9.0	36,005	9.0	30,864	8.7
		所得割額	356,075	90.7	381,833	91.1	371,954	91.0	365,150	91.0	324,974	91.3
		計	392,571	100.0	419,081	100.0	408,936	100.0	401,155	100.0	355,838	100.0
	特別徴収(給与)	均等割額	153,566	2.9	153,046	2.9	151,411	2.9	151,870	2.9	124,448	2.5
		所得割額	5,213,962	97.1	5,097,951	97.1	5,062,778	97.1	5,086,704	97.1	4,770,406	97.5
		計	5,367,528	100.0	5,250,997	100.0	5,214,189	100.0	5,238,574	100.0	4,894,854	100.0
	合計	均等割額	228,793	3.4	228,082	3.4	225,065	3.4	223,440	3.4	183,019	3.0
		所得割額	6,470,207	96.6	6,436,521	96.6	6,384,966	96.6	6,322,920	96.6	5,929,812	97.0
		計	6,699,000	100.0	6,664,603	100.0	6,610,031	100.0	6,546,360	100.0	6,112,831	100.0

市税調定資料より

4. 個人市民税の所得区分別当初調定額等の年度別推移

区分		年度		令和2年度			令和3年度		
		人	員	均等割額	所得割額	人	員	均等割額	所得割額
均等割のみ納める者	給与所得者	1,738	6,083	-	1,705	5,968	-		
	営業所得者	305	1,067	-	277	968	-		
	農業所得者	11	39	-	9	32	-		
	その他の所得者	1,810	6,335	-	1,763	6,171	-		
	家屋敷等のみ	33	116	-	33	116	-		
	計	3,897	13,640	-	3,787	13,255	-		
均等割と所得割を納める者	給与所得者	29,445	103,058	3,359,726	29,371	102,798	3,300,621		
	営業所得者	1,384	4,843	181,245	1,321	4,625	176,717		
	農業所得者	14	49	1,278	17	59	2,025		
	その他の所得者	6,116	21,406	340,653	6,231	21,808	383,202		
	計	36,959	129,356	3,882,902	36,940	129,290	3,862,565		
合計	給与所得者	31,183	109,141	3,359,726	31,076	108,766	3,300,621		
	営業所得者	1,689	5,910	181,245	1,598	5,593	176,717		
	農業所得者	25	88	1,278	26	91	2,025		
	その他の所得者	7,926	27,741	340,653	7,994	27,979	383,202		
	家屋敷等のみ	33	116	-	33	116	-		
	計	40,856	142,996	3,882,902	40,727	142,545	3,862,565		

(単位:人、千円)

令和4年度			令和5年度			令和6年度					
人	員	均等割額	所得割額	人	員	均等割額	所得割額	人	員	均等割額	所得割額
1,614	5,649	-		1,555	5,443	-		2,735	8,205	-	
279	975	-		284	993	-		384	1,152	-	
11	39	-		9	32	-		11	33	-	
1,813	6,346	-		1,761	6,164	-		2,752	8,256	-	
29	102	-		28	98	-		28	84	-	
3,746	13,111	-		3,637	12,730	-		5,910	17,730	-	
29,013	101,546	3,270,392		29,176	102,116	3,291,098		27,805	83,415	3,291,098	
1,383	4,841	212,932		1,215	4,253	171,365		1,039	3,117	171,365	
19	66	752		13	45	737		16	48	737	
6,034	21,119	347,972		5,858	20,503	331,227		5,015	15,045	331,227	
36,449	127,572	3,832,048		36,262	126,917	3,794,427		33,875	101,625	3,794,427	
30,627	107,195	3,270,392		30,731	107,559	3,291,098		30,540	91,620	3,291,098	
1,662	5,816	212,932		1,499	5,246	171,365		1,423	4,269	171,365	
30	105	752		22	77	737		27	81	737	
7,847	27,465	347,972		7,619	26,667	331,227		7,767	23,301	331,227	
29	102	-		28	98	-		28	84	-	
40,195	140,683	3,832,048		39,899	139,647	3,794,427		39,785	119,355	3,794,427	

市町村税課税状況等の調より

5. 個人市民税の所得区分別課税状況の年度別推移

所得者別・区分		年度		令和2年度			令和3年度		
		金	額 構 成 比	前 年 度 比	金	額 構 成 比	前 年 度 比		
給与所得者	総所得金額等	92,371,882	84.3%	101.9%	94,709,582	83.3%	102.5%		
	所得控除額	33,940,113	83.2%	101.4%	36,929,637	83.0%	108.8%		
	課税標準額	58,431,769	84.9%	102.1%	57,779,945	83.5%	98.9%		
	算出税額	3,504,708	85.7%	102.1%	3,465,598	84.7%	98.9%		
	税額控除額	調整控除額	56,128	75.0%	99.8%	56,265	75.3%	100.2%	
		配当控除	536	31.0%	115.5%	412	29.7%	76.9%	
		住宅借入金等特別税額控除	63,424	96.8%	100.8%	67,544	96.8%	106.5%	
		寄附金税額控除	48,555	80.7%	111.2%	65,917	83.3%	135.8%	
	外国税額控除	353	0.0%	-	67	85.9%	19.0%		
	税額調整額	184	63.4%	29.4%	212	71.9%	115.2%		
	配当割額の控除額	373	15.9%	80.7%	192	11.4%	89.9%		
	株式等譲渡所得割額の控除額	396	20.0%		499	21.8%			
	特別税額控除額(定額減税)	-	-	-	-	-	-		
所得割額	3,334,759	85.9%	102.1%	3,274,490	84.8%	98.2%			
営業所得者	総所得金額等	4,753,602	4.3%	107.0%	4,692,432	4.1%	98.7%		
	所得控除額	1,592,860	3.9%	105.2%	1,649,335	3.7%	103.5%		
	課税標準額	3,160,742	4.6%	107.9%	3,043,097	4.4%	96.3%		
	算出税額	189,587	4.6%	107.9%	182,529	4.5%	96.3%		
	税額控除額	調整控除額	3,198	4.3%	102.2%	2,942	3.9%	92.0%	
		配当控除	26	1.5%	236.4%	25	1.8%	96.2%	
		住宅借入金等特別税額控除	2,026	3.1%	108.4%	2,017	2.9%	99.6%	
		寄附金税額控除	6,111	10.2%	120.9%	5,639	7.1%	92.3%	
	外国税額控除	0	0.0%	0.0%	2	2.5%	-		
	税額調整額	26	9.0%	216.7%	24	8.1%	92.3%		
	配当割額の控除額	131	5.6%	700.0%	45	2.7%	33.7%		
	株式等譲渡所得割額の控除額	44	2.2%		14	0.6%			
	特別税額控除額(定額減税)	-	-	-	-	-	-		
所得割額	178,025	4.6%	107.5%	171,821	4.4%	96.5%			
農業所得者	総所得金額等	39,282	0.0%	75.3%	52,133	0.1%	132.7%		
	所得控除額	17,513	0.0%	68.0%	17,882	0.0%	102.1%		
	課税標準額	21,769	0.0%	82.5%	34,251	0.1%	157.3%		
	算出税額	1,305	0.0%	82.5%	2,055	0.0%	157.5%		
	税額控除額	調整控除額	27	0.0%	50.9%	30	0.0%	111.1%	
		配当控除	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
		住宅借入金等特別税額控除	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
		寄附金税額控除	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
	外国税額控除	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%		
	税額調整額	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%		
	配当割額の控除額	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%		
	株式等譲渡所得割額の控除額	0	0.0%		0	0.0%			
	特別税額控除額(定額減税)	-	-	-	-	-	-		
所得割額	1,278	0.0%	83.7%	2,025	0.1%	158.5%			

(単位:千円)

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
金	額 構 成 比	前年度比	金	額 構 成 比	前年度比	金	額 構 成 比	前年度比
94,095,625	83.5%	99.4%	94,879,556	84.6%	100.8%	94,720,881	84.3%	99.8%
36,458,475	83.1%	98.7%	36,544,792	83.7%	100.2%	35,649,137	85.3%	97.5%
57,637,150	83.7%	99.8%	58,334,764	85.1%	101.2%	59,071,744	83.8%	101.3%
3,457,029	84.6%	99.8%	3,498,873	86.1%	101.2%	3,543,137	85.4%	101.3%
55,285	75.7%	98.3%	54,796	76.3%	99.1%	51,297	78.4%	93.6%
528	26.0%	128.2%	634	30.1%	120.1%	670	29.7%	105.7%
70,233	97.2%	104.0%	68,627	97.1%	97.7%	59,250	96.3%	86.3%
87,936	86.8%	133.4%	105,864	86.3%	120.4%	123,060	88.0%	116.2%
0	0.0%	0.0%	93	63.3%	-	13	48.1%	-
328	74.9%	154.7%	345	78.4%	105.2%	27	100.0%	7.8%
290	14.3%	115.3%	506	25.6%	107.7%	696	23.2%	132.2%
507	14.7%		352	27.3%		438	11.2%	
-	-	-	-	-	-	263,782	83.8%	-
3,241,922	84.6%	99.0%	3,267,656	86.1%	100.8%	3,267,656	86.4%	100.0%
5,336,723	4.7%	113.7%	4,497,048	4.0%	84.3%	4,279,568	3.8%	95.2%
1,690,683	3.9%	102.5%	1,518,196	3.5%	89.8%	1,354,648	3.2%	89.2%
3,646,040	5.3%	119.8%	2,978,852	4.4%	81.7%	2,924,920	4.4%	98.2%
218,709	5.4%	119.8%	178,682	4.4%	81.7%	175,451	4.2%	98.2%
2,948	4.0%	100.2%	2,579	3.6%	87.5%	2,194	3.4%	85.1%
34	1.7%	136.0%	30	1.4%	88.2%	46	2.0%	153.3%
1,914	2.6%	94.9%	1,752	2.5%	91.5%	2,000	3.3%	114.2%
6,103	6.0%	108.2%	7,408	6.0%	121.4%	7,627	5.5%	103.0%
0	0.0%	0.0%	47	32.0%	-	4	14.8%	-
39	8.9%	162.5%	19	4.3%	48.7%	0	0.0%	0.0%
47	2.3%	222.0%	57	2.9%	43.5%	114	3.8%	200.0%
84	2.4%		0	0.0%		0	0.0%	
-	-	-	-	-	-	9,715	3.1%	-
207,540	5.4%	120.8%	166,790	4.4%	80.4%	153,751	4.1%	92.2%
30,152	0.0%	57.8%	23,566	0.0%	78.2%	58,645	0.1%	248.9%
16,766	0.0%	93.8%	10,891	0.0%	65.0%	19,039	0.0%	174.8%
13,386	0.1%	39.1%	12,675	0.0%	94.7%	39,606	0.1%	312.5%
802	0.0%	39.0%	760	0.0%	94.8%	2,376	0.1%	312.6%
34	0.1%	113.3%	23	0.0%	67.6%	37	0.1%	160.9%
0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
16	0.1%	-	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	#DIV/0!
0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
0	0.0%		0	0.0%		0	0.0%	
-	-	-	-	-	-	168	0.1%	-
752	0.0%	37.1%	737	0.0%	98.0%	2,171	0.1%	294.6%

5 個人市民税の所得区分別課税状況の年度別推移(つづき)

所得者別・区分		年度		令和2年度			令和3年度		
		金	額	構 成 比	前 年 度 比	金	額	構 成 比	前 年 度 比
その他の所得者	総所得金額等	10,010,609	9.1%	99.0%	10,853,757	9.5%	108.4%		
	所得控除額	4,867,970	11.9%	98.5%	5,490,797	12.3%	112.8%		
	課税標準額	5,142,639	7.5%	99.4%	5,362,960	7.7%	104.3%		
	算出税額	308,319	7.5%	99.4%	321,534	7.9%	104.3%		
	税額控除額	調整控除額	14,971	20.0%	97.9%	15,012	20.1%	100.3%	
		配当控除	878	50.8%	108.1%	780	56.1%	88.8%	
		住宅借入金等特別税額控除	77	0.1%	96.3%	58	0.1%	75.3%	
		寄付金税額控除	1,723	2.9%	99.0%	2,745	3.5%	159.3%	
	外国税額控除	3	0.0%	-	8	10.3%	266.7%		
	税額調整額	80	27.6%	111.1%	59	20.0%	73.8%		
	配当割額の控除額	826	35.1%	136.7%	828	49.2%	95.9%		
	株式等譲渡所得割額の控除額	153	7.7%		111	4.8%			
	特別税額控除額(定額減税)	-	-	-	-	-	-		
	所得割額	289,608	7.5%	99.4%	301,933	7.8%	104.3%		
分離課税所得者	総所得金額等	2,403,585	2.2%	92.5%	3,423,556	3.0%	142.4%		
	所得控除額	351,368	0.9%	110.0%	426,469	1.0%	121.4%		
	課税標準額	2,052,217	3.0%	90.0%	2,997,087	4.3%	146.0%		
	算出税額	86,173	2.1%	92.7%	120,234	2.9%	139.5%		
	税額控除額	調整控除額	466	0.6%	115.1%	502	0.7%	107.7%	
		配当控除	290	16.8%	168.6%	172	12.4%	59.3%	
		住宅借入金等特別税額控除	15	0.0%	65.2%	167	0.2%	1113.3%	
		寄付金税額控除	3,762	6.3%	116.7%	4,812	6.1%	127.9%	
	外国税額控除	0	0.0%	0.0%	1	1.3%	-		
	税額調整額	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%		
	配当割額の控除額	1,021	43.4%	72.6%	618	36.7%	94.9%		
	株式等譲渡所得割額の控除額	1,387	70.1%		1,666	72.8%			
	特別税額控除額(定額減税)	-	-	-	-	-	-		
	所得割額	79,232	2.0%	85.5%	112,296	2.9%	141.7%		
合計	総所得金額等	109,578,960	100.0%	102.8%	113,731,460	100.0%	103.8%		
	所得控除額	40,769,824	100.0%	102.5%	44,514,120	100.0%	109.2%		
	課税標準額	68,809,136	100.0%	103.0%	69,217,340	100.0%	100.6%		
	算出税額	4,090,092	100.0%	103.2%	4,091,950	100.0%	100.0%		
	税額控除額	調整控除額	74,790	100.0%	99.0%	74,751	100.0%	99.9%	
		配当控除	1,730	100.0%	150.0%	1,389	100.0%	80.3%	
		住宅借入金等特別税額控除	65,542	100.0%	112.2%	69,786	100.0%	106.5%	
		寄付金税額控除	60,151	100.0%	144.5%	79,113	100.0%	131.5%	
	外国税額控除	356	100.0%	-	78	100.0%	21.9%		
	税額調整額	290	100.0%	52.4%	295	100.0%	101.7%		
	配当割額の控除額	2,351	100.0%	88.3%	1,683	100.0%	91.7%		
	株式等譲渡所得割額の控除額	1,980	100.0%		2,290	100.0%			
	特別税額控除額(定額減税)	-	-	-	-	-	-		
	所得割額	3,882,902	100.0%	102.7%	3,862,565	100.0%	99.5%		

※構成比: 給与所得者+営業所得者+農業所得者+その他の所得者+分離課税所得者

(単位:千円)

令和4年度			令和5年度			令和6年度					
金	額	構成比	前年度比	金	額	構成比	前年度比	金	額	構成比	前年度比
10,539,631	9.3%	97.1%		10,020,436	8.9%	95.1%		9,255,903	8.2%	92.4%	
5,358,182	12.2%	97.6%		5,197,868	11.9%	97.0%		4,343,285	10.4%	83.6%	
5,181,449	7.5%	96.6%		4,822,568	7.0%	93.1%		4,912,618	7.0%	101.9%	
310,647	7.6%	96.6%		289,120	7.1%	93.1%		294,562	7.1%	101.9%	
14,324	19.6%	95.4%		13,972	19.5%	97.5%		11,385	17.4%	81.5%	
1,236	60.8%	158.5%		1,294	61.4%	104.7%		1,100	48.8%	85.0%	
7	0.0%	12.1%		169	0.2%	2414.3%		154	0.3%	91.1%	
2,987	2.9%	108.8%		4,457	3.6%	149.2%		3,570	2.6%	80.1%	
3	4.5%	37.5%		5	3.4%	166.7%		0	0.0%	0.0%	
71	16.2%	120.3%		76	17.3%	107.0%		-	0.0%	0.0%	
563	27.7%	69.5%		654	33.0%	129.1%		862	28.8%	117.3%	
90	2.6%			189	14.7%			127	3.2%		
-	-	-		-	-	-		38,648	12.3%	-	
291,366	7.6%	96.5%		268,304	7.1%	92.1%		238,716	6.3%	89.0%	
2,746,432	2.4%	80.2%		2,731,317	2.5%	99.4%		3,992,424	2.5%	146.2%	
374,885	0.8%	87.9%		369,820	0.9%	98.6%		436,374	0.9%	118.0%	
2,371,547	3.4%	79.1%		2,361,497	3.5%	99.6%		3,556,050	3.5%	150.6%	
99,477	2.4%	82.7%		98,031	2.4%	98.5%		133,885	3.2%	136.6%	
396	0.6%	78.9%		437	0.6%	110.4%		481	0.7%	110.1%	
236	11.5%	137.2%		148	7.1%	62.7%		437	7.1%	295.3%	
77	0.1%	46.1%		108	0.2%	140.3%		114	0.2%	105.6%	
4,333	4.3%	90.0%		4,886	4.1%	112.8%		5,632	4.1%	115.3%	
63	95.5%	6300.0%		2	1.3%	3.2%		10	1.3%	500.0%	
0	0.0%	0.0%		0	0.0%	0.0%		0	0.0%	0.0%	
1,129	55.7%	170.9%		763	38.5%	38.7%		1,324	44.2%	309.8%	
2,775	80.3%			747	58.0%			3,354	85.6%		
-	-	-		-	-	-		2,571	0.8%	-	
90,468	2.4%	80.6%		90,940	2.4%	100.5%		119,962	3.2%	131.9%	
112,748,563	100.0%	99.1%		112,151,923	100.0%	99.5%		112,307,421	100.0%	100.1%	
43,898,991	100.0%	98.6%		43,641,567	100.0%	99.4%		41,802,483	100.0%	95.8%	
68,849,572	100.0%	99.5%		68,510,356	100.0%	99.5%		70,504,938	100.0%	102.9%	
4,086,664	100.0%	99.9%		4,065,466	100.0%	99.5%		4,149,411	100.0%	102.1%	
72,987	100.0%	97.6%		71,807	100.0%	98.4%		65,394	100.0%	91.1%	
2,034	100.0%	146.4%		2,106	100.0%	103.5%		2,253	100.0%	107.0%	
72,247	100.0%	103.5%		70,656	100.0%	97.8%		61,518	100.0%	87.1%	
101,359	100.0%	128.1%		122,615	100.0%	121.0%		139,889	100.0%	114.1%	
66	100.0%	84.6%		147	100.0%	222.7%		27	100.0%	18.4%	
438	100.0%	148.5%		440	100.0%	100.5%		27	100.0%	6.1%	
2,029	100.0%	138.1%		1,980	100.0%	59.6%		2,996	100.0%	211.6%	
3,456	100.0%			1,288	100.0%			3,919	100.0%		
-	-	-		-	-	-		314,884	100.0%	-	
3,832,048	100.0%	99.2%		3,794,427	100.0%	99.0%		3,782,256	100.0%	99.7%	

市町村税課税状況等の調より

6. 個人市民税の課税標準額段階別所得割額等に関する調

区分		納税義務者数	総所得金額等							
			総所得・山林所得・退職所得金額	分離長期譲渡所得金額	分離短期譲渡所得金額	株式等に係る譲渡所得等の金額	上場株式等に係る配当所得金額	先物取引に係る雑所得等の金額	計 (A)	
令和6年度	市民税	10万円以下	64	23,290	352,128	0	81,694	0	4,704	461,816
		10万円超	11,384	16,377,531	145,479	0	254,870	1,075	1,558	16,780,513
		100万円超	9,623	25,044,902	409,578	13,498	78,255	1,020	5,722	25,552,975
		200万円超	6,334	24,430,642	90,058	0	21,818	612	2,272	24,545,402
		300万円超	3,548	18,340,883	67,976	0	325,519	2,469	5,279	18,742,126
		400万円超	1,847	12,093,413	35,832	0	38,931	1,446	7,607	12,177,229
		550万円超	483	4,002,979	31,782	0	8,781	415	0	4,043,957
		700万円超	293	3,024,520	42,820	27,170	10,032	1,529	737	3,106,808
		1000万円超	299	6,268,940	4,537	0	616,130	6,680	308	6,896,595
		合計	33,875	109,607,100	1,180,190	40,668	1,436,030	15,246	28,187	112,307,421
	府民税	33,860	109,594,377	1,180,190	40,668	1,436,030	15,426	28,187	112,294,878	
令和5年度合計	市民税	36,262	110,645,935	1,133,272	40,562	226,757	14,940	90,457	112,151,923	
	府民税	36,247	110,632,556	1,133,272	40,562	225,848	14,940	90,457	112,137,635	
令和4年度合計	市民税	36,449	111,289,736	1,208,850	11,336	189,632	24,277	24,732	112,748,563	
	府民税	36,436	111,279,412	1,208,849	11,337	189,632	24,277	24,732	112,738,239	
令和3年度合計	市民税	36,940	111,674,273	1,191,414	47,054	792,222	13,032	13,465	113,731,460	
	府民税	36,927	111,664,614	1,191,414	47,053	791,917	13,032	13,465	113,721,495	
令和2年度合計	市民税	36,959	108,326,283	814,240	7,613	406,857	14,539	9,428	109,578,960	
	府民税	36,948	108,318,489	814,239	7,613	406,857	14,540	9,428	109,571,166	

Ⅱ 市民税

(単位:人、千円)

所得控除額	課税標準額						
	総所得・山林所得・退職所得金額に係るもの(a)	分離長期譲渡所得金額に係るもの	分離短期譲渡所得金額に係るもの	株式等に係る譲渡所得等の金額に係るもの	上場株式等に係る配当所得等の金額に係るもの	先物取引に係る雑所得等の金額に係るもの	計 (A)-(B)
54,984	301	324,587	0	78,578	0	3,366	406,832
9,765,608	6,611,951	145,469	0	254,861	1,068	1,556	7,014,905
10,959,961	14,084,967	409,571	13,497	78,245	1,015	5,719	14,593,014
8,922,965	15,507,696	90,053	0	21,811	608	2,269	15,622,437
6,081,379	12,259,524	67,972	0	325,509	2,463	5,279	12,660,747
3,642,147	8,451,280	35,828	0	38,925	1,442	7,607	8,535,082
1,038,144	2,964,838	31,781	0	8,779	415	0	3,005,813
640,890	2,383,634	42,820	27,169	10,031	1,528	736	2,465,918
696,405	5,572,545	4,536	0	616,125	6,676	308	6,200,190
41,802,483	67,836,736	1,152,617	40,666	1,432,864	15,215	26,840	70,504,938
41,792,215	67,834,281	1,152,617	40,666	1,432,864	15,215	26,840	70,502,483
43,641,567	67,029,026	1,112,801	40,557	225,099	14,921	87,952	68,510,356
43,628,445	67,028,769	1,112,801	40,557	224,190	14,921	87,952	68,509,190
43,898,991	67,421,025	1,181,416	10,087	188,626	24,255	24,163	68,849,572
43,889,832	67,419,860	1,181,416	10,087	188,626	24,255	24,163	68,848,407
44,514,120	67,193,909	1,160,224	46,928	790,274	13,002	13,003	69,217,340
44,505,087	67,193,281	1,160,224	46,928	789,970	13,002	13,003	69,216,408
40,769,824	67,574,569	799,640	7,610	403,743	14,510	9,064	68,809,136
40,763,077	67,573,522	799,640	7,610	403,743	14,510	9,064	68,808,089

6 個人市民税の課税標準額段階別所得割額等に関する調(つづき)

区分		算出税額							
		総所得・山林所得・退職所得分(b)	分離長期譲渡所得分	分離短期譲渡所得分	株式等に係る譲渡所得等分	上場株式等に係る配当所得等分	先物取引に係る雑所得等分	計(D)	
令和6年度	市民税	10万円以下	18	9,340	0	2,358	0	101	11,817
		10万円超	396,257	4,362	0	7,646	32	47	408,344
		100万円超	844,696	12,285	729	2,347	30	172	860,259
		200万円超	930,190	2,700	0	654	18	68	933,630
		300万円超	735,420	2,037	0	9,766	74	158	747,455
		400万円超	506,997	1,074	0	1,168	43	228	509,510
		550万円超	177,868	954	0	263	12	0	179,097
		700万円超	143,005	1,285	1,467	301	46	22	146,126
		1000万円超	334,344	136	0	18,484	200	9	353,173
		合計	4,068,795	34,173	2,196	42,987	455	805	4,149,411
	府民税	2,711,979	22,777	1,464	28,657	304	537	2,765,718	
令和5年度合計	市民税	4,020,245	33,192	2,191	6,754	445	2,639	4,065,466	
	府民税	2,679,662	22,125	1,460	4,485	298	1,759	2,709,789	
令和4年度合計	市民税	4,043,764	35,243	546	5,659	727	725	4,086,664	
	府民税	2,695,314	23,489	364	3,772	485	483	2,723,907	
令和3年度合計	市民税	4,030,135	34,792	2,535	23,708	391	389	4,091,950	
	府民税	2,686,237	23,188	1,689	15,800	260	260	2,727,434	
令和2年度合計	市民税	4,052,976	23,883	411	10,499	2,050	273	4,090,092	
	府民税	2,701,464	15,919	274	6,998	1,367	181	2,726,203	

Ⅱ 市民税

(単位:人、千円)

税額控除額 (E)					税 額 調整額 (F)	配 当 割 額 の 控 除 額 (G)	株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額 (H)	定 額 に よ る 特 別 控 除 額 (I)	所 得 割 額 (D)-(E)- (F)-(G)-(H) (I)	(I)の 構成比	平均税率 (b)/(a)
調 整 控 除	配 当 控 除	住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除	寄 附 金 税 額 控 除	外 国 税 額 控 除							
9	0	0	505	0	0	0	0	432	10,871	0.3%	6.0%
24,100	160	2,819	3,020	0	27	309	288	84,293	293,328	8.2%	6.0%
21,642	315	21,582	13,861	5	0	609	337	83,368	718,540	20.2%	6.0%
10,038	335	28,612	27,295	1	0	501	282	65,111	801,455	22.5%	6.0%
5,313	340	8,339	29,209	10	0	468	488	45,140	658,148	18.5%	6.0%
2,769	274	166	23,756	11	0	250	327	24,630	457,327	12.9%	6.0%
724	144	0	8,612	0	0	71	89	6,630	162,827	4.6%	6.0%
434	108	0	10,138	0	0	191	340	3,474	131,441	3.7%	6.0%
365	577	0	23,493	0	0	597	1,768	1,806	324,567	9.1%	6.0%
65,394	2,253	61,518	139,889	27	27	2,996	3,919	314,884	3,558,504	100.0%	6.0%
43,575	1,690	41,012	93,734	18	18	1,998	2,612	209,820	2,371,241	-	4.0%
71,807	2,106	70,656	122,615	147	440	1,980	1,288	-	3,794,427	100.0%	6.0%
47,868	1,579	47,104	82,256	98	291	1,319	841	-	2,528,433	-	4.0%
72,987	2,034	72,247	101,359	66	438	2,029	3,456	-	3,832,048	100.0%	6.0%
48,654	1,508	48,165	68,209	50	292	1,328	2,304	-	2,553,397	-	4.0%
74,751	1,389	69,786	79,113	78	295	1,683	2,290	-	3,862,565	100.0%	6.0%
49,830	1,032	46,524	53,470	52	197	1,107	1,527	-	2,573,695	-	4.0%
74,790	1,730	65,542	60,151	356	290	2,351	1,980	-	3,882,902	100.0%	6.0%
49,858	1,282	43,695	40,726	237	194	1,544	1,320	-	2,587,347	-	4.0%

7. 個人市民税の所得控除額の年度別推移

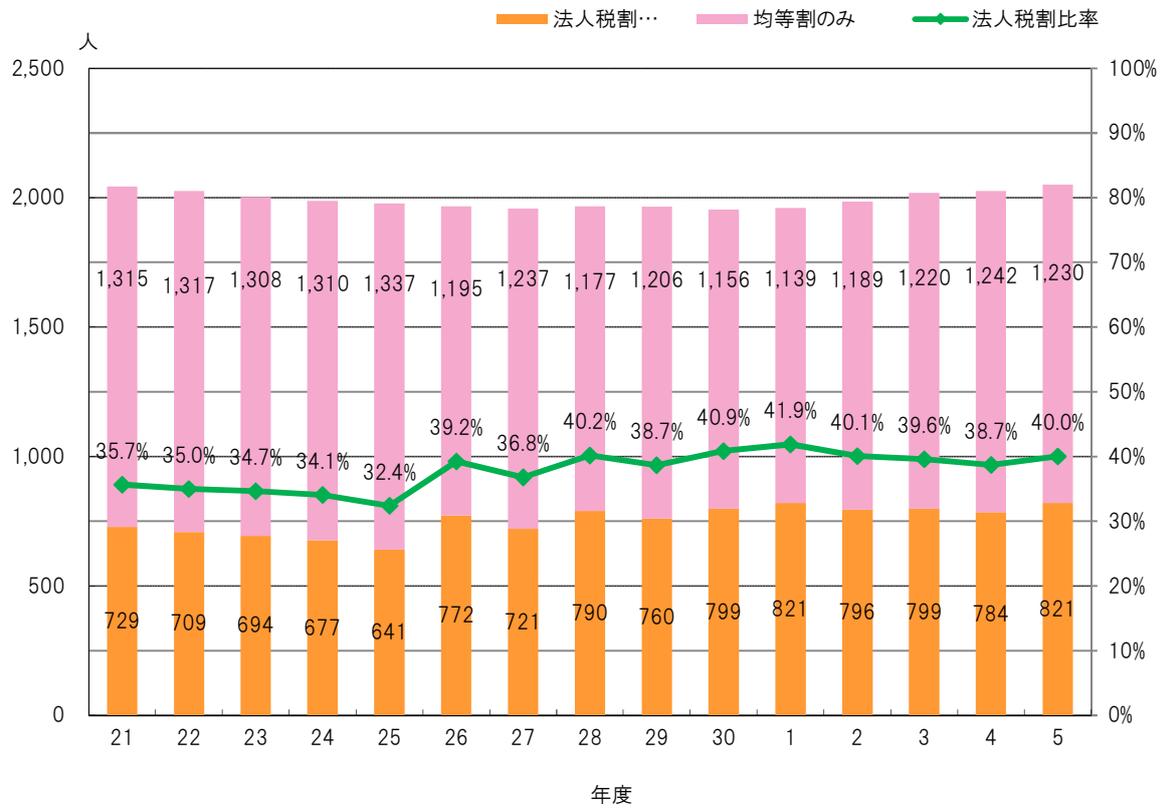
(単位:千円、%)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		前年 対比								
雑損控除	3,946	44.6	2,252	57.1	4,116	182.8	1,495	36.3	1,701	113.8
医療費控除	552,052	108.8	512,179	92.8	521,981	101.9	519,805	99.6	456,071	87.7
社会保険料控除	20,008,473	102.1	20,131,286	100.6	19,966,208	99.2	19,950,140	99.9	19,982,424	100.2
小規模企業共済等掛金控除	378,505	118.4	433,271	114.5	477,140	110.1	528,377	110.7	558,479	105.7
生命保険料控除	1,387,802	101.7	1,395,315	100.5	1,381,781	99.0	1,374,548	99.5	1,307,999	95.2
地震保険料控除	59,106	97.2	59,687	101.0	58,425	97.9	57,512	98.4	53,079	92.3
障害者控除(普通障害)	209,560	98.5	204,620	97.6	201,240	98.3	193,440	96.1	173,420	89.7
障害者控除(特別障害)	169,200	100.7	163,800	96.8	156,000	95.2	151,800	97.3	117,900	77.7
寡婦控除	223,820	102.1	82,420	36.8	84,760	102.8	80,080	94.5	77,480	96.8
寡夫控除	26,000	114.9	-	-	-	-	-	-	-	-
ひとり親控除	-	-	157,500	-	150,900	95.8	143,400	95.0	119,400	83.3
勤労学生控除	260	0.0	260	100.0	0	0.0	520	0.0	0	0.0
配偶者控除(一般)	1,844,370	93.9	1,787,170	96.9	1,689,600	94.5	1,587,080	93.9	1,422,740	89.6
配偶者控除(老人)	695,420	104.6	693,890	99.8	670,840	96.7	660,450	98.5	467,540	70.8
配偶者特別控除	600,910	107.7	585,580	97.4	567,530	96.9	579,990	102.2	525,800	90.7
扶養控除(一般)	999,240	97.6	986,040	98.7	922,020	93.5	886,710	96.2	818,400	92.3
扶養控除(特定)	736,200	97.7	795,600	108.1	782,100	98.3	760,950	97.3	696,150	91.5
扶養控除(老人)	152,760	98.3	151,620	99.3	146,300	96.5	136,040	93.0	114,760	84.4
扶養控除(同居老人)	457,650	97.2	455,850	99.6	418,950	91.9	407,700	97.3	331,650	81.3
同居特別障害加算	68,080	101.0	66,240	97.3	65,550	99.0	62,100	94.7	46,460	74.8
基礎控除	12,196,470	100.6	15,849,540	130.0	15,633,550	98.6	15,559,430	99.5	14,531,030	93.4
合計	40,769,824	101.3	44,514,120	109.2	43,898,991	98.6	43,641,567	99.4	41,802,483	95.8

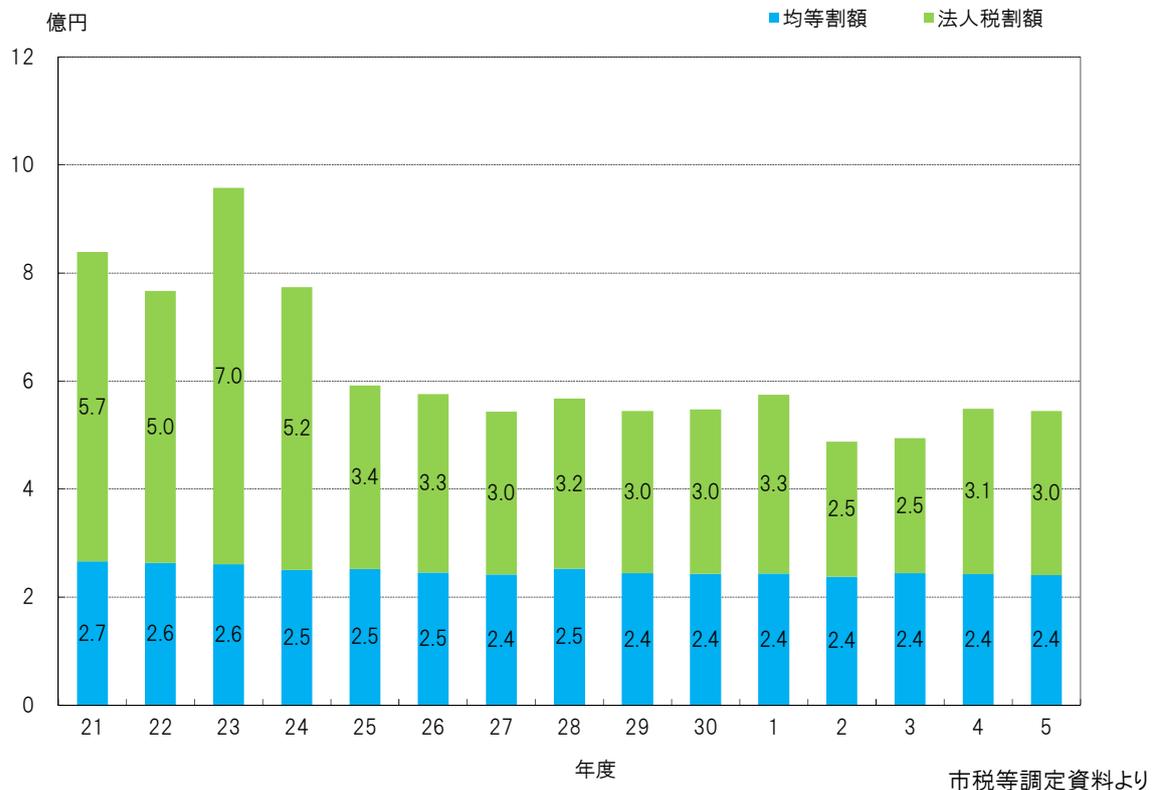
市町村税課税状況等の調より

8. 法人市民税関係グラフ

(1) 法人市民税の納税義務者数の推移



(2) 法人市民税の調定額の推移



9. 法人市民税の納税義務者数の年度別推移

(単位：人)

区分		年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
均 等 割	資本金等の金額が50億円を超える法人で、市内従業者の数の合計数が50人を超えるもの	10	10	10	10	10
	資本金等の金額が10億円を超え、50億円以下である法人で、市内従業者の数の合計数が50人を超えるもの	3	2	2	2	2
	資本金等の金額が10億円を超える法人で、市内従業者の数の合計数が50人を以下であるもの	103	106	103	100	106
	資本金等の金額が1億円を超え、10億円以下である法人で、従業者の数の合計数が50人を超えるもの	8	9	10	10	9
	資本金等の金額が1億円を超え、10億円以下である法人で、従業者の数の合計数が50人以下であるもの	63	66	65	63	67
	資本金等の金額が1,000万円を超え、1億円以下である法人で、従業者の数の合計数が50人を超えるもの	23	20	20	17	17
	資本金等の金額が1,000万円を超え、1億円以下である法人で、従業者の数の合計数が50人以下であるもの	368	370	371	370	377
	資本金等の金額が1,000万円以下の法人で、従業者の数の合計数が50人を超えるもの	12	13	14	13	13
	資本金等の金額が1,000万円以下の法人で、従業者の数の合計数が50人以下のもの	1,360	1,379	1,415	1,432	1,439
	法人でない社団	10	10	9	9	11
合 計		1,960	1,985	2,019	2,026	2,051
上記のうち法人税割納税者数		821	796	799	784	821

市町村税課税状況等の調より

10. 法人市民税の調定額の年度別推移

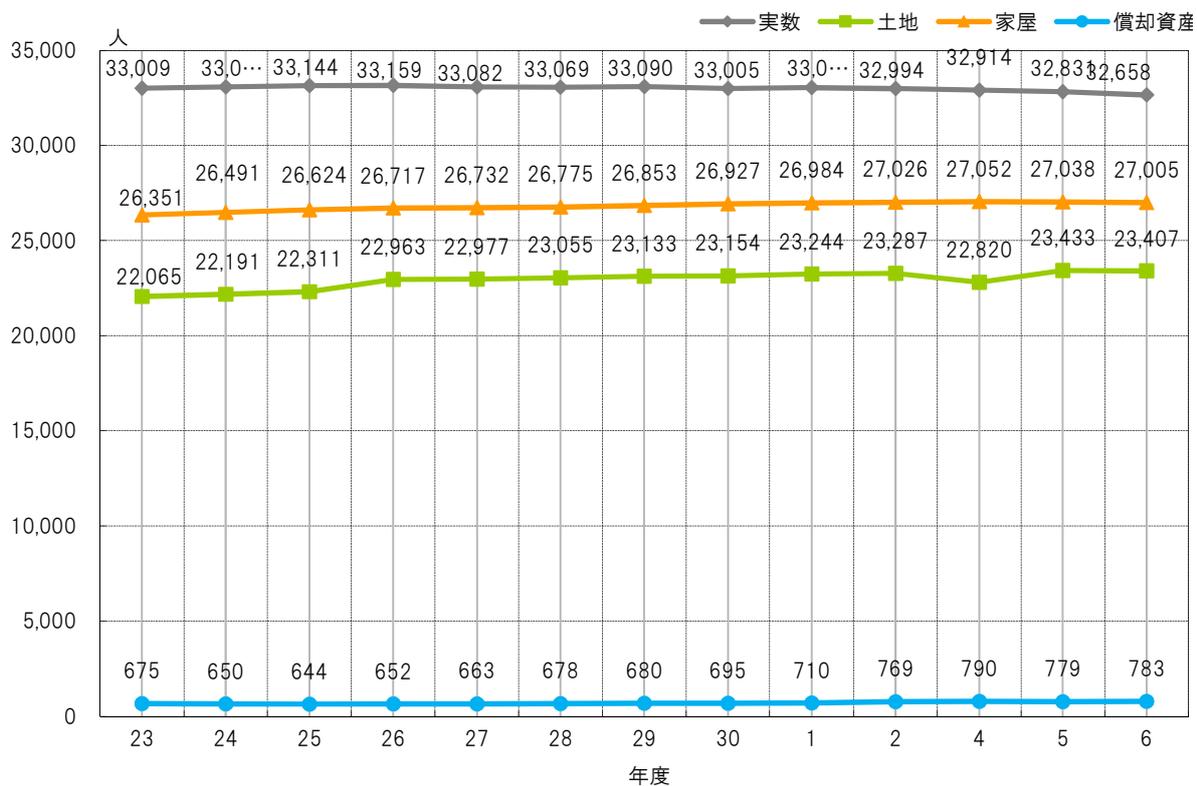
(単位：千円)

区分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			前年度比								
現 年 度	均 等 割 額	242,037	100.0	235,691	97.4	241,944	102.7	241,127	99.7	238,318	98.8
	法人税割額	328,169	110.0	244,978	74.6	248,942	101.6	302,805	121.6	297,844	98.4
	計	570,206	105.6	480,669	84.3	490,886	102.1	543,932	110.8	536,162	98.6
過 年 度	均 等 割 額	1,254	84.6	1,640	130.8	1,760	107.3	1,251	71.1	2,337	186.8
	法人税割額	3,335	43.3	5,272	158.1	1,511	28.7	3,784	250.4	5,537	146.3
	計	4,589	49.9	6,912	150.6	3,271	47.3	5,035	153.9	7,874	156.4
合 計	均 等 割 額	243,291	100.2	237,331	97.6	243,704	102.7	242,378	99.5	240,655	99.3
	法人税割額	331,504	108.9	250,250	75.5	250,453	100.1	306,589	122.4	303,381	99.0
	計	574,795	105.1	487,581	84.8	494,157	101.3	548,967	111.1	544,036	99.1

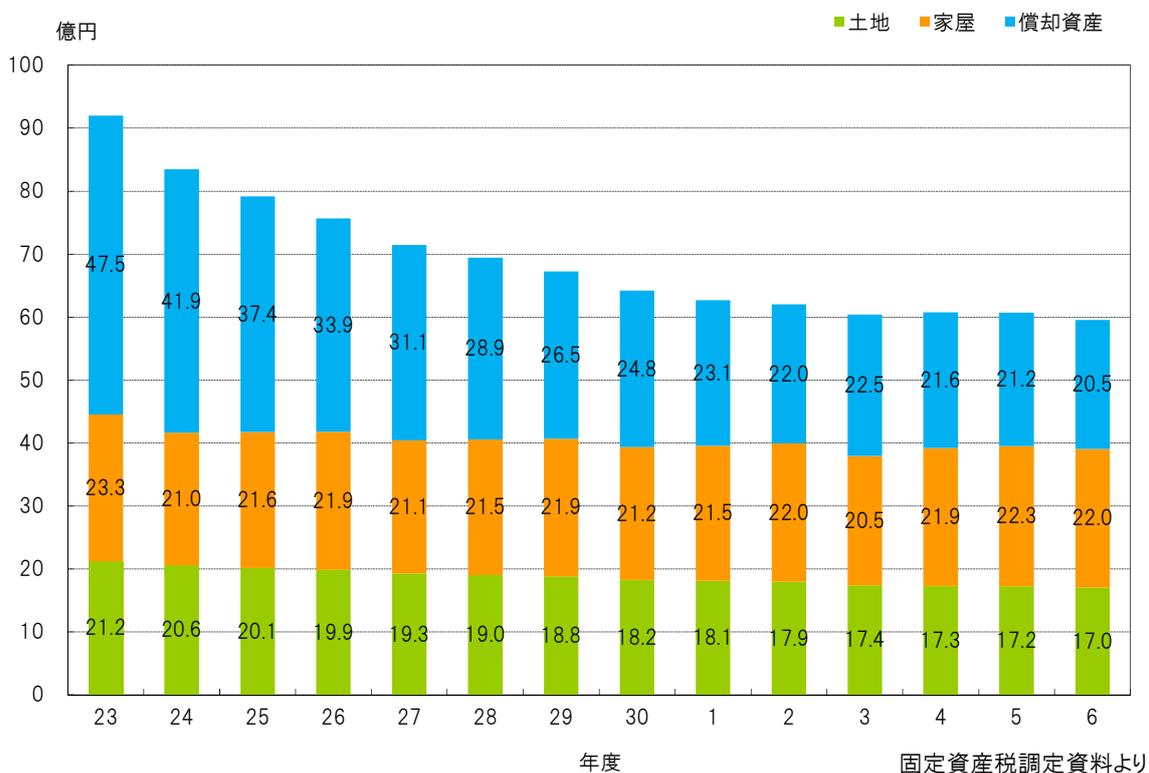
Ⅲ. 固定資産税

1. 固定資産税関係グラフ

(1) 固定資産税の納税義務者数の推移



(2) 固定資産税の当初調定額の推移



2. 固定資産税の納税義務者数の年度別推移

(単位:人、%)

区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
納税義務者数	土地	23,287	100.2	23,270	99.9	22,820	98.1	23,433	102.7	23,407	99.9
	家屋	27,026	100.2	26,911	99.6	27,052	100.5	27,038	99.9	27,005	99.9
	償却資産	769	108.3	683	88.8	790	115.7	779	98.6	783	100.5
	実数	32,994	99.8	32,830	99.5	32,914	100.3	32,831	99.7	32,658	99.5

当初調定より

3. 固定資産税の当初調定額の年度別推移

(単位:千円、%)

区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
当初調定額	土地	1,792,842	99.2	1,739,085	97.0	1,728,755	99.4	1,723,602	99.7	1,702,050	98.7
	家屋	2,203,609	102.5	2,051,154	93.1	2,192,957	106.9	2,229,527	101.7	2,201,112	98.7
	償却資産	2,203,413	95.5	2,247,861	102.0	2,155,276	95.9	2,115,275	98.1	2,051,372	97.0
	合計	6,199,864	98.9	6,038,100	97.4	6,076,988	100.6	6,068,404	99.9	5,954,534	98.1
備考			令和3年度 評価替え							令和6年度 評価替え	

当初調定より

4. 土地に関する調

(1) 地目別評価総地積の年度別推移

(単位: ㎡、%)

年度 区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			前年度比								
田	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	12,715,735	99.6	12,921,217	101.6	12,933,047	100.1	12,906,477	99.8	12,863,205	99.7
	免税点未満	807,455	99.0	822,956	101.9	821,433	99.8	834,181	101.6	820,608	98.4
	免税点以上	11,908,280	99.6	12,098,261	101.6	12,111,614	100.1	12,072,296	99.7	12,042,597	99.8
市街化区域田等	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	1,035,846	98.2	803,429	77.6	749,861	93.3	728,248	97.1	667,980	91.7
	免税点未満	1,466	100.1	2,840	193.7	2,788	98.2	3,333	119.5	1,851	55.5
	免税点以上	1,034,380	98.2	800,589	77.4	747,073	93.3	724,915	97.0	666,129	91.9
畑	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	6,749,683	99.7	6,768,689	100.3	6,782,810	100.2	6,757,033	99.6	6,791,308	100.5
	免税点未満	816,127	100.2	829,108	101.6	825,110	99.5	817,476	99.1	814,829	99.7
	免税点以上	5,933,556	99.6	5,939,581	100.1	5,957,700	100.3	5,939,557	99.7	5,976,479	100.6
市街化区域畑等	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	492,082	98.7	453,525	92.2	430,299	94.9	423,431	98.4	411,600	97.2
	免税点未満	5,244	97.5	4,904	93.5	4,943	100.8	4,324	87.5	4,690	108.5
	免税点以上	486,838	98.7	448,621	92.1	425,356	94.8	419,107	98.5	406,910	97.1
宅地	非課税	2,896,084	100.1	2,898,993	100.1	2,906,018	100.2	2,919,361	100.5	2,919,949	100.0
	総地積	12,631,740	100.1	12,653,494	100.2	12,666,692	100.1	12,682,692	100.1	12,706,029	100.2
	免税点未満	183,947	100.1	200,577	109.0	201,661	100.5	200,313	99.3	201,762	100.7
	免税点以上	12,447,793	100.1	12,452,917	100.0	12,465,031	100.1	12,482,379	100.1	12,504,267	100.2
池沼	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	7,016	100.0	7,015	100.0	7,005	99.9	7,005	100.0	7,005	100.0
	免税点未満	3,294	100.0	3,285	99.7	3,532	107.5	3,532	100.0	3,532	100.0
	免税点以上	3,722	100.0	3,730	100.2	3,473	93.1	3,473	100.0	3,473	100.0
山林	非課税	7,831,200	100.0	7,831,200	100.0	7,831,200	100.0	7,831,200	100.0	7,831,200	100.0
	総地積	61,860,553	99.7	61,902,176	100.1	61,889,070	100.0	61,907,598	100.0	61,914,830	100.0
	免税点未満	6,936,868	100.2	7,096,970	102.3	7,034,260	99.1	6,984,962	99.3	6,971,448	99.8
	免税点以上	54,923,685	99.7	54,805,206	99.8	54,854,810	100.1	54,922,636	100.1	54,943,382	100.0
牧場	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	19,546	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0
	免税点未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	免税点以上	19,546	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0
原野	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	1,592,518	100.0	1,595,726	100.2	1,598,742	100.2	1,611,978	100.8	1,631,500	101.2
	免税点未満	266,608	98.7	268,138	100.6	265,894	99.2	265,701	99.9	274,850	103.4
	免税点以上	1,325,910	100.3	1,327,588	100.1	1,332,848	100.4	1,346,277	101.0	1,356,650	100.8
雑種地	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	2,716,850	102.7	2,706,078	99.6	2,724,235	100.7	2,760,011	101.3	2,798,927	101.4
	免税点未満	93,106	101.2	89,017	95.6	88,746	99.7	89,843	101.2	93,817	104.4
	免税点以上	2,623,744	102.7	2,617,061	99.7	2,635,489	100.7	2,670,168	101.3	2,705,110	101.3
その他	非課税	231,581,147	100.1	231,568,913	100.0	231,591,502	100.0	231,575,421	100.0	231,566,922	100.0
	総地積	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	免税点未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	免税点以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	非課税	242,308,431	100.1	242,299,106	100.0	242,328,720	100.0	242,325,982	100.0	242,318,071	100.0
	総地積	99,821,569	99.8	99,830,894	100.0	99,801,306	100.0	99,804,018	100.0	99,811,929	100.0
	免税点未満	9,114,115	100.1	9,317,795	102.2	9,248,367	99.3	9,203,665	99.5	9,187,387	99.8
	免税点以上	90,707,454	99.8	90,513,099	99.8	90,552,939	100.0	90,600,353	100.1	90,624,542	100.0

(2)地目別決定価格の年度別推移

(単位:千円、%)

年度 区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		前年度比									
田	総 額	1,228,606	99.7	1,257,033	102.3	1,259,035	100.2	1,256,904	99.8	1,253,168	99.7
	免税点未満	58,114	98.3	59,475	102.3	59,176	99.5	60,014	101.4	58,933	98.2
	免税点以上	1,170,492	99.8	1,197,558	102.3	1,199,859	100.2	1,196,890	99.8	1,194,235	99.8
	課税標準	1,227,826	99.9	1,254,537	102.2	1,256,479	100.2	1,254,616	99.9	1,246,672	99.4
市街化区域田等	総 額	9,952,124	96.6	7,665,726	77.0	7,239,517	94.4	6,875,983	95.0	6,237,478	90.7
	免税点未満	11,822	99.0	21,779	184.2	21,515	98.8	23,803	110.6	13,502	56.7
	免税点以上	9,940,302	96.6	7,643,947	76.9	7,218,002	94.4	6,852,180	94.9	6,223,976	90.8
	課税標準	3,117,210	97.3	2,477,912	79.5	2,360,923	95.3	2,227,130	94.3	2,012,104	90.3
畑	総 額	307,614	99.8	309,617	100.7	310,854	100.4	309,876	99.7	312,460	100.8
	免税点未満	30,206	100.4	30,937	102.4	30,610	98.9	30,334	99.1	30,152	99.4
	免税点以上	277,408	99.7	278,680	100.5	280,244	100.6	279,542	99.7	282,308	101.0
	課税標準	307,566	99.8	309,418	100.6	310,660	100.4	309,685	99.7	311,984	100.7
市街化区域畑等	総 額	6,052,782	97.4	5,368,940	88.7	5,183,645	96.5	5,043,130	97.3	4,597,625	91.2
	免税点未満	33,855	96.0	30,442	89.9	31,958	105.0	20,517	64.2	21,635	105.4
	免税点以上	6,018,927	97.4	5,338,498	88.7	5,151,687	96.5	5,022,613	97.5	4,575,990	91.1
	課税標準	1,954,751	99.6	1,773,305	90.7	1,732,963	97.7	1,691,660	97.6	1,558,899	92.2
宅地	総 額	262,352,910	99.3	257,246,299	98.1	256,305,031	99.6	255,636,527	99.7	254,426,543	99.5
	免税点未満	1,459,140	101.2	1,525,740	104.6	1,526,769	100.1	1,512,533	99.1	1,515,685	100.2
	免税点以上	260,893,770	99.3	255,720,559	98.0	254,778,262	99.6	254,123,994	99.7	252,910,858	99.5
	課税標準	94,085,124	99.0	91,950,518	97.7	91,535,077	99.5	91,346,071	99.8	90,448,641	99.0
池沼	総 額	66	101.5	65	98.5	65	100.0	65	100.0	65	100.0
	免税点未満	15	93.8	16	106.7	20	125.0	20	100.0	20	100.0
	免税点以上	51	104.1	49	96.1	45	91.8	45	100.0	45	100.0
	課税標準	66	101.5	65	98.5	65	100.0	65	100.0	65	100.0
山林	総 額	947,083	99.8	948,473	100.1	947,528	99.9	947,684	100.0	947,752	100.0
	免税点未満	93,977	100.3	95,825	102.0	95,322	99.5	94,624	99.3	94,564	99.9
	免税点以上	853,106	99.7	852,648	99.9	852,206	99.9	853,060	100.1	853,188	100.0
	課税標準	947,082	99.8	948,471	100.1	947,522	99.9	947,683	100.0	947,751	100.0
牧場	総 額	548	100.2	547	99.8	547	100.0	547	100.0	547	100.0
	免税点未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	免税点以上	548	100.2	547	99.8	547	100.0	547	100.0	547	100.0
	課税標準	548	100.2	547	99.8	547	100.0	547	100.0	547	100.0
原野	総 額	11,396	100.0	11,413	100.1	11,429	100.1	11,502	100.6	11,609	100.9
	免税点未満	1,839	99.2	1,841	100.1	1,830	99.4	1,827	99.8	1,918	105.0
	免税点以上	9,557	100.2	9,572	100.2	9,599	100.3	9,675	100.8	9,691	100.2
	課税標準	11,396	100.0	11,413	100.1	11,429	100.1	11,501	100.6	11,609	100.9
雑種地	総 額	15,829,915	101.2	15,308,081	96.7	15,125,392	98.8	15,152,639	100.2	15,108,631	99.7
	免税点未満	31,348	99.1	30,876	98.5	30,965	100.3	30,555	98.7	30,938	101.3
	免税点以上	15,798,567	101.2	15,277,205	96.7	15,094,427	98.8	15,122,084	100.2	15,077,693	99.7
	課税標準	10,951,352	101.2	10,535,755	96.2	10,420,528	98.9	10,461,152	100.4	10,364,675	99.1
その他	総 額	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	免税点未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	免税点以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	課税標準	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	総 額	296,683,044	99.3	288,116,194	97.1	286,383,043	99.4	285,234,857	99.6	282,895,878	99.2
	免税点未満	1,720,316	100.8	1,796,931	104.5	1,798,165	100.1	1,774,227	98.7	1,767,347	99.6
	免税点以上	294,962,728	99.3	286,319,263	97.1	284,584,878	99.4	283,460,630	99.6	281,128,531	99.2
	課税標準	112,602,921	99.2	109,261,941	97.0	108,576,193	99.4	108,250,110	99.7	106,902,947	98.8

概要調書より

(3)地目別平均価格の年度別推移

(単位:円/㎡、%)

年度 区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			前年度比								
田	平均価格	97	100.0	97	100.0	97	100.0	97	100.0	97	100.0
	最高価格	189	100.0	189	100.0	189	100.0	189	100.0	189	100.0
市街化区域田等	平均価格	9,608	98.4	9,541	99.3	9,654	101.2	9,442	97.8	9,338	98.9
	最高価格	39,928	100.0	36,602	91.7	33,328	91.1	33,328	100.0	32,481	97.5
畑	平均価格	46	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0
	最高価格	163	100.0	163	100.0	163	100.0	163	100.0	163	100.0
市街化区域畑等	平均価格	12,300	98.6	11,838	96.2	12,047	101.8	11,910	98.9	11,170	93.8
	最高価格	40,068	98.9	39,640	98.9	39,640	100.0	39,640	100.0	37,620	94.9
宅地	平均価格	20,769	99.2	20,330	97.9	20,235	99.5	20,156	99.6	20,024	99.3
	最高価格	95,090	106.6	89,208	93.8	89,208	100.0	89,208	100.0	89,208	100.0
池沼	平均価格	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0
	最高価格	74	100.0	74	100.0	74	100.0	74	100.0	74	100.0
山林	平均価格	15	100.0	15	100.0	15	100.0	15	100.0	15	100.0
	最高価格	66	100.0	66	100.0	66	100.0	66	100.0	66	100.0
牧場	平均価格	28	100.0	28	100.0	28	100.0	28	100.0	28	100.0
	最高価格	28	100.0	28	100.0	28	100.0	28	100.0	28	100.0
原野	平均価格	7	100.0	7	100.0	7	100.0	7	100.0	7	100.0
	最高価格	60	100.0	60	100.0	60	100.0	60	100.0	60	100.0
雑種地	平均価格	5,827	83.6	5,657	97.1	5,552	98.1	5,490	98.9	5,398	98.3
	最高価格	68,002	100.0	68,002	100.0	68,002	100.0	68,002	100.0	69,501	102.2
その他	平均価格	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	最高価格	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平均価格		2,972	99.4	2,886	97.1	2,870	99.4	2,858	99.6	2,834	99.2

5. 家屋に関する調

(1)棟数・床面積・決定価格の年度別推移

(単位:件、㎡、千円、円)

区分		年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
					前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
棟数(件)	木造	総数	40,135	99.8	39,955	99.6	39,860	99.8	39,770	99.8	39,675	99.8	
		免税点未満	3,895	98.3	3,864	99.2	3,690	95.5	3,595	97.4	3,514	97.7	
		免税点以上	36,240	100.0	36,091	99.6	36,170	100.2	36,175	100.0	36,161	100.0	
	非木造	総数	7,874	100.2	7,882	100.1	7,894	100.2	7,900	100.1	7,899	100.0	
		免税点未満	57	98.3	236	414.0	65	27.5	66	101.5	67	101.5	
		免税点以上	7,817	100.2	7,646	97.8	7,829	102.4	7,834	100.1	7,832	100.0	
	合計	総数	48,009	99.9	47,837	99.6	47,754	99.8	47,670	99.8	47,574	99.8	
		免税点未満	3,952	98.3	4,100	103.7	3,755	91.6	3,661	97.5	3,581	97.8	
		免税点以上	44,057	100.0	43,737	99.3	43,999	100.6	44,009	100.0	43,993	100.0	
床面積(㎡)	木造	総床面積	3,889,863	100.1	3,882,995	99.8	3,883,908	100.0	3,885,436	100.0	3,886,491	100.0	
		免税点未満	220,190	98.5	223,581	101.5	209,250	93.6	204,328	97.6	198,776	97.3	
		免税点以上	3,669,673	100.2	3,659,414	99.7	3,674,658	100.4	3,681,108	100.2	3,687,715	100.2	
	非木造	総床面積	2,429,968	100.5	2,443,856	100.6	2,451,488	100.3	2,449,000	99.9	2,440,895	99.7	
		免税点未満	2,045	99.2	92,681	4,532.1	2,309	2.5	2,341	101.4	2,365	101.0	
		免税点以上	2,427,923	100.5	2,351,175	96.8	2,449,179	104.2	2,446,659	99.9	2,438,530	99.7	
	合計	総床面積	6,319,831	100.3	6,326,851	100.1	6,335,396	100.1	6,334,436	100.0	6,327,386	99.9	
		免税点未満	222,235	98.5	316,262	142.3	211,559	66.9	206,669	97.7	201,141	97.3	
		免税点以上	6,097,596	100.4	6,010,589	98.6	6,123,837	101.9	6,127,767	100.1	6,126,245	100.0	
決定価格(千円)	木造	総数	55,814,317	103.1	53,958,946	96.7	55,718,430	103.3	57,366,192	103.0	57,654,538	100.5	
		免税点未満	279,395	98.1	362,442	129.7	265,546	73.3	258,691	97.4	251,003	97.0	
		免税点以上	55,534,922	103.2	53,596,504	96.5	55,452,884	103.5	57,107,501	103.0	57,403,535	100.5	
	非木造	総数	86,081,005	102.2	84,977,186	98.7	86,186,298	101.4	86,881,821	100.8	84,863,209	97.7	
		免税点未満	8,222	99.7	3,640,389	44,276.2	9,536	0.3	9,659	101.3	9,804	101.5	
		免税点以上	86,072,783	102.2	81,336,797	94.5	86,176,762	106.0	86,872,162	100.8	84,853,405	97.7	
	合計	総数	141,895,322	102.6	138,936,132	97.9	141,904,728	102.1	144,248,013	101.7	142,517,747	98.8	
		免税点未満	287,617	98.1	4,002,831	1,391.7	275,082	6.9	268,350	97.6	260,807	97.2	
		免税点以上	141,607,705	102.6	134,933,301	95.3	141,629,646	105.0	143,979,663	101.7	142,256,940	98.8	
単当たり の価格(円)	木造	総額(イ)	14,349	103.0	13,896	96.8	14,346	103.2	14,764	102.9	14,835	100.5	
		免税点未満	1,269	99.6	1,621	127.7	1,269	78.3	1,266	99.8	1,263	99.8	
		免税点以上	15,133	102.9	14,646	96.8	15,091	103.0	15,514	102.8	15,566	100.3	
	非木造	総額(イ)	35,425	101.7	34,772	98.2	35,157	101.1	35,476	100.9	34,767	98.0	
		免税点未満	4,021	100.6	39,279	976.8	4,130	10.5	4,126	99.9	4,145	100.5	
		免税点以上	35,451	101.7	34,594	97.6	35,186	101.7	35,506	100.9	34,797	98.0	
	合計	総額	22,452	102.3	21,960	97.8	22,399	102.0	22,772	101.7	22,524	98.9	
		免税点	1,294	99.6	12,657	978.1	1,300	10.3	1,298	99.8	1,297	99.9	
		免税点以上	23,224	102.2	22,449	96.7	23,128	103.0	23,496	101.6	23,221	98.8	

概要調書より

(2) 新增築家屋に関する調

(ア) 棟数の課税年度別推移

(単位: 棟、%)

区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
木造	新增築分	258	108.9	194	75.2	256	132.0	221	86.3	199	90.0
	減失分	349	101.5	389	111.5	365	93.8	348	95.3	314	90.2
	差引増減分	△ 91	-	△ 195	-	△ 109	-	△ 127	-	△ 115	-
非木造	新增築分	43	89.6	55	127.9	51	92.7	49	96.1	38	77.6
	減失分	32	97.0	42	131.3	46	109.5	46	100.0	36	78.3
	差引増減分	11	-	13	-	5	-	3	-	2	-
合計	新增築分	301	105.6	249	82.7	307	123.3	270	87.9	237	87.8
	減失分	381	101.1	431	113.1	411	95.4	394	95.9	350	88.8
	差引増減分	△ 80	-	△ 182	-	△ 104	-	△ 124	-	△ 113	-

概要調書より

(イ) 床面積の課税年度別推移

(単位: m²、%)

区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
木造	新增築分	30,084	102.5	23,699	78.8	28,061	118.4	26,369	94.0	23,879	90.6
	減失分	24,897	108.9	28,778	115.6	26,480	92.0	23,733	89.6	22,701	95.7
	差引増減分	5,187	-	△ 5,079	-	1,581	-	2,636	-	1,178	-
非木造	新增築分	32,899	287.6	23,614	71.8	13,633	57.7	13,651	100.1	15,653	114.7
	減失分	15,754	238.6	6,903	43.8	5,722	82.9	14,173	247.7	15,235	107.5
	差引増減分	17,145	-	16,711	-	7,911	-	△ 522	-	418	-
合計	新增築分	62,983	154.4	47,313	75.1	41,694	88.1	40,020	96.0	39,532	98.8
	減失分	40,651	138.0	35,681	87.8	32,202	90.2	37,906	117.7	37,936	100.1
	差引増減分	22,332	-	11,632	-	9,492	-	2,114	-	1,596	-

概要調書より

(ウ) 評価額の課税年度別推移

(単位: 千円、%)

区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
木造	新增築分	1,833,217	103.9	1,541,924	84.1	1,902,599	123.4	1,773,035	93.2	1,779,516	100.4
	減失分	138,422	145.8	128,452	92.8	151,371	117.8	118,897	78.5	122,134	102.7
	差引増減分	1,694,795	-	1,413,472	-	1,751,228	-	1,654,138	-	1,657,382	-
非木造	新增築分	2,415,611	288.5	2,315,437	95.9	1,316,047	56.8	1,230,061	93.5	1,868,237	151.9
	減失分	560,918	227.6	174,769	31.2	102,773	58.8	447,775	435.7	271,260	60.6
	差引増減分	1,854,693	-	2,140,668	-	1,213,274	-	782,286	-	1,596,977	-
合計	新增築分	4,248,828	163.3	3,857,361	90.8	3,218,646	83.4	3,003,096	93.3	3,647,753	121.5
	減失分	699,340	204.9	303,221	43.4	254,144	83.8	566,672	223.0	393,394	69.4
	差引増減分	3,549,488	-	3,554,140	-	2,964,502	-	2,436,424	-	3,254,359	-

概要調書より

(3)新築住宅に対する軽減税額の課税年度別推移

(単位:棟、㎡、千円、%)

区分		年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
					前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
るの 軽減 税額 よ第 1新 5条 の 宅 に 第 1 対 す 項	戸数	652	98.9	577	88.5	603	104.5	591	98.0	607	102.7		
	床面積	61,625	99.3	54,822	89.0	55,991	102.1	52,935	94.5	53,574	101.2		
	軽減税額(A)	31,137	100.9	27,128	87.1	30,248	111.5	29,705	98.2	30,633	103.1		
税層の 額耐規法 火定附 建に則 築よ第 1新 5条 に 対住 す宅 の 第 2 減 高 項	戸数	222	177.6	205	92.3	189	92.2	175	92.6	200	114.3		
	床面積	12,063	173.6	11,112	92.1	13,351	120.1	12,615	94.5	13,967	110.7		
	軽減税額(B)	8,257	171.0	6,969	84.4	10,086	144.7	9,713	96.3	11,010	113.4		
宅の に規法 対定附 すに則 るよ第 1新 5条 の 長 期 7 優 第 1 住 項	戸数	294	101.0	305	103.7	335	109.8	365	109.0	362	99.2		
	床面積	32,541	100.6	33,803	103.9	36,710	108.6	39,971	108.9	39,651	99.2		
	軽減税額(A)	16,795	102.4	17,115	101.9	19,666	114.9	22,101	112.4	22,258	100.7		
す宅の 軽減 税額 よ第 1新 5条 の 長 期 7 優 第 2 対 住 項	戸数	3	100.0	2	66.7	2	100.0	1	50.0	1	100.0		
	床面積	346	100.0	226	65.3	226	100.0	120	53.1	120	100.0		
	軽減税額(B)	167	100.0	116	69.5	116	100.0	77	66.4	77	100.0		
軽減税額合計 (A)+(B) (千円)		56,356	107.9	51,328	91.1	60,116	117.1	61,596	102.5	63,978	103.9		

概要調書より

6. 償却資産の決定価格の課税年度別推移

(単位:千円、%)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度				
	決定価格	前年度比	決定価格	前年度比	決定価格	前年度比	決定価格	前年度比	決定価格	前年度比			
市長決定分	構築物	決定価格	8,992,789	112.0	8,692,220	96.7	8,558,108	98.5	8,574,864	100.2	8,653,925	100.9	
		課税標準	8,920,590	111.8	8,375,507	93.9	8,481,994	101.3	8,486,430	100.1	8,555,766	100.8	
	機械及び装置	決定価格	20,757,547	114.2	23,963,036	115.4	23,355,185	97.5	22,350,923	95.7	24,786,860	110.9	
		課税標準	19,985,432	111.9	23,193,474	116.1	22,876,968	98.6	21,971,954	96.0	24,490,112	111.5	
	船舶	決定価格	305,315	89.5	172,620	56.5	261,535	151.5	213,689	81.7	241,844	113.2	
		課税標準	228,435	98.3	123,175	53.9	214,337	174.0	170,141	79.4	212,527	124.9	
	車両運搬具	決定価格	423,749	104.7	406,523	95.9	341,052	83.9	309,262	90.7	288,918	93.4	
		課税標準	423,749	104.7	372,363	87.9	341,052	91.6	309,262	90.7	288,918	93.4	
	工具・器具・備品	決定価格	5,131,042	101.5	5,482,647	106.9	5,575,779	101.7	5,369,999	96.3	5,702,663	106.2	
		課税標準	5,112,068	101.2	5,353,269	104.7	5,551,971	103.7	5,360,625	96.6	5,696,713	106.3	
	小計	決定価格	35,610,442	111.3	38,717,046	108.7	38,091,659	98.4	36,818,737	96.7	39,674,210	107.8	
		課税標準	34,670,274	109.9	37,417,788	107.9	37,466,322	100.1	36,298,412	96.9	39,244,036	108.1	
	法389条関係	総務大臣配分	決定価格	109,812,345	90.8	108,940,632	99.2	103,658,768	95.2	103,363,980	99.7	95,636,717	92.5
			課税標準	103,126,540	91.4	103,166,798	100.0	97,278,737	94.3	95,945,654	98.6	89,005,685	92.8
知事配分		決定価格	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		課税標準	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
小計		決定価格	109,812,345	90.8	108,940,632	99.2	103,658,768	95.2	103,363,980	99.7	95,636,717	92.5	
		課税標準	103,126,540	91.4	103,166,798	100.0	97,278,737	94.3	95,945,654	98.6	89,005,685	92.8	
合計	決定価格	145,422,787	95.1	147,657,678	101.5	141,750,427	96.0	140,182,717	98.9	135,310,927	96.5		
	課税標準	137,796,814	95.5	140,584,586	102.0	134,745,059	95.8	132,244,066	98.1	128,249,721	97.0		

概要調書より

7. 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する調

(1) 資産別交付金及び納付金の年度別推移

(単位:千円、%)

年度 区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
台帳価格	土地	5,091,235	101.5	4,999,217	98.2	5,058,158	101.2	5,057,748	100.0	5,019,548	99.2
	家屋	8,079,004	98.8	7,941,158	98.3	8,004,575	100.8	8,337,398	104.2	8,340,794	100.0
	償却資産	251,710	243.5	222,193	88.3	199,895	90.0	179,043	89.6	216,671	121.0
	合計	13,421,949	100.9	13,162,568	98.1	13,262,628	100.8	13,574,189	102.3	13,577,013	100.0
算定標準額		4,842,237	102.7	4,749,084	98.1	4,777,758	100.6	4,886,264	102.3	4,922,048	100.7
調定額		67,791	102.7	66,486	98.1	66,888	100.6	68,407	102.3	68,908	100.7

(2) 機関別交付金の年度別推移

(単位:千円、%)

年度 区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
			前年度比									
交付金	国	件数	7	100.0	7	100.0	7	100.0	7	100.0	7	100.0
		金額	25,632	107.0	24,415	95.3	24,886	101.9	24,065	96.7	24,594	102.2
	京都府	件数	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0
		金額	42,159	100.2	42,071	99.8	42,002	99.8	44,342	105.6	44,314	99.9
	合計	件数	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0
		金額	67,791	102.7	66,486	98.1	66,888	100.6	68,407	102.3	68,908	100.7

税務課調

8. 固定資産評価審査状況等の年度別推移

(単位:人、件、筆、棟)

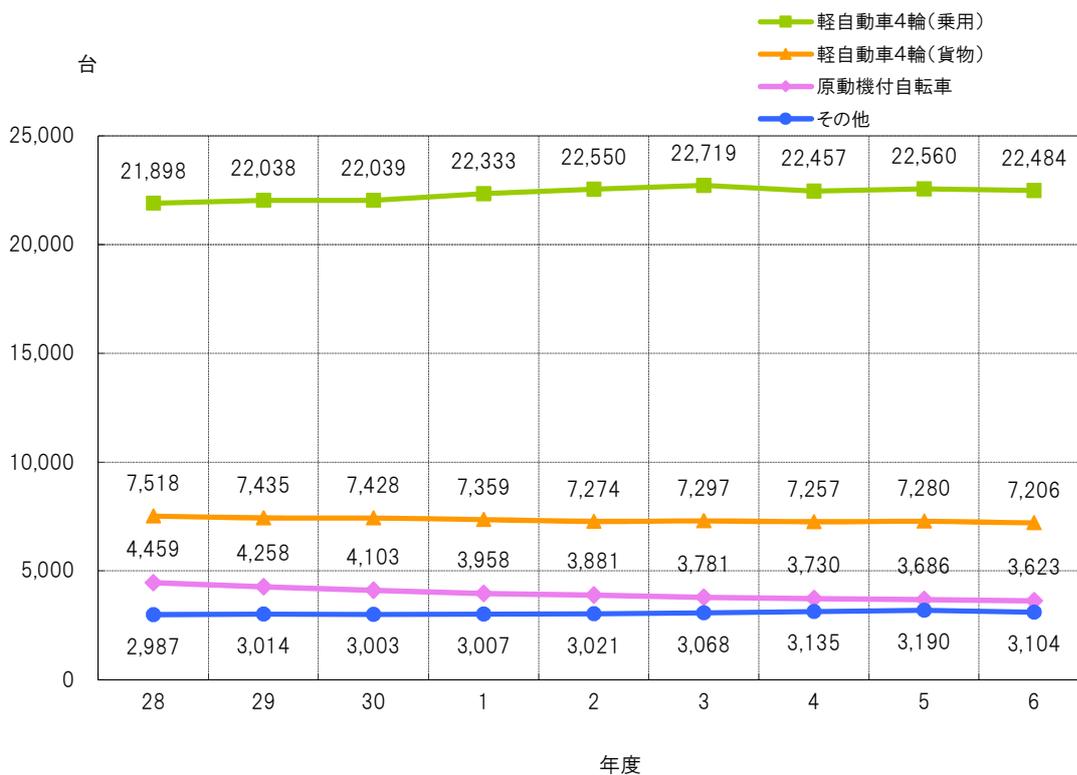
区分		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
閲覧 (縦覧) 者数	土地		2	4	2	2	3	
	家屋		0	0	1	1	1	
	償却		0	0	0	0	0	
	合計		2	4	3	3	4	
	(内実人数)		(2)	(4)	(3)	(3)	(3)	
審査申出件数	受理	土地	0	2	0	0	0	
		家屋	0	0	0	0	0	
		償却	0	0	0	0	0	
		計	0	2	0	0	0	
	(取下げ) 却下	土地	0	0	0	0	0	
		家屋	0	0	0	0	0	
		償却	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	
	合計	土地	0	2	0	0	0	
		家屋	0	0	0	0	0	
		償却	0	0	0	0	0	
		計	0	2	0	0	0	
	審査決定件数	却下件数	土地	0	0	0	0	0
			家屋	0	0	0	0	0
			償却	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0
棄却件数		土地	0	2	0	0	0	
		家屋	0	0	0	0	0	
		償却	0	0	0	0	0	
		計	0	2	0	0	0	
認容件数		土地	0	0	0	0	0	
		家屋	0	0	0	0	0	
		償却	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	
合計		土地	0	2	0	0	0	
		家屋	0	0	0	0	0	
		償却	0	0	0	0	0	
		計	0	2	0	0	0	

税務課調

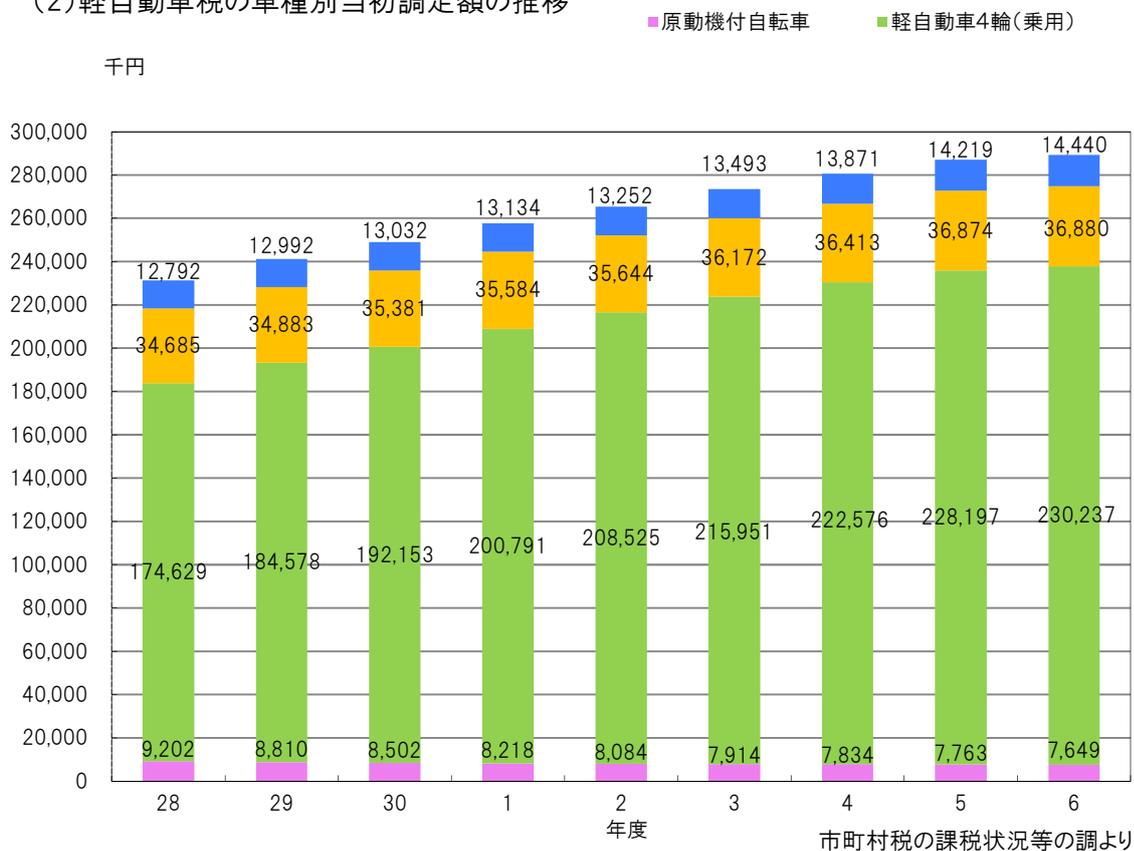
IV. その他の市税

1. 軽自動車税関係グラフ

(1) 軽自動車税の車種別課税台数の推移



(2) 軽自動車税の車種別当初調定額の推移



2. 軽自動車税の車種別課税台数の年度別推移

(単位:台、%)

区分 車種		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度			
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		
原動機付自転車	50cc以下	2,866	95.8	2,700	94.2	2,574	95.3	2,507	97.4	2,422	96.6		
	特定小型	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—		
	50cc超 90cc以下	354	101.4	370	104.5	388	104.9	382	98.5	365	95.5		
	90cc超 125cc以下	617	107.7	659	106.8	716	108.6	742	103.6	778	104.9		
	ミニカー	44	102.3	52	118.2	52	100.0	55	105.8	54	98.2		
	小計	3,881	90.1	3,781	97.4	3,730	98.7	3,686	98.8	3,623	98.3		
軽自動車	二輪車	907	102.6	962	106.1	1,006	104.6	1,022	101.6	1,006	98.4		
	三輪車	3	100.0	3	100.0	4	133.3	4	100.0	4	100.0		
	四輪車	乗用	営業用	5	83.3	4	80.0	5	125.0	5	100.0	7	140.0
			自家用	22,545	101.0	22,715	100.8	22,452	98.8	22,555	100.5	22,377	99.2
		貨物	営業用	111	105.7	107	96.4	119	111.2	114	95.8	101	88.6
			自家用	7,163	98.7	7,190	100.4	7,138	99.3	7,166	100.4	7,105	99.1
小計	30,734	100.5	30,981	100.8	30,724	99.2	30,866	100.5	30,600	99.1			
小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	農耕用	664	96.5	643	96.8	622	96.7	607	97.6	582	95.9		
	特殊作業用	302	101.0	303	100.3	308	101.7	337	109.4	356	105.6		
	小計	968	98.1	946	97.7	930	98.3	944	101.5	938	99.4		
二輪の小型自動車	1,143	100.9	1,157	101.2	1,195	103.3	1,220	102.1	1,256	103.0			
合計	36,726	99.2	36,865	100.4	36,579	99.2	36,716	100.4	36,417	99.2			

市町村税の課税状況等の調より

3. 軽自動車税の車種別当初調定額の年度別推移

(単位:千円、%)

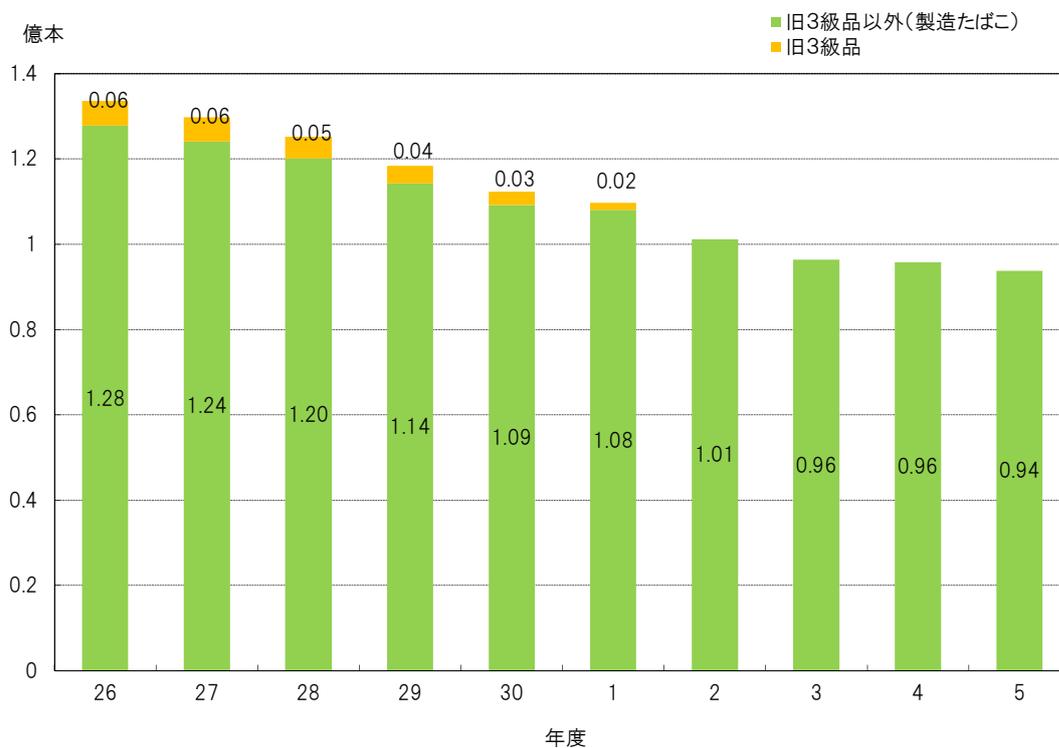
区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
			前年度比									
原動機付自転車	50cc以下	5,732	95.8	5,400	94.2	5,148	95.3	5,014	97.4	4,844	96.6	
	特定小型	—	—	—	—	—	—	—	—	8	—	
	50cc超 90cc以下	708	101.4	740	104.5	776	104.9	764	98.5	730	95.5	
	90cc超 125cc以下	1,481	107.7	1,582	106.8	1,718	108.6	1,781	103.7	1,867	104.8	
	ミニカー	163	102.5	192	117.8	192	100.0	204	106.3	200	98.0	
	小計	8,084	90.7	7,914	97.9	7,834	99.0	7,763	99.1	7,649	98.5	
軽自動車	二輪車	3,265	102.6	3,463	106.1	3,622	104.6	3,679	101.6	3,622	98.5	
	三輪車	14	100.0	14	100.0	18	128.6	18	100.0	18	100.0	
	四輪車	乗用										
		営業用	31	86.1	25	80.6	33	132.0	35	106.1	50	142.9
	貨物	乗用	208,494	103.9	215,926	103.6	222,543	103.1	228,162	102.5	230,187	100.9
		営業用	388	109.0	385	99.2	430	111.7	421	97.9	379	90.0
小計	247,448	103.3	255,600	103.3	262,629	102.8	268,768	102.3	270,757	100.7		
小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	農耕用	1,328	96.5	1,286	96.8	1,244	96.7	1,214	97.6	1,164	95.9	
	特殊作業用	1,782	101.0	1,788	100.3	1,817	101.6	1,988	109.4	2,100	105.6	
	小計	3,115	99.2	3,074	98.7	3,061	99.6	3,202	104.6	3,264	101.9	
二輪の小型自動車		6,858	100.9	6,942	101.2	7,170	103.3	7,320	102.1	7,536	103.0	
合計		265,505	102.7	273,530	103.0	280,694	102.6	287,053	102.3	289,206	100.8	

市町村税の課税状況等の調より

4. 市たばこ税関係グラフ

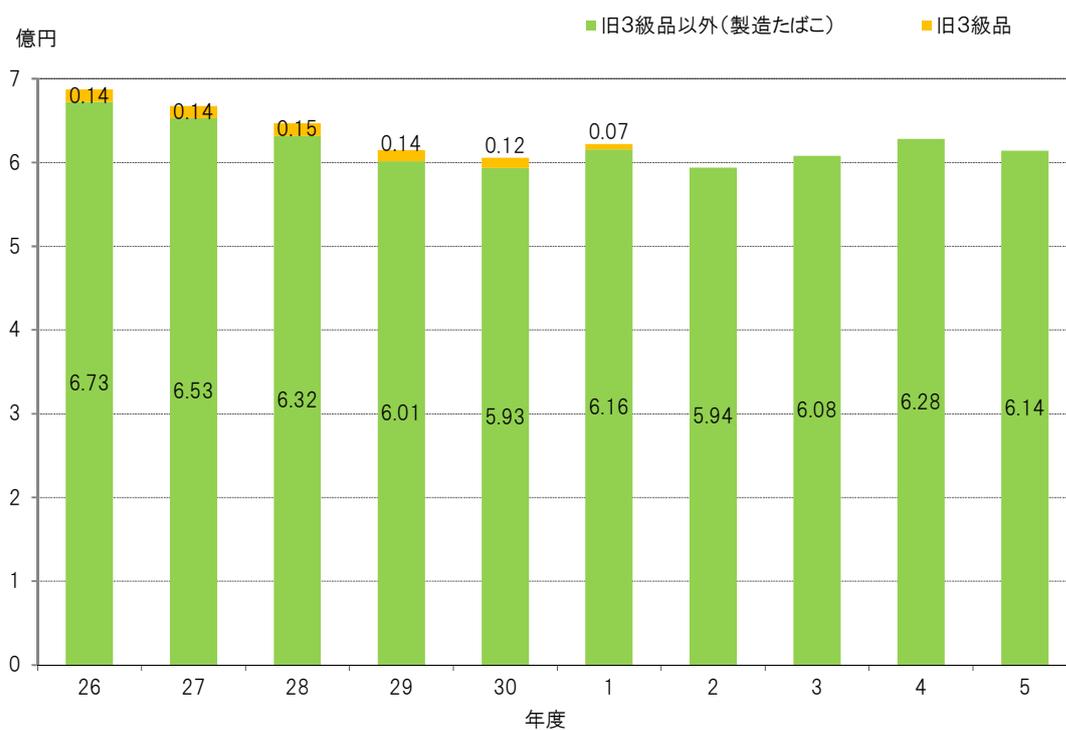
(1) 売渡本数の推移

(旧3級品区分は令和元年10月1日より廃止)



(2) 調定額(決算額)の推移

(旧3級品区分は令和元年10月1日より廃止)



5. 市たばこ税の年度別推移

(単位:円、本、%)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
旧3級品以外 (製造たばこ)	売 渡 本 数	108,041,725	101,198,819	96,378,013	95,838,160	93,765,084
	前年対比	99.0	93.7	95.2	99.4	97.8
	調 定 額	615,678,854	593,931,407	607,761,638	628,020,770	614,348,830
	前年対比	103.8	96.5	102.3	103.3	97.8
旧3級品	売 渡 本 数	1,621,700				
	前年対比	52.0				
	調 定 額	6,518,972				
	前年対比	53.1				
合 計	売 渡 本 数	109,663,425	101,198,819	96,378,013	95,838,160	93,765,084
	前年対比	97.7	92.3	95.2	99.4	97.8
	調 定 額	622,197,826	593,931,407	607,761,638	628,020,770	614,348,830
	前年対比	102.8	95.5	102.3	103.3	97.8
税 率	旧3級品以外	平成30年10月1日より 5,692円/1,000本	令和2年10月1日より 6,122円/1,000本	令和3年10月1日より 6,552円/1,000本		
	旧3級品	令和元年10月1日より 5,692円/1,000本	特例税率が廃止され、 一般品と同じ税率になり、 当該区分は廃止となる			

6. 入湯税の年度別推移

(単位:人、円)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
課税標準 (課税対象入湯者数)					5,092	34,518
	前年対比					677.9
調定額					763,800	5,177,700
	前年対比					677.9

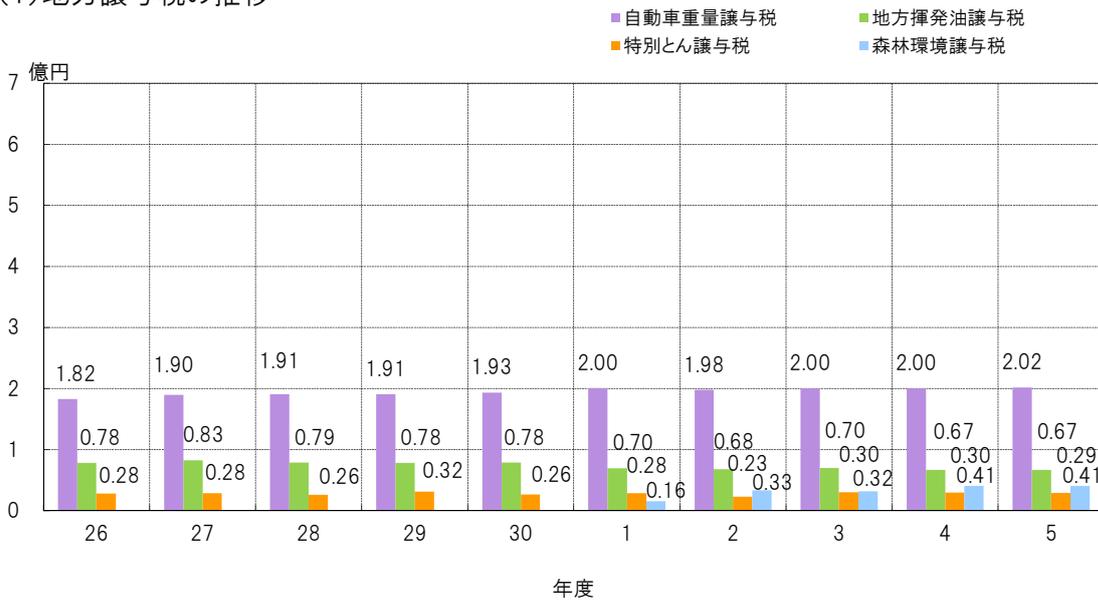
※ 入湯税は、観光振興等に要する費用に充てるため、鉱泉浴場(温泉施設)の入湯に課税する目的税で、令和4年度に新設された。

市内の対象は3施設。税率は150円/1人1日。

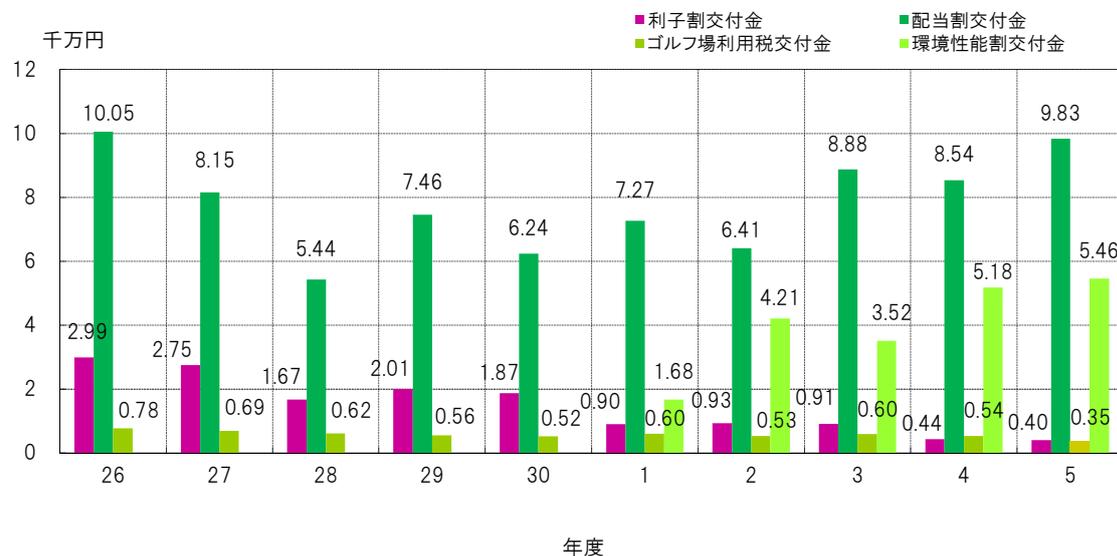
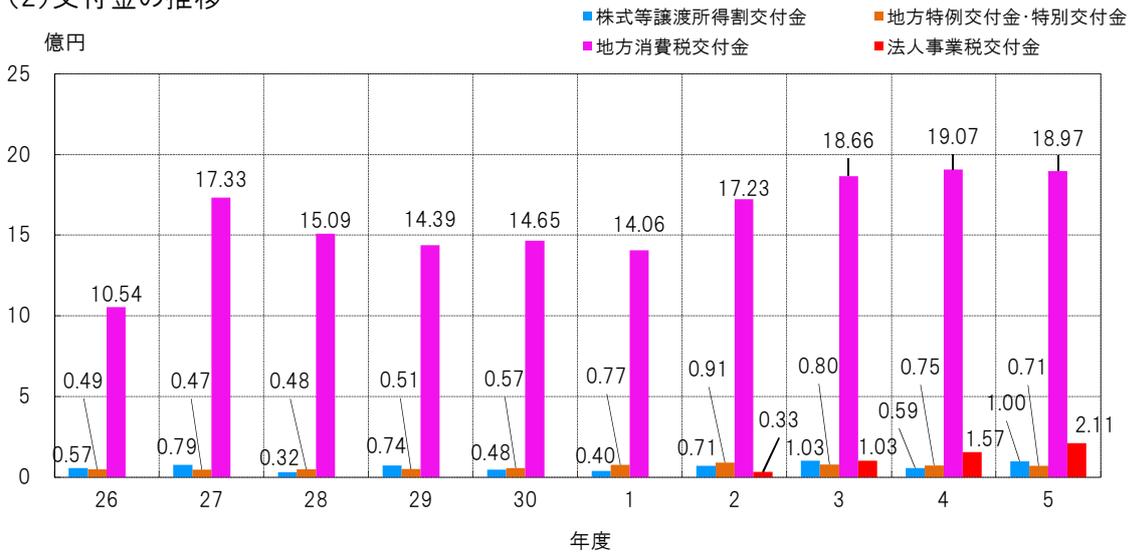
V. 譲与税・交付金

1. 地方譲与税・交付金関係グラフ

(1) 地方譲与税の推移



(2) 交付金の推移



2. 地方譲与税の年度別推移

(単位:千円、%)

区分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			前年度比								
自動車重量譲与税	6月譲与	55,614	110.5	51,915	93.3	57,592	110.9	51,584	99.4	55,608	107.8
	11月譲与	83,638	106.1	81,118	97.0	81,797	100.8	82,963	102.3	83,235	100.3
	3月譲与	61,110	95.3	64,765	106.0	60,744	93.8	65,357	100.9	62,702	95.9
	合計	200,362	103.7	197,798	98.7	200,133	101.2	199,904	101.1	201,545	100.8
地方揮発油譲与税	6月譲与	19,396	88.3	23,469	121.0	21,760	92.7	18,694	79.7	18,568	99.3
	11月譲与	29,240	91.9	20,666	70.7	22,024	106.6	27,426	132.7	27,630	100.7
	3月譲与	20,937	84.8	23,850	113.9	26,212	109.9	20,667	86.7	20,655	99.9
	合計	69,573	88.7	67,985	97.7	69,996	103.0	66,787	98.2	66,853	100.1
森林環境譲与税	9月譲与	7,840	皆増	16,662	212.5	16,016	96.1	20,293	121.8	20,293	100.0
	3月譲与	7,841	皆増	16,662	212.5	15,870	95.2	20,293	121.8	20,293	100.0
	合計	15,681	皆増	33,324	212.5	31,886	95.7	40,586	121.8	40,586	100.0
特別とん譲与税	9月譲与	12,824	97.1	7,028	54.8	16,525	235.1	15,636	222.5	14,093	90.1
	3月譲与	15,320	118.3	15,723	102.6	13,865	88.2	13,874	88.2	14,544	104.8
	合計	28,144	107.6	22,751	80.8	30,390	133.6	29,510	129.7	28,637	97.0
合計		313,760	105.3	321,858	102.6	332,405	103.3	336,787	104.6	337,621	100.2

※地方揮発油譲与税は平成21年度から。(地方道路譲与税を地方揮発油譲与税に改名)

平成21年度以前の未譲与分について不定期で入金有り。(H27年度:3円 H31年度:27円)

※森林環境譲与税は平成31年度から。

3. 交付金の年度別推移

(単位:千円、%)

区分	年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			前年度比								
利子割交付金	8月交付	3,705	50.9	3,573	96.4	4,399	123.1	2,029	46.1	1,504	74.1
	12月交付	3,070	41.0	3,113	101.4	3,136	100.7	1,353	43.1	1,440	106.4
	3月交付	2,207	56.3	2,636	119.4	1,594	60.5	968	60.7	1,060	109.5
	合計	8,982	48.1	9,322	103.8	9,129	97.9	4,350	47.7	4,004	92.0
配当割交付金	8月交付	19,507	107.8	18,664	95.7	17,569	94.1	21,164	120.5	22,647	107.0
	12月交付	3,356	113.1	3,451	102.8	3,644	105.6	3,601	98.8	4,038	112.1
	3月交付	49,801	120.5	41,943	84.2	67,578	161.1	60,645	89.7	71,623	118.1
	合計	72,664	116.5	64,058	88.2	88,791	138.6	85,410	96.2	98,308	115.1
所得割交付金 株式等譲渡	8月交付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	12月交付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3月交付	39,714	83.6	71,291	179.5	103,346	145.0	59,218	57.3	100,093	169.0
	合計	39,714	83.6	71,291	179.5	103,346	145.0	59,218	57.3	100,093	169.0
法人事業税 交付金	8月交付	-	-	22,501	皆増	53,106	236.0	81,165	152.8	104,131	128.3
	12月交付	-	-	4,067	皆増	18,678	459.3	28,769	154.0	39,265	136.5
	3月交付	-	-	6,728	皆増	31,200	463.7	46,915	150.4	67,418	143.7
	合計	-	-	33,296	皆増	102,984	309.3	156,849	152.3	210,814	134.4
地方消費税 交付金	6月交付	365,755	101.8	393,835	107.7	372,079	94.5	456,336	122.6	501,351	109.9
	9月交付	455,310	98.2	581,633	127.7	624,398	107.4	555,254	88.9	559,441	100.8
	12月交付	194,799	75.0	310,612	159.5	396,253	127.6	383,320	96.7	319,857	83.4
	3月交付	389,946	101.9	437,375	112.2	473,128	108.2	512,113	108.2	515,924	100.7
	合計	1,405,810	95.9	1,723,455	122.6	1,865,858	108.3	1,907,023	102.2	1,896,573	99.5
環境性 交付金 割	8月交付	-	-	10,397	皆増	9,357	90.0	15,114	161.5	13,639	90.2
	12月交付	3,203	皆増	12,594	393.2	10,266	81.5	14,622	142.4	16,663	114.0
	3月交付	13,582	皆増	19,157	141.0	15,552	81.2	22,024	141.6	24,297	110.3
	合計	16,785	皆増	42,148	251.1	35,175	83.5	51,760	147.1	54,599	105.5
ゴルフ 交付金 場 利用 税	8月交付	2,094	98.8	1,773	84.7	2,402	135.5	2,113	88.0	1,278	60.5
	12月交付	1,962	91.2	2,438	124.3	2,439	100.0	2,321	95.2	1,499	64.6
	3月交付	1,170	126.6	1,064	90.9	1,158	108.8	945	81.6	717	75.9
	合計	5,226	100.6	5,275	100.9	5,999	113.7	5,379	89.7	3,494	65.0
地方 特別 交付金 ・ 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	4月交付	64,398	217.5	40,105	62.3	42,456	105.9	36,328	85.6	35,255	97.0
	9月交付	12,617	46.2	50,788	402.5	37,851	74.5	38,561	101.9	35,951	93.2
	11月交付 (追加)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	新型コロナウイルス 感染症対策 地方税減収 補填特別交付 金	-	-	-	-	130,429	皆増	2,520	1.9	4,319	171.4
	合計	77,015	135.3	90,893	118.0	210,736	231.9	77,409	36.7	75,525	97.6

※環境性割交付金は令和元年度、法人事業税交付金は令和2年度から。

4. 地方譲与税の譲与基準

税 目 等	譲与基準及び譲与時期
自動車重量譲与税 ・昭和46年5月創設 [譲与団体] ・市町村 [使途] (平成20年度まで) ・道路に関する費用 (平成21年度以降) ・条件、制限なし	*自動車重量税の収入額の1000分の407に相当する額を自動車重量譲与税とする。 *自動車重量譲与税の2分の1を市町村の道路の延長で、他の2分の1を道路の面積であん分して譲与する。 *譲与時期 6月(2月～4月收入分)、11月(5月～9月收入分)、3月(10月～1月收入分)
地方揮発油譲与税 ・平成21年4月創設 ※旧地方道路譲与税 [譲与団体] ・都道府県 ・市町村 [使途] ・条件、制限なし	*地方揮発油税の収入額に相当する額を地方揮発油譲与税とする。 *地方揮発油譲与税の100分の42に相当する額を、市町村の道路の延長及び面積であん分して市町村に譲与する。 (100分の58に相当する額は都道府県及び指定都市) *譲与時期 6月(3月～5月收入分)、11月(6月～10月收入分)、3月(11月～2月收入分)
森林環境譲与税 ・平成31年4月創設 [譲与団体] ・都道府県 ・市町村 [使途] ・森林の整備 ・森林の整備を担うべき人材の育成及び確保 ・森林の有する公益的機能に関する普及啓発 ・木材の利用の促進	*森林環境税(令和6年度～)の収入に相当する額を、客観的な譲与基準(私有林人工林面積、林業従事者数、人口)により、都道府県及び市町村に譲与する。令和6年度までの譲与税財源は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。 *譲与時期 9月、3月
特別とん譲与税 ・昭和32年4月創設 [譲与団体] ・開港所在市町村 [使途] ・条件、制限なし	*特別とん税の収入額に相当する額を特別とん譲与税とし、開港に係る港湾施設が設置されている市町村に譲与する。 *譲与時期 9月(3月～8月收入分)、3月(9月～2月收入分)

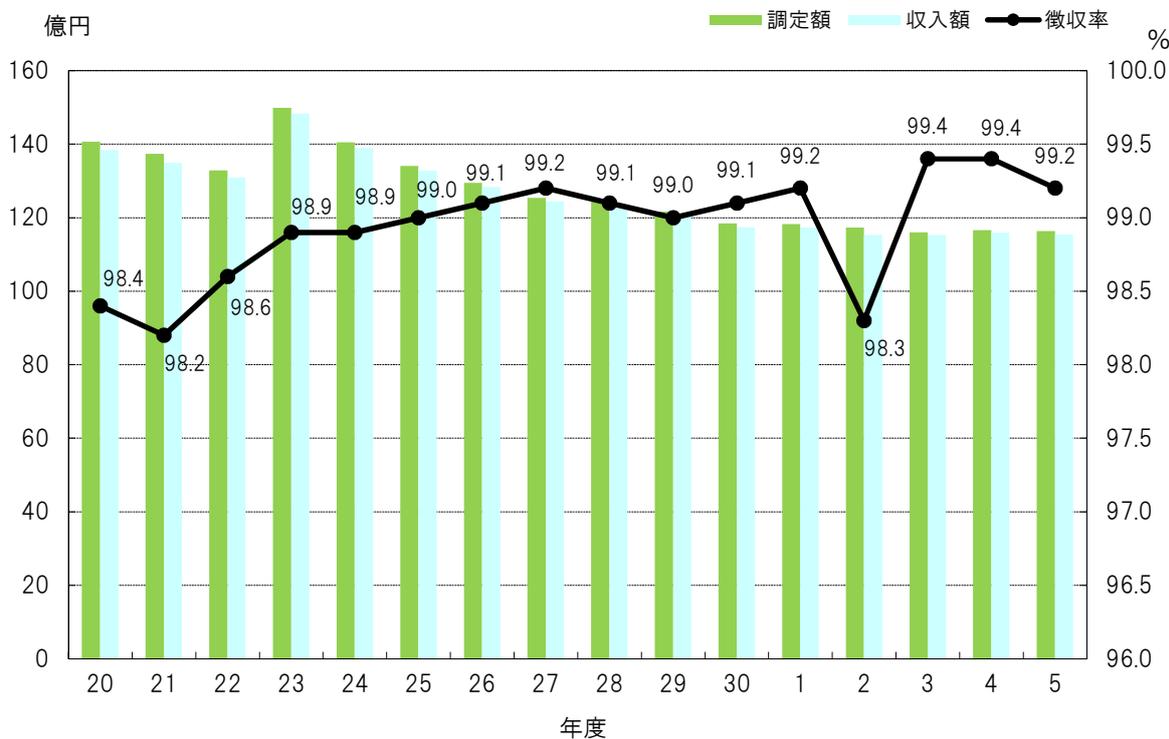
5. 交付金の交付基準

税目等	交付基準及び交付時期
利子割交付金 ・昭和63年4月創設 [交付団体] ・市町村	＊道府県に納入された利子割相当額に、政令で定める率(100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を、利子割交付金の総額とする。 ＊利子割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。 ＊道府県民税利子割の概要 ・課税標準 支払を受けるべき利子等の額 ・税率 100分の5 ＊交付時期 8月(前年度3月～7月收入分)、12月(8月～11月收入分)、3月(12月～2月收入分)
配当割交付金 ・平成16年4月創設 [交付団体] ・市町村	＊道府県に納入された配当割相当額に、政令で定める率(100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を、配当割交付金の総額とする。 ＊配当割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。 ＊道府県民税配当割の概要 ・課税標準 支払を受けるべき特定配当等の額 ・税率 100分の5 ＊交付時期 8月(前年度3月～7月收入分)、12月(8月～11月收入分)、3月(12月～2月收入分)
株式等譲渡所得割交付金 ・平成16年1月創設 [交付団体] ・市町村	＊道府県に納入された株式譲渡所得割相当額に、政令で定める率(100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を、株式譲渡所得割交付金の総額とする。 ＊株式譲渡所得割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。 ＊道府県民税株式譲渡所得割の概要 ・課税標準 支払を受けるべき特定株式譲渡所得等の額 ・税率 100分の5 ＊交付時期 3月(3月～2月收入分)
法人事業税交付金 ・平成28年度創設 ・令和2年度改正 [交付団体] ・市町村	＊地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収を補てんするため、都道府県が法人事業税の収入額も7.7%(R2は3.4%)を乗じた額を、市町村に対し従業員数で按分して交付する。(経過措置あり) ＊交付時期 8月(前年度3月～7月收入分)、12月(8月～11月收入分)、3月(12月～2月收入分)
地方消費税交付金 ・平成9年4月創設 [交付団体] ・市町村	＊道府県に納付された地方消費税相当額につき、各道府県の消費に相当する額に応じて清算を行った後の金額の2分の1を地方消費税交付金の総額とする。 ＊従来分に相当する額の2分の1を市町村の人口で、他の2分の1を従業者数であん分して交付する。 ＊引上げ分に相当する額を、市町村の人口であん分して交付する。 ＊地方消費税の概要 ・課税標準 消費税額 ・税率 平成26年3月31日まで：100分の25(従来分) 平成26年4月1日から令和元年9月30日まで：63分の17 令和元年10月1日から：78分の22 } (引上げ分) ＊交付時期 6月(2月～4月收入分)、9月(5月～7月收入分)、12月(8月～10月收入分)、 3月(11月～1月收入分)
環境性能割交付金 ・令和元年10月創設 [交付団体] ・市町村	＊自動車の取得に対し環境性能に応じて課税される自動車税環境性能割収入額に95%を乗じて得た額の100分の43に相当する額を、都道府県が市町村に対して2分の1の額を市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して交付する。(経過措置あり) ＊交付時期 8月(前年度3月～7月收入分)、12月(8月～11月收入分)、3月(12月～2月收入分)
ゴルフ場利用税交付金 ・平成元年4月創設 [交付団体] ・ゴルフ場所在市町村	＊ゴルフ場所在市町村に対し、当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の10分の7相当額を交付する。 ＊ゴルフ場利用税の概要 ・1人/日のゴルフ場の利用につき、600円～1,200円 ・利用者数は、舞鶴市と高浜町であん分する。(舞鶴市分：0.9941) ＊交付時期 8月(3月～7月收入分)、12月(8月～11月收入分)、3月(12月～2月收入分)
地方特例交付金 ・平成11年4月創設 [交付団体] ・都道府県 ・市町村	＊地方特例交付金 個人住民税における地方公共団体の減収を補てんするため、地方公共団体の住宅借入金等特別税額控除見込額を基礎として算定する。 ＊新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(令和2年4月創設) R2年4月に国の新型コロナウイルス感染症対策の税制上の措置として、R3～R5年度の中小事業者の固定資産税等を軽減する措置に対する地方税の減収分の全額を補填 ＊交付時期 4月、9月

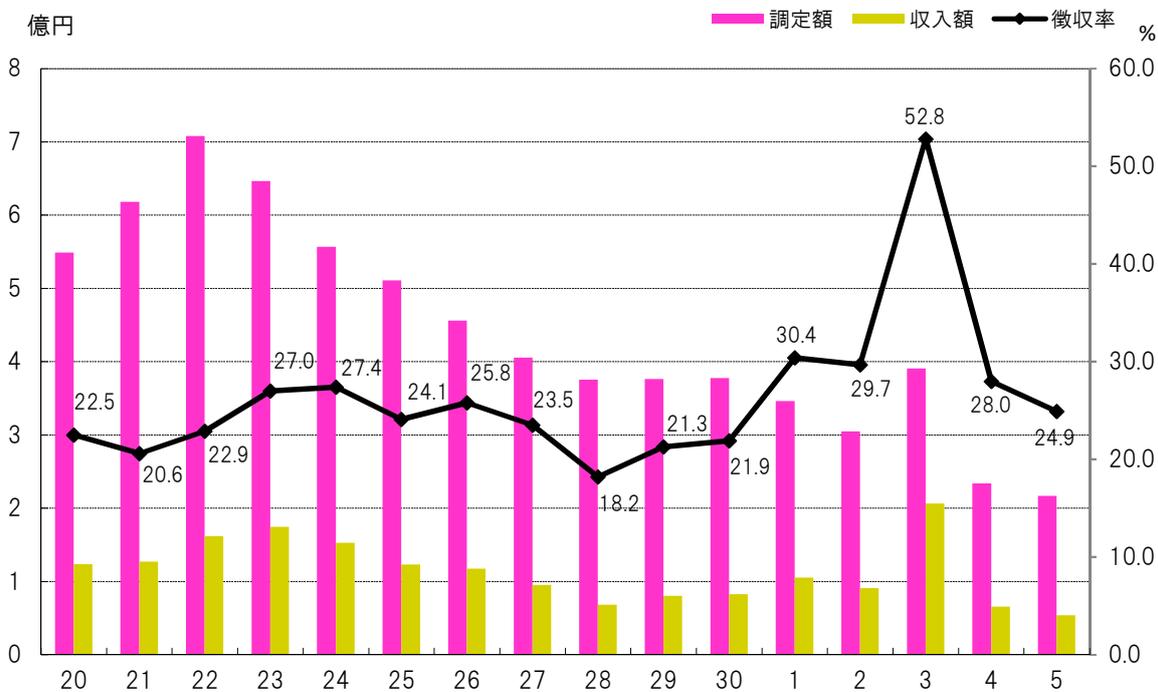
VI. 徵收關係

1. 徴収関係グラフ

(1) 市税現年課税分の調定額・収入額・徴収率の推移



(2) 市税滞納繰越分の調定額・収入額・徴収率の推移



2. 市税の収入状況の年度別推移

(1) 現年課税分

(単位:千円)

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人市民税	調定額		4,010,191	4,071,757	4,094,865	4,022,760	4,007,347
	収入額		3,974,501	4,049,427	4,068,163	3,996,009	3,972,806
	不納欠損額		46	254	263	410	7
	収入未済額		35,644	22,075	26,439	26,341	34,534
	徴収率		99.1%	99.5%	99.3%	99.3%	99.1%
法人市民税	調定額		574,795	487,581	494,157	548,967	544,036
	収入額		572,706	478,758	491,941	546,956	537,625
	不納欠損額		5	0	104	0	0
	収入未済額		2,084	8,823	2,112	2,011	6,411
	徴収率		99.6%	98.2%	99.6%	99.6%	98.8%
純固定資産税	調定額		6,289,875	6,224,952	6,048,638	6,087,814	6,075,758
	収入額		6,232,967	6,057,052	6,009,836	6,049,837	6,026,883
	不納欠損額		244	478	845	195	18
	収入未済額		56,664	167,422	37,957	37,782	48,857
	徴収率		99.1%	97.3%	99.4%	99.4%	99.2%
国有資産交付金	調定額		66,010	67,791	66,487	66,888	68,407
	収入額		66,010	67,791	66,487	66,888	68,407
	不納欠損額		0	0	0	0	0
	収入未済額		0	0	0	0	0
	徴収率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
軽自動車税	種別割	調定額	257,803	265,429	273,527	280,688	287,104
		収入額	253,118	262,477	270,764	277,989	284,321
		不納欠損額	41	35	9	49	34
		収入未済額	4,644	2,917	2,754	2,650	2,749
		徴収率	98.2%	98.9%	99.0%	99.0%	99.0%
	環境性能割	調定額	5,055	18,090	15,108	25,790	25,502
		収入額	5,055	18,090	15,108	25,790	25,502
		不納欠損額	0	0	0	0	0
		収入未済額	0	0	0	0	0
		徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
市たばこ税	調定額	622,198	593,931	607,762	628,021	614,349	
	収入額	622,198	593,931	607,762	628,021	614,349	
	不納欠損額	0	0	0	0	0	
	収入未済額	0	0	0	0	0	
	徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
入湯税	調定額				764	5,178	
	収入額				764	5,178	
	不納欠損額				0	0	
	収入未済額				0	0	
	徴収率				100.0%	100.0%	
市税計	調定額	11,825,926	11,729,530	11,600,544	11,661,692	11,627,681	
	収入額	11,726,554	11,527,526	11,530,061	11,592,254	11,535,071	
	不納欠損額	336	768	1,221	654	59	
	収入未済額	99,035	201,237	69,262	68,784	92,551	
	徴収率	99.2%	98.3%	99.4%	99.4%	99.2%	

※特別土地保有税は掲載省略

(2)滞納繰越分

(単位:千円)

区分		年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人市民税	調定額	136,108	120,222	94,268	86,630	82,532
	収入額	37,144	41,336	27,463	25,189	21,177
	不納欠損額	13,977	6,488	6,227	5,174	4,886
	収入未済額	84,987	72,398	60,578	56,267	56,469
	徴収率	27.3%	34.4%	29.1%	29.1%	25.7%
法人市民税	調定額	8,033	7,975	12,269	5,524	4,714
	収入額	1,710	1,518	6,962	1,293	961
	不納欠損額	431	943	1,230	1,181	1,292
	収入未済額	5,891	5,514	4,077	3,050	2,461
	徴収率	21.3%	19.0%	56.7%	23.4%	20.4%
純固定資産税	調定額	188,267	164,158	274,501	133,532	122,225
	収入額	62,117	43,316	168,786	36,510	29,800
	不納欠損額	17,093	11,076	9,862	10,040	4,794
	収入未済額	109,057	109,767	95,853	86,982	87,631
	徴収率	33.0%	26.4%	61.5%	27.3%	24.4%
軽自動車税 (種別割)	調定額	13,514	12,467	9,642	8,045	7,158
	収入額	4,308	4,414	3,027	2,437	1,992
	不納欠損額	1,328	1,328	1,299	1,086	924
	収入未済額	7,878	6,725	5,316	4,522	4,242
	徴収率	31.9%	35.4%	31.4%	30.3%	27.8%
市税計	調定額	345,922	304,822	390,680	233,731	216,629
	収入額	105,279	90,583	206,238	65,429	53,930
	不納欠損額	32,829	19,835	18,618	17,481	11,896
	収入未済額	207,814	194,404	165,824	150,821	150,803
	徴収率	30.4%	29.7%	52.8%	28.0%	24.9%

(3)合計分

(単位:千円)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
区分							
個人市民税	調定額	4,146,299	4,191,978	4,189,133	4,109,390	4,089,879	
	収入額	4,011,645	4,090,763	4,095,626	4,021,198	3,993,983	
	不納欠損額	14,024	6,742	6,490	5,584	4,893	
	収入未済額	120,630	94,473	87,017	82,608	91,003	
	徴収率	96.8%	97.6%	97.8%	97.9%	97.7%	
法人市民税	調定額	582,827	495,556	506,426	554,491	548,750	
	収入額	574,416	480,276	498,903	548,249	538,586	
	不納欠損額	436	943	1,334	1,181	1,292	
	収入未済額	7,975	14,337	6,189	5,061	8,872	
	徴収率	98.6%	96.9%	98.5%	98.9%	98.1%	
純固定資産税	調定額	6,478,142	6,389,110	6,323,139	6,221,346	6,197,983	
	収入額	6,295,084	6,100,367	6,178,622	6,086,347	6,056,683	
	不納欠損額	17,336	11,554	10,707	10,235	4,812	
	収入未済額	165,721	277,188	133,810	124,764	136,488	
	徴収率	97.2%	95.5%	97.7%	97.8%	97.7%	
国有資産交付金	調定額	66,010	67,791	66,487	66,888	68,407	
	収入額	66,010	67,791	66,487	66,888	68,407	
	不納欠損額	0	0	0	0	0	
	収入未済額	0	0	0	0	0	
	徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
軽自動車税	種別割	調定額	271,317	277,897	283,169	288,733	294,262
		収入額	257,426	266,891	273,791	280,426	286,313
		不納欠損額	1,369	1,363	1,308	1,135	958
		収入未済額	12,523	9,642	8,070	7,172	6,991
		徴収率	94.9%	96.0%	96.7%	97.1%	97.3%
	環境性能割	調定額	5,055	18,090	15,108	25,790	25,502
		収入額	5,055	18,090	15,108	25,790	25,502
		不納欠損額	0	0	0	0	0
		収入未済額	0	0	0	0	0
		徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
市たばこ税	調定額	622,198	593,931	607,762	628,021	614,349	
	収入額	622,198	593,931	607,762	628,021	614,349	
	不納欠損額	0	0	0	0	0	
	収入未済額	0	0	0	0	0	
	徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
入湯税	調定額				764	5,178	
	収入額				764	5,178	
	不納欠損額				0	0	
	収入未済額				0	0	
	徴収率				100.0%	100.0%	
市税計	調定額	12,171,847	12,034,353	11,991,224	11,895,423	11,844,310	
	収入額	11,831,834	11,618,109	11,736,299	11,657,683	11,589,001	
	不納欠損額	33,165	20,603	19,839	18,135	11,955	
	収入未済額	306,849	395,641	235,086	219,605	243,354	
	徴収率	97.2%	96.5%	97.9%	98.0%	97.8%	

※特別土地保有税は掲載省略

3. 口座振替利用状況の年度別推移

(単位:件、千円)

区分		年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		件数	金額					
市 府 民 税 (普 通 徴 収)	調 定	件数	30,177	29,402	29,372	28,787	28,072	
		金額	1,073,884	1,029,837	1,088,827	1,079,127	1,037,671	
	収 入	件数	28,692	28,222	28,272	27,817	26,912	
		金額	1,019,301	995,973	1,047,544	1,038,594	984,966	
	振 替	件数	6,369	6,359	6,023	5,769	5,506	
		金額	356,399	361,978	338,799	345,955	324,307	
振替率 (対収入)	件数	22.2%	22.5%	21.3%	20.7%	20.5%		
	金額	35.0%	36.3%	32.3%	33.3%	32.9%		
固 定 資 産 税	調 定	件数	131,451	131,235	130,567	130,640	130,310	
		金額	6,289,875	6,224,952	6,048,638	6,087,814	6,075,758	
	収 入	件数	129,082	129,313	128,925	129,005	128,382	
		金額	6,232,967	6,057,052	6,009,836	6,049,837	6,026,883	
	振 替	件数	49,525	49,289	48,743	48,233	47,338	
		金額	3,471,854	3,356,629	3,335,654	3,381,386	3,346,066	
振替率 (対収入)	件数	38.4%	38.1%	37.8%	37.4%	36.9%		
	金額	55.7%	55.4%	55.5%	55.9%	55.5%		
軽 自 動 車 税 (種 別 割)	調 定	件数	36,680	36,724	36,882	36,597	36,736	
		金額	257,803	265,429	273,527	280,688	287,104	
	収 入	件数	36,077	36,342	36,530	36,264	36,401	
		金額	253,118	262,477	270,763	277,989	284,321	
	振 替	件数	5,936	5,892	5,743	5,663	5,610	
		金額	36,899	37,504	38,179	38,966	39,565	
振替率 (対収入)	件数	16.5%	16.2%	15.7%	15.6%	15.4%		
	金額	14.6%	14.3%	14.1%	14.0%	13.9%		
合 計	調 定	件数	198,308	197,361	196,821	196,024	195,118	
		金額	7,621,561	7,520,218	7,410,991	7,447,629	7,400,533	
	収 入	件数	193,851	193,877	193,727	193,086	191,695	
		金額	7,505,386	7,315,502	7,328,143	7,366,420	7,296,170	
	振 替	件数	61,830	61,540	60,509	59,665,000	58,454	
		金額	3,865,151	3,756,111	3,712,632	3,766,307	3,709,938	
振替率 (対収入)	件数	31.9%	31.7%	31.2%	30.9%	30.5%		
	金額	51.5%	51.3%	50.7%	51.1%	50.8%		

4. 督促状発送件数の年度別推移

(単位:件)

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(普通府民税)	調定件数 A		30,177	29,402	29,372	28,787	28,072
	督促件数 B		5,755	4,884	5,222	4,804	4,844
	率 B/A		19.1%	16.6%	17.8%	16.7%	17.3%
(特別府民税)	調定件数 A		35,149	35,492	35,422	35,443	35,089
	督促件数 B		999	773	819	1,040	1,117
	率 B/A		2.8%	2.2%	2.3%	2.9%	3.2%
法人市民税	調定件数 A		3,952	3,954	4,010	3,917	4,062
	督促件数 B		100	81	94	83	111
	率 B/A		2.5%	2.0%	2.3%	2.1%	2.7%
固定資産税	調定件数 A		131,451	131,235	130,567	130,640	130,310
	督促件数 B		10,377	9,665	9,048	9,288	9,352
	率 B/A		7.9%	7.4%	6.9%	7.1%	7.2%
特別土地保有税	調定件数 A		-	-	-	-	-
	督促件数 B		-	-	-	-	-
	率 B/A		-	-	-	-	-
(軽自動車税)	調定件数 A		36,680	36,724	36,882	36,597	36,736
	督促件数 B		3,267	2,586	2,769	2,772	2,825
	率 B/A		8.9%	7.0%	7.5%	7.6%	7.7%
合計	調定件数 A		237,409	236,807	236,253	235,384	234,269
	督促件数 B		20,498	17,989	17,952	17,987	18,249
	率 B/A		8.6%	7.6%	7.6%	7.6%	7.8%

5. 滞納繰越分における滞納件数・金額の年度別推移

(単位: 件、千円、%)

年度 区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額								
個人市民税	1,378	84,987	1,124	72,401	905	60,578	767	56,267	721	56,469
法人市民税	63	5,891	59	5,519	42	4,077	30	3,050	28	2,461
固定資産税	1,498	109,057	1,307	109,767	1,097	95,853	958	86,982	1,034	87,631
軽自動車税 (種別割)	911	7,878	756	6,726	594	5,316	503	4,522	469	4,242
合計	3,850	207,814	3,246	194,412	2,638	165,823	2,258	150,821	2,252	150,803
対前年比	88.8	85.4	84.3	93.6	81.3	85.3	85.6	91.0	99.7	100.0

6. 不納欠損の件数・金額の年度別推移

(単位: 件、千円、%)

年度 区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額								
個人市民税	697	14,024	470	6,742	467	6,490	388	5,584	331	4,893
法人市民税	8	436	10	943	21	1,334	17	1,181	11	1,292
固定資産税	761	17,336	677	11,554	687	10,707	628	10,235	465	4,812
軽自動車税 (種別割)	284	1,369	233	1,363	176	1,308	158	1,135	121	958
合計	1,750	33,165	1,390	20,603	1,351	19,839	1,191	18,135	928	11,955
対前年比	113.3	64.4	79.4	62.1	97.2	96.3	88.2	91.4	77.9	65.9

7. 不納欠損理由別の件数・金額の年度別推移

(単位: 件、千円)

年度 区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額								
法第15条 の7第4項	602	19,850	457	9,013	434	6,915	395	8,387	348	4,926
法第15条 の7第5項	21	1,471	121	2,837	126	4,148	70	2,261	42	438
法第18条 第1項	1,127	11,844	812	8,752	791	8,776	726	7,488	538	6,591
合計	1,750	33,165	1,390	20,603	1,351	19,839	1,191	18,135	928	11,955

※法…地方税法

8. 差押状況の年度別推移

(単位:件、千円)

年度 区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
債権	479	173,047	527	125,323	505	73,999	488	198,547	570	300,243
動産	0	0	0	0	8	6,568	17	2,642	17	39,567
不動産	5	1,889	12	2,705	13	9,883	22	13,843	9	13,484
合計	484	174,936	539	128,028	526	90,450	527	215,032	596	353,294

9. 公売状況の年度別推移

(単位:件、千円)

年度 区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	動産	公売公告 件数	0	0	0	1	0	0	3	
売却決定 件数		0	0	0	1	0	2			
配当金額		0	0	0	758	0	982			
不動産	公売公告 件数	0	0	0	0	0	0			
	売却決定 件数	0	0	0	0	0	0			
	配当金額	0	0	0	0	0	0			

10. 交付要求及び参加差押の年度別推移

(単位: 件、千円)

区分 \ 年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
交付要求	77	18,398	102	2,955	64	33,208	77	28,803	99	55,635
参加差押	0	0	11	481	3	455	1	67	16	9,299

11. 交付要求等による配当等の年度別推移

(単位: 件、千円)

区分 \ 年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額								
交付要求等による配当等	27	2,696	15	1,757	10	1,408	14	1,248	16	1,956

12. 還付状況の年度別推移

(1) 歳出還付分

(単位: 件、千円)

区分 \ 年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額								
個人市府民税	102	8,539	337	9,261	310	10,514	271	10,640	380	8,551
法人市民税	34	7,875	151	11,076	105	8,075	144	16,529	123	9,652
固定資産税	32	2,453	29	1,905	43	8,282	68	1,645	30	1,533
軽自動車税	5	98	6	83	7	82	3	74	8	105
合計	173	18,966	523	22,325	465	26,953	486	28,888	541	19,842

(2) 還付加算金

(単位: 件、千円)

区分 \ 年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
還付加算金	27	153	54	212	27	147	20	128	14	62

VII. その他

1. 令和6年度税率等一覧表

税目		区分	課税客体	納税義務者	賦課期日	課税標準	申告期限	徴収方法・納期
市民税	個人		<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人（均等割・所得割） ・市内に住所を有しないが、事務所事業所又は家屋敷を有する個人（均等割） 		1月1日	前年中の所得金額	市府民税申告書 所得税申告書 3月15日 給与支払報告書 1月末日 公的年金等 支払報告書 1月末日	◎普通徴収 1期 7月1日 2期 9月2日 3期 10月31日 4期 1月6日
								◎給与からの特別徴収 6月～5月毎月
市民税	法人		<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割・法人税割） ・市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所及び事業所を有しないもの（均等割） ・市内に事務所又は事務所を有する公益法人や法人でない社団などのうち、収益事業を行なうもの（均等割・法人税割） 			資本金等の金額 及び市内従業員数 法人税額	申告納付 ・一般の確定申告 事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内 ・中間申告 事業年度開始の日から6月を経過した日から2ヶ月以内	◎年金からの特別徴収 4月 6月 8月 10月 12月 2月

税		率		等	
・均等割 市民税 3,000円 府民税 1,600円					
・森林環境税 国税 1,000円					
・所得割 一律10%(市民税6% 府民税4%)					
《所得控除》					
・雑損控除…下記イ・ロのいずれか多い金額		・基礎控除………43万円			
イ 実質損失額-(総所得金額等の合計額×10%)		・配偶者控除……最高33万円			
ロ 実質損失額のうち災害関連支出金額-5万円		(老人 最高38万円)			
・医療費控除…下記の イーロ(最高200万円)		・配偶者特別控除……最高33万円			
イ 支払医療費-補てん金等		(配偶者控除と重複不可)			
ロ 10万円又は総所得金額等の合計額の5%の いずれか少ない金額		・扶養控除……33万円			
・社会保険料控除…全額		(特定 45万円、老人 38万円、同居老親 45万円)			
・小規模企業共済等掛金控除…全額		・障害者控除…26万円			
・生命保険料控除…最高 35,000円		(特別障害者 30万円、同居特別障害者 53万円)			
(個人年金・介護医療保険料を含む場合 最高70,000円)		・寡婦控除…26万円			
・地震保険料控除…最高 25,000円		・ひとり親控除…30万円			
(旧長期のみの場合 最高 10,000円)		・勤労学生控除…26万円			
・事業専従者控除…下記イ・ロのいずれか少ない金額					
イ (事業所得+不動産所得+山林所得)÷(事業専従者数+1)					
ロ 配偶者である事業専従者は86万円、それ以外事業専従者は50万円					
・均等割					
	(資本等の金額)		(従業員数)		
9号	50億円超		50人超	3,600千円	
8号	10億円超	～ 50億円以下	50人超	2,100千円	
7号	10億円超		50人以下	492千円	
6号	1億円超	～ 10億円以下	50人超	480千円	
5号	1億円超	～ 10億円以下	50人以下	192千円	
4号	1千万円超	～ 1億円以下	50人超	180千円	
3号	1千万円超	～ 1億円以下	50人以下	156千円	
2号	1千万円以下		50人超	144千円	
1号	1千万円以下		50人以下	60千円	
・法人税割 8.4/100 (令和元年10月1日以降に事業年度が開始している法人)					
※ 12.1/100 (令和元年9月30日以前に事業年度が開始している法人)					

1. 令和5年度税率等一覧表(つづき)

	課税客体	納税義務者	賦課期日	課税標準	申告期限	徴収方法・納期
固定資産税	固定資産 ・土地 ・家屋 ・償却資産	固定資産の所有者	1月1日	課税台帳に登録された 固定資産の価格		1期 5月1日 2期 7月31日 3期 11月30日 4期 1月31日
交付金	国・地方公共団体 所有の固定資産	国・地方公共団体	交付金 前年3月31日	算定標準額 国有財産台帳 記載価格等		国・地方公共団体 6月30日
軽自動車税	・原動機付自転車 ・軽自動車及び小型 特殊自動車 ・2輪の小型自動車	軽自動車等の所有者	4月1日		・取得 取得の日から15日以内 ・廃車 廃車の日から30日以内 ・変更 変更の日から15日以内	普通徴収 5月31日
市たばこ税	小売販売業者への 売り渡しにかかる製造 たばこ	製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者		本数	申告納付 翌月末日	
特別土地保有税	土地 ※15年度より新規の 課税は停止	土地の取得者及び 保有者	保有 1月1日 取得 1月1日 7月1日	取得価格	申告納付 保有 1月1日保有 5月31日 取得 1月1日前1年以内 2月末日 7月1日前1年以内 8月31日	
入湯税	鉱泉浴場の入湯者			入湯者数	申告納付 ・特別徴収により入湯日の翌月15日まで ※特別徴収義務者は鉱泉浴場の経営者	

税 率 等				
1.6/100	※ 免税点	土地	(課税標準) 30万円未満	
		家屋	20万円未満	
		償却資産	150万円未満	
1.4/100				
原動機付自転車及び二輪車等の税率				
原動機付自転車	50cc以下	2,000円	2輪の軽自動車(125cc超～250cc以下)	3,600円
	50cc超 ～ 90cc以下	2,000円	小型特殊自動車 農耕用	2,000円
	90cc超 ～ 125cc以下	2,400円	その他	5,900円
	ミニカー	3,700円	2輪の小型自動車(250cc超)	6,000円
3輪及び4輪以上の軽自動車の税率				
旧税率対象	平成27年3月31日以前に登録した車両		軽課税率対象 令和5年4月1日～令和6年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で一定の環境性能を有するもの	
新税率対象	平成27年4月1日以降に登録した車両			
重課税率対象	最初の新規検査から13年を経過した車両			
			電気・天然ガス 軽自動車	ガソリン・ハイブリッド車
			基準1	基準2
3輪のもの			1,000円	2,000円
4輪乗用	営業用		1,800円	3,500円
	自家用		2,700円	5,400円
4輪貨物	営業用		1,000円	1,900円
	自家用		1,300円	2,500円
			基準1:(乗 用)平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和2年度燃費基準+30%達成車 (貨物用)平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ平成27年度燃費基準+35%達成車	
			基準2:(乗 用)平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ令和2年度燃費基準達成車+10%達成車 (貨物用)平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ平成27年度燃費基準+15%達成車	
<p>売渡しにかかるたばこの本数</p> <p>・旧3級品以外の紙巻きたばこ(製造たばこ) 5,262円/1,000本(平成30年9月30日まで) 5,692円/1,000本(平成30年10月1日から令和2年9月30日まで) 6,122円/1,000本(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで) 6,552円/1,000本(令和3年10月1日から)</p> <p>・旧3級品紙巻きたばこ 4,000円/1,000本(平成30年4月1日から令和元年9月30日まで) 5,692円/1,000本 (令和元年10月1日より旧3級品以外と同税率となり、令和2年度で廃止)</p>				
取得にかかるもの	3/100	(除 不動産取得税相当額)		
保有にかかるもの	1.4/100	(除 固定資産税相当額)		
※ 基準面積 5,000㎡以上				
1人1日につき150円				

2. 地方税制の推移

年度		平成7年度	平成8年度
税目			
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・定率による特別減税 個人住民税所得割額15%相当額(限度額2万円) ・所得割税率の適用区分の改正 200万円以下 3% 200万円超え 8% 700万円超え 11% ・基礎控除等の引上げ 基礎控除 33万円 配偶者控除一般 33万円 " 老人 38万円 配偶者特別控除(限度額) 33万円 扶養控除一般 33万円 特定扶養親族 41万円 老人 " 38万円 ・配偶者控除又は扶養控除の適用対象者の所得限度額引上げ38万円(8年度適用) ・白色事業専従者控除額引上げ 配偶者 86万円 配偶者以外 50万円(8年度適用) ・長期譲渡所得に係る税率等の改正(8年度適用) ・給与所得控除額の引上げ(8年度適用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定率による特別減税 個人住民税所得割額15%相当額(限度額2万円) ・均等割の税率引き上げ(2,500円) ・長期譲渡所得に係る税率等の改正(9年度適用) ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る税率の改正(10年度適用) ・肉用牛売却による課税特例期限の延長(13年度まで)
	法人		
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・地価の下落に対応した臨時的な課税標準の特例措置の導入(8年度まで) ・非課税等の整理合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ・地価の下落に対応した緊急・臨時的な課税標準の特例措置の導入 ・非課税等の整理合理化
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・特別土地保有税 非課税等の整理合理化 ・軽自動車税 電気自動車に係る特例措置の廃止 ・地方消費税の創設に伴う、消費譲与税の廃止(9年度4月適用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・特別土地保有税 非課税等の整理合理化

年度		平成9年度	平成10年度
税目			
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> 適用課税所得金額 700万円を超える金額の所得割の税率改正(12%) (ただし退職所得については、平成10年1月1日以後に支払うべき退職手当に適用) 土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される税率改正(9%) 超短期所有土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される税率改正(12%) 課税短期譲渡所得金額に適用される税率改正(9%) 特別減税の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 定額による特別減税 納税者 17,000円 扶養親族一人につき 8,500円 (住民税所得割の額を限度) 均等割及び所得割の制限税率の廃止 土地譲渡益課税の見直し (1)平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間に長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 (2)平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間の短期所有土地の譲渡については、分離課税を適用しない (3)超短期所有土地の譲渡等に係る分離課税は平成9年12月31日までの譲渡をもって廃止する 所得控除額の引上げ 特定扶養控除 43万円(11年度適用) 特別障害者控除 30万円(11年度適用) 同居特別障害者控除 56万円(11年度適用) 均等割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+14万4千円…3級地 (注) 扶養者を有する場合のみ加算額有り 所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+30万円 (注) 扶養者を有する場合のみ加算額有り
	法人		
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> 評価替えに伴い、土地に係る税負担の調整措置(平成11年度まで) 非課税等の整理合理化 固定資産評価審査委員会規定の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 税率に係る自治大臣への届出制度の廃止 固定資産課税台帳等の電磁的記録による備付け 非課税であった資産が新たに課税されることとなった場合の通知規定の創設 下落修正通知に代わる公示制度の創設(11年度分) 用途変更宅地等に係る税負担の調整措置(11年度分) 非課税措置等の整理合理化
その他			<ul style="list-style-type: none"> 都市計画税 用途変更宅地等に係る税負担の調整措置(11年度分) 非課税措置等の整理合理化 特別土地保有税 (1)市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えたものについて、課税対象から除外 (2)地価下落に対応した課税標準額の簡易な修正 軽自動車税 身体障害者等に対する減免対象範囲の拡大 その他 秘密漏えいに関する罪の罰金額の引上げ(30万円) 納税管理人制度の改正

2 地方税制の推移(つづき)

年度		平成11年度	平成12年度
税目			
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・定率による税額控除(恒久的減税) <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税所得割額の15%相当額(限度額4万円) ・所得割最高税率の引下げ <ul style="list-style-type: none"> ・700万円超え適用税率 10% ・所得控除額の引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・特定扶養控除 45万円(12年度適用) ・所得割非課税限度額の引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・35万円×(1+扶養数)+31万円 ・(注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・土地譲渡益課税の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 ・居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間の一定の居住用財産の譲渡について適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例期間の延長 ・均等割非課税限度額の引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・35万円×(1+扶養数)+15万2千円…3級地 ・(注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・所得割非課税限度額の引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・35万円×(1+扶養数)+32万円 ・(注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・医療費控除額の対象となる医療費の範囲の拡大 ・損害保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲の拡大 ・特定中小会社が発行した株式譲渡所得等の課税の特例の創設
	法人		
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の価格等に係る審査申出制度の改正 <ul style="list-style-type: none"> (1)審査申出期間の延長 (2)審査申出に係る合理化 (3)審査手続の整備 (4)その他所要の規定の整備 ・非課税措置等の整理合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価替えに伴い、土地に係る税負担調整措置を平成9年度評価替えに引き続き継続 ・非課税措置等の整理合理化
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税 <ul style="list-style-type: none"> ・非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 <ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> (1)認定要件等の緩和 (2)住宅・宅地供給に資する土地に係る特例措置の創設 (3)徴収猶予期間の延長措置の創設 ・たばこ税 <ul style="list-style-type: none"> ・千本につき 2,668円 ・旧3級品千本につき 1,266円 ・(平成11年5月1日以後の売渡等に適用) ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・延滞金等の割合の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税と同様の措置 ・非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 <ul style="list-style-type: none"> ・非課税措置等の整理合理化 ・軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> ・非課税範囲の拡大(日本赤十字社) ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替(申告納付・納入に係る)に係る納期限の特例措置

年度		平成13年度	平成14年度
税目			
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> 土地譲渡益課税の特例適用期間の延長 長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 (直近改正平成11年度＝譲渡益に対する税率 一律4%)の平成16年度までの延長 優良住宅地造成等土地譲渡益課税の特例適用期間の延長 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合 の長期譲渡所得に係る課税の特例 (譲渡益4千万円以下＝税率3.4%、4千万円超過＝ 税率4.0%)の平成16年度までの延長 商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例の創設 総合課税から分離課税への移行 4%課税(平成14年度～16年度適用) 長期所有上場株式等譲渡益課税の特別控除の創設 申告分離課税を選択した場合 譲渡所得額から100万までを控除 (平成14年度～16年度適用) 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+19.2万円…3級地 所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+36万円 (注)所得割、均等割とも扶養者を有する場合のみ加算額有り 土地等長期譲渡所得に係る段階税率の見直し 課税長期譲渡所得金額が8千万円を超える部分の6%を 廃止し、当該部分の税率を5.5%に引下げ 長期所有上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別 控除の適用期間の延長(直近改正＝平成13年度) 平成14年度～平成18年度適用(さらに2年延長) 上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税率の引下げ 税率3.4%に引下げ 平成15年1月1日以後の譲渡に適用(恒久扱い) 長期所有上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税率 の一定期間引下げ(前記税率引下げに対する追加措置) 平成15年1月1日～平成17年12月31日の譲渡に適用 (適用税率2%) 前記暫定税率適用期間中の公開株式に係る特例適用の停止 特例適用停止後の税率10% 証券会社に特定口座を設ける投資家について住民税の申告を 不要とする特例の創設 過去一定期間内に生じた上場株式等の譲渡に係る損失金額を 一定限度内で繰越控除を行うことを可能とする制度の創設 平成15年1月1日以後の譲渡で前年3年間対象株式 譲渡所得等の額を限度として控除
	法人		<ul style="list-style-type: none"> 均等割…資本の金額又は出資金額と資本積立金額 又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割…連結申告法人の課税標準額を個別帰属 法人税額とする等
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> 被災住宅用地に係る特例の創設 平成12年1月2日以降の被災土地について引き続き 住宅用地とみなす特例を被災後2年度分適用 非課税措置等の整理合理化 	<ul style="list-style-type: none"> 情報開示に係る改正 (1)縦覧制度の改正 (2)課税台帳の閲覧制度の法定化 (3)課税台帳記載事項の証明制度の法定化 (4)課税台帳に価格等を登録した旨の公示制度の創設 (5)課税明細書の交付制度の法定化 (6)宅地の標準的な価格の閲覧制度の法定化 (7)固定資産の価格等の決定期限等の改正 (8)固定資産評価審査委員会への審査申出期間の改正 非課税措置等の整理合理化
その他		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画税 固定資産税と同様の措置 	<ul style="list-style-type: none"> 市府民税、固定資産税の前納報奨金に限度額(10万円)を設定

2 地方税制の推移(つづき)

年度		平成15年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除対象者上乗せ適用部分の配偶者特別控除の廃止 ・所得割の納税義務者に係る配当割額または株式譲渡所得割額の控除及び控除の特例の創設 ・長期所有特定上場株式等の譲渡所得から100万円を控除する特例の廃止 ・長期所有上場株式等の譲渡所得等課税に係る暫定税率の特例を廃止し、新たに上場株式等の譲渡所得課税に優遇税率の特例を措置する改正 ・特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例対象に、特定口座における発行日分取引を加える改正 ・上場株式等取引特定口座に係る証券業者による取引報告書の提出義務の廃止 ・特定中小会社の特定株式を上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の特例課税の要件とされている譲渡期間を、上場等の日以後3年に延長 ・商品先物取引の雑所得に係る課税の特例について、適用対象に有価証券先物取引等雑所得を加えた上、税率を引下げる改正 ・所得割納税義務者の前年前3年以内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失金額について、当該取引の雑所得等金額を限度に控除する特例の創設
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人である政党または政治団体について、収益事業を行わない場合に限り均等割を非課税とする改正 ・中小企業者等に係る法人税割について、課税標準となる法人税額から試験研究費の一定割合を控除する改正
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・地価下落認定土地について、修正基準による修正価格を課税標準とする改正 ・平成15年度評価替えに際し、宅地及び農地等土地に係る負担調整措置を現行と同様の負担水準に応じて継続する措置 ・著しい地価下落に対応した臨時的な税負担据え置き措置を変更する改正 ・市街化区域農地に対し負担調整措置を適用する制度の創設 ・負担調整措置を受ける土地の課税明細書に負担水準及び課税標準額を記載することとする制度の創設 ・大規模償却資産の課税決定額に係る普通交付税額算出誤りの補正を行えることとする改正 ・非課税措置等の整理合理化
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税 申告書及び報告書を省令様式に統一する改正 ・たばこ税 千本につき 2,977円、旧3級品は千本につき 1,412円とする改正(平成15年7月1日以後の売渡等に適用) 平成15年7月1日前売渡し分所持業者に対する手持品課税の実施 ・特別土地保有税 当分の間、新たな課税を停止する措置の創設 免除土地審議に係る審議会及び審議会付議要件を廃止する改正 徴収猶予の継続及び納税義務の免除に係る特例措置の適用期間の延長 ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 非課税措置等の整理合理化

年度		平成16年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割非課税限度額の引下げ 28万円×(1+扶養数)+17.6万円…3級地 ・所得割非課税限度額の引下げ 35万円×(1+扶養数)+35万円 (注)所得割・均等割とも扶養者を有する場合のみ加算額有り ・均等割の納税義務を負う夫と生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止 (平成17年度から適用) (経過措置:平成17年度は1,500円) ・均等割の標準税率の統一 人口段階別の税率を改め、3,000円に統一 ・公的年金等控除における65歳以上の者に対する控除額と最低保障額の見直し (平成18年度から適用) 定額控除100万円→50万円、最低保障額140万円→120万円 ・高齢者控除の廃止 (平成18年度から適用) ・土地譲渡益課税の見直し等 (1)長期譲渡所得に係る100万円特別控除及び他の所得との損益通算の廃止、特例税率の引下げ (2)優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例税率の引下げ等 (3)短期譲渡所得の、特例税率の引下げ ((1)~(3)平成17年度から適用) (4)短期譲渡所得が事業所得等に該当する場合の課税の特例の適用停止措置の期限を5年延長 ・居住用財産の譲渡損失の繰越控除 (平成17年度から適用) (1)特定居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除について、ローン残高を有する条件を除外し、適用期限を3年延長 (2)特定居住用財産の譲渡損失に係る繰越控除の特例を創設(譲渡の適用期間:H16年~H18年) ・金融証券税制の見直し等 (平成17年度から適用) (1)公募株式投資信託の譲渡所得について、上場株式等を譲渡した場合の特例の優遇税率(3%)を適用する。(平成17年度から適用) (2)非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ (平成17年度から適用) (3)特定中小会社の特定株式の譲渡所得等の課税の特例について、譲渡期間要件等の緩和 (平成16年4月1日以後の譲渡から適用)
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・欠損金の繰越期間の延長(H13年4月以後に開始した事業年度に生じた欠損金から適用) ・更正、決定等の期間制限の延長(H16年4月以後に法定納期限が到来するものから適用) ・連結付加税廃止に伴い個別帰属法人税額の割り落とし措置を廃止
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税及び都市計画税に係る条例減額制度の創設 ・固定資産税の制限税率の撤廃 ・家屋の附帯設備に係る課税関係の見直し ・新築住宅等に係る固定資産税額の減額措置の縮減及び延長 ・郵便局で取扱うことができる事務に固定資産税課税台帳記載事項に係る証明書交付事務を追加 ・非課税措置等の整理合理化
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ税 交付金制度の創設

2 地方税制の推移(つづき)

年度		平成17年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢65歳以上の者に係る非課税措置の廃止(18年度適用) 〔経過措置〕 (平成17年1月1日現在65歳以上の者で、前年の合計所得が125万円以下のものに適用) 18年度:住民税(均等割・所得割)の3分の2を減額 19年度:住民税(均等割・所得割)の3分の1を減額(20年度から全額課税) ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間の延長(18年度→21年度) ・公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止(19年度適用) ・特定口座で管理されていた株式の無価値化によるみなし譲渡損の特例の創設 (17年4月1日以降に事実が発生する場合について適用) ・エンジェル税制の適用期限を2年延長(19年3月31日まで) ・住民税の定率減税の縮減(控除15%→7.5%、限度4万円→2万円、18年度適用) ・給与支払報告書の提出対象者の範囲拡大(19年度適用) 中途退職者分(支払金額30万円以下除く)についても提出を義務づける ・都道府県が特例として行う個人住民税の徴収・滞納処分の要件緩和 実施期間の上限:3か月→1年、地域単位要件:あり→なし 対象要件:滞納繰越分のみ→現年滞納分も併せて実施可
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等に対する人材投資(教育訓練)促進税制の創設 法人税割の課税標準である法人税額について、17年4月1日から20年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、教育訓練費に係る法人税額の控除後の額とする
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅用地に係る特例措置の充実 被災土地について、避難指示等が翌年度に及ぶときは、避難指示解除後3年度分に至るまで、みなし住宅用地特例が適用可能
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・特別土地保有税の徴収猶予制度の見直し 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期到来後、原則延長期間を最大で10年間に制限

年度		平成18年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税所得割の10%比例税率化（平成19年度以降適用） 市民税…6% 府民税…4% ・個人住民税における調整控除（平成19年度以降適用） ・税源移譲における所得税と住民税の人的控除の差額に基因する負担増を調整するため、新たな控除を創設する。 ・所得税における住宅ローン控除に係る経過措置（平成20年度から平成28年度まで適用） ・税源移譲により当該控除の適用者について、税負担の変動が生じないよう、移譲前の所得税額において、控除できた額と同等の負担減となるよう、個人住民税の減額処置を講じる。 ・申告分離課税に係る所得割における道府県民税・市町村民税の税率割合を変更（平成19年度以降適用） ・道府県民税株式等譲渡所得割及び配当割の市町村への交付率の見直し（平成20年度交付以降適用） ・配当控除における道府県民税・市町村民税の控除割合の変更（平成20年度交付以降適用） ・配当割又は株式等譲渡所得所得割額控除における道府県民税・市町村民税の控除割合の変更（平成20年度交付以降適用） ・山林所得の五分五乗規定、平均課税の規定の廃止（平成19年度以降適用） ・税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置（平成19年度のみ適用） ・退職所得に係る特別徴収税額表の廃止（平成19年退職所得分以降適用） ・定率減税の廃止 平成18年度 7.5%(2万円を上限)、平成19年度 廃止 ・損害保険料控除を改組し地震保険料控除を創設（平成20年度以降適用） ・均等割非課税限度額の引下げ 28万円×(1+扶養数)+16.8万円…3級地 ・所得割非課税限度額の引下げ 35万円×(1+扶養数)+32万円
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割…法人税法に規定する資本等の額又は連結個別資本金等の額
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地等 <ul style="list-style-type: none"> ①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置を講ずる。 (1)前年度課税標準額に当該年度の評価額(住宅用にあつては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。)の5%を加えた額を課税標準額とする。 (2)ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の60%、住宅用地にあつては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 ②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置を継続する。 ・農地(特定市街化区域農地を除く) 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置を講ずる。 ・著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置を廃止する。 ・住宅の耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設 昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、建築基準法に定める耐震基準に適合するよう改修工事(1戸当たりの工事費が30万円以上のものに限る)が行われた場合に、その住宅にかかる固定資産税が翌年度から一定期間減額される。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税 制限税率を引き上げる。(標準税率の1.5倍) ・市たばこ税 平成18年7月1日以降の売渡し等分税率 旧3級品以外 3,298円/1,000本 旧3級品 1,564円/1,000本 ・市府民税、固定資産税の前納報奨金制度を廃止 	

2 地方税制の推移(つづき)

年度		平成19年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長 上場株式等の配当等に係る軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例(適用期限:平成20年3月31日)及び、上場株式等に係る譲渡所得等に係る軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例(適用期限:平成19年12月31日)について適用期限をそれぞれ1年間延長する。 ・特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる株式の取得期間の延長 特例の対象となる特定株式の取得期間を平成21年3月31日まで延長する。 ・居住用財産の買換え等の場合における譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 適用期限を3年延長し、平成21年12月31日までの譲渡について適用する。 ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 適用期限を3年延長し、平成21年12月31日までの譲渡について適用する。
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・信託法の改正に伴う所要の措置 信託法の改正により、市町村内に事務所又は事業所を有する法人課税信託の引受けを行う個人は法人とみなし、法人税割額を課する。
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設 高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事(補助金等を除く自己負担が30万円以上のもの)を行った場合、翌年度分の固定資産税を100㎡分までを限度として3分の1を減額する。(平成22年度3月31日まで3年間) ・固定資産税における鉄軌道用地の評価方法の変更を平成19年度に実施するため、所要の措置 次回評価替年度である平成21年度を待たずに、平成19年度から実施するための、課税標準に関する規定の整備を行う。
その他		

年度		平成20年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附金税制の拡充 <ul style="list-style-type: none"> (1) 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象とする制度を創設するとともに、控除方式を所得控除から税額控除に改め、控除対象寄附金の上限額の引き上げ及び適用下限額の引き下げを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 上限額 総所得金額等の25% → 総所得金額等の30% 適用下限額 10万円 → 5千円 (2) 地方公共団体に対する寄附金のうち、適用下限額(5千円)を超える部分について、基本控除に加え、特例控除額として所得割の1割を限度として控除する。(ふるさと納税) ・上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税の見直し <ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の譲渡所得に係る税率については、平成20年12月31日をもって軽減税率を廃止し、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の上場株式等に係る譲渡所得のうち500万円以下の部分の税率については、軽減税率(所得税7%、住民税3%)を適用する。 ・上場株式等の配当所得に対する課税の見直し <ul style="list-style-type: none"> (1) 上場株式等の配当等に係る税率については、平成20年12月31日をもって軽減税率を廃止し、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等に係る配当所得の金額のうち100万円以下の部分の税率については、軽減税率(所得税7%、住民税3%)を適用する。 (2) 平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等に係る配当所得について申告した場合、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できることとする。 (3) 平成22年度分以降の個人住民税について、同一年中又は過去3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得との間で損益通算を行うことを可能とする。(源泉徴収選択口座を活用した方式については、平成22年1月を目途として適用) ・公的年金からの特別徴収制度の導入(平成21年10月支給分から) <ul style="list-style-type: none"> 公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、公的年金からの特別徴収を導入する。 ・住宅ローン特別控除の申告書の提出期限に係る宥恕規定の整備 <ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることとする。 ・肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例 ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止 ・公益法人等に係る課税の特例
	法人	
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> 住宅の省エネ化を促進するため、既存の住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税の税額から3分の1を減額する。(120㎡分までに限る) ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 <ul style="list-style-type: none"> 新築住宅に係る固定資産税について、最初の3年度分(中高層耐火住宅は5年度分)、税額から2分の1を減額する措置の適用期限を2年延長する。 ・「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、償却資産の機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われた。
その他		

2. 地方税制の推移(つづき)

年度		平成21年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅借入金等特別税額控除の創設 個人住民税所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額控除等の税額控除の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額)を控除した金額に相当する金額(所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の5に相当する金額(当該金額が97,500円を超える場合には、97,500円)を限度とする。)を、所得割の額から控除する。 ・短期所有土地の譲渡等をした場合の事業所得等の課税の特例(重課措置)の適用停止措置の延長 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成25年12月31日まで延長する。 ・特定の土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設 個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得(特別の関係がある者からの取得並びに相続、遺贈、贈与及び交換によるものその他一定のものを除く)をした国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該土地等に係る長期譲渡所得の金額から1,000万円(当該長期譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)を控除するものとする。 ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成26年度まで延長する。 ・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る課税の見直し 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を3%軽減税率(道府県税1.2%、市町村民税1.8%)とする。 ・上場株式等の配当等に係る特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に個人に対して支払う上場株式等に係る配当割の3%軽減税率の特例を1年延長する。 ・源泉徴収選択口座における特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における株式譲渡所得割等の3%軽減税率の特例を1年延長する。 ・特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の拡充 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、平成21年1月4日において特定管理株式であった株式で同年1月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことが証明されたものを追加する。 ・先物取引に係る雑所得等の課税の特例の拡充 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、平成22年1月1日以後に行う金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているもの(カバードワラント)に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の一定の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得を追加する。
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想経理に係る控除・還付制度の拡充(平成21年4月1日以後適用) ・間接外国税額控除制度の廃止(平成21年4月1日以後に開始する事業年度において適用)
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の施行 平成20年度税制改正により、認定長期優良住宅に係る固定資産税について、最初の5年度分(中高層耐火住宅等は7年度分)、税額から2分の1を減額する制度が創設され、平成21年6月4日から平成22年3月31日までに新築された住宅に適用される。 ・社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設(平成22年度課税から適用) ・宅地等に係る固定資産税の負担調整措置の延長 負担水準が一定割合未満の宅地等については、前年度課税標準額に評価額の5%を加算し、負担水準が一定割合以上の宅地等については、前年度課税標準額を引き下げ又は据置とする。(平成21年度から平成23年度まで適用) 	
その他		

年度		平成22年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・諸控除の見直し (1)16歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除を廃止する。特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養親族の上乗せ部分(12万円)を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。 (2)同居特別障害者加算の特例の改組 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に23万円を加算する措置(同居特別障害者加算の特例措置)について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改める。【平成24年度分以後から適用】 ・諸控除の見直しに伴う所要の措置 個人住民税の非課税限度額制度等に活用するため、扶養控除見直し後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるようにし、現行の調整控除についても、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止等に伴う所要の措置が講じられた。 扶養控除の見直しに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書についてその記載事項及び様式の見直しが行われた。【平成24年度分以後から適用】 ・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設 個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、平成24年から平成26年までの間に金融商品取引業者等の営業所の長を経由して税務署長に届け出た口座(以下非課税口座という)内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、当該非課税口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に限り、非課税とする。 ・生命保険料控除の見直し 生命保険料控除を改組し、次の①、②による各保険料控除の合計適用限度額を7万円とする。 ①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除 新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を2.8万円とする。 ②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険料控除 従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除(それぞれの適用限度額3.5万円)を適用する。 【平成25年度分以後から適用】 ・65歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の見直し 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとする。【平成22年度から適用】 ・上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の廃止 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成22年12月31日まで適用する措置を講じた上、廃止する。 ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を2年延長する。 ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を2年延長する。
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の決定を受けて法人住民税等の期限後申告を行い、その後減額更正を受けた場合について、当該期限後申告に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置が講じられた。 ・完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制及び資本に係る取引等に係る税制について、所要の措置が講じられた。
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 新築住宅に係る固定資産税について、120㎡までについて最初の3年度分(中高層耐火住宅は5年度分)、税額から2分の1を減額する措置の適用期限を2年延長する。 ・長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 認定長期優良住宅に係る固定資産税について、120㎡までについて最初の5年度分(中高層耐火住宅等は7年度分)、税額から2分の1を減額する措置の適用期限を2年延長する。 ・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 住宅の省エネ化を促進するため、既存の住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税を120㎡分までを限度として3分の1を減額する措置の適用期限を3年延長する。 ・住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の適用期限の延長 高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事(補助金を除く自己負担が30万円以上のもの)を行った場合、翌年度分の固定資産税を100㎡分までを限度として3分の1を減額する措置の適用期限を3年延長する。 ・公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、見直し(廃止・率縮減等)を行ったうえでその適用期限を2年延長する。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市たばこ税 平成22年10月1日以降の売渡し等分税率 旧3級品以外 4,618円/1,000本 旧3級品 2,190円/1,000本 	

2. 地方税制の推移(つづき)

年度		平成23年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附金税制に関する措置 寄附金税額控除の適用下限を2,000円(現行5,000円)に引き下げる。【平成24年度分以後から適用】 ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例に関する措置 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭(現行2,000頭)を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成27年度まで延長する。 ・罰則の見直し (1) 税務職員の守秘義務違反に対する罰則について所要の措置を講ずる。 (2) 秩序犯に係る法定刑の引き上げ等を行う。 (3) 脱税犯に対する罰則について、所要の措置を講ずる。 ・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る課税の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する3%軽減税率(府民税1.2%、市民税1.8%)の特例を2年延長する。 ・上場株式等の配当等に係る特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の3%軽減税率の特例を2年延長する。 ・源泉徴収選択口座における特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の3%軽減税率の特例を2年延長する。 ・非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の施行日の延長 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日とする。 <p>【震災関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額の特例措置 (1) 東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以後の年度分の府民税および市民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができる。 (2) 雑損控除額の控除を適用して総所得金額から控除しても控除しきれない金額についての繰越期間を3年から5年に延長する。 ・東日本大震災による住宅借入金等特別税額控除の特例措置 住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができる。
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税割の課税標準である法人税額についての措置 (1) 法人税割の課税標準である法人税額について、国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずる。 (2) 法人税割の課税標準である法人税額について、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずる。
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・税負担軽減措置等の見直し <p>【震災関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除 津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。 ・被災住宅用地の特例 大震災による災害により滅失・損壊した住宅(被災住宅)の敷地の用に供されていた土地(被災住宅用地)を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなす。 ・被災代替住宅用地の特例 被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地(被災代替土地)を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす。 ・被災代替家屋の特例 大震災による災害により滅失・損壊した家屋(被災家屋)の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。 ・被災代替償却資産の特例 大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を4年度分2分の1とする。
	その他	<p>【震災関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災代替自動車に係る軽自動車税の非課税 東日本大震災により滅失・損壊した軽自動車に代わる自動車(被災代替自動車)に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税を非課税とする。

年度		平成24年度
税目		
市民税	個人	<p>○退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止 平成25年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止する。</p> <p>○年金所得者の寡婦(寡夫)控除に係る申告手続きの簡素化 公的年金所得等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。</p> <p>○給与支払報告書等の電子的提出の義務化 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する場合において、当該源泉徴収票に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等を提出する方法によらなければならない者は、当該報告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法または光ディスク等を提出する方法のいずれかにより市町村長に提出しなければならない。</p> <p>○「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の制定 東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成23年度から27年度までの間に実施する施策のうち、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率について、平成26年度から平成35年度までの各年度分限り、個人の道府県民税均等割を標準税率(旧1,000円)に500円を加算した額とし、個人の市町村民税均等割については、標準税率(旧3,000円)に500円を加算した額とする。</p> <p>○東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額の特例措置 ・居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以降7年(改正前3年)を経過する日の属する年の12月31日までに延長する。 ・居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災のため、その買換え資産等を予定期間内に取得等を行うことが困難となった場合には、一定の要件のもと、その予定期間を2年の範囲内で延長する。</p> <p>○東日本大震災による住宅借入金等特別税額控除の特例措置 東日本大震災により、自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をした場合において、所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、現行の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とする。</p> <p>○雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例 雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から1年超3年以内に支出する費用を追加する。</p>
	法人	<p>○欠損金の繰越控除制度の見直し 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。</p> <p>○道府県民税法人税割額からの道府県民税利子割額の控除に係る申告の義務化 道府県民税利子割額を道府県民税法人税割額から控除することについて、当該法人税割額に係る申告書又は更正請求書に控除額等を記載した書類の添付がある場合に限り適用する。</p>
固定資産税	<p>○固定資産税の負担調整措置 ・商業地等 商業地等については、平成24年度から平成26年度まで、従来と同様の負担調整措置を継続する。 ・住宅用地 住宅用地については、措置特例を廃止する。ただし、平成25年度までは負担水準が90%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。 負担水準が90%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額が当該年度の評価額に住宅用地特例割合(6分の1または3分の1)を乗じて得た額(以下「本則課税標準額」という。)以下の住宅用地については、前年度の課税標準額に本則課税標準額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、その額が、本則課税標準額を上回る場合には本則課税標準額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 ・農地 一般農地、一般市街化区域農地については、平成24年度から平成26年度まで従来と同様の負担調整率を継続する。 ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年延長。</p> <p>○土地に係る下落修正措置 措置年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を平成25年度及び平成26年度も継続する。</p> <p>○税負担軽減措置等の拡充 ・外国貿易船及び国際船舶に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長 など</p> <p>○税負担軽減措置等の延長・整理合理化 ・下水道施設に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長(わがまち特例) ・特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長(わがまち特例) など</p>	
その他	<p>○市たばこ税 平成25年4月1日以降の売渡し等分税率 旧3級品以外 5,262円/1,000本 旧3級品 2,495円/1,000本</p>	

2. 地方税制の推移(つづき)

年度		平成25年度
税目		
市民税	個人	<p>○住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長及び控除限度額の拡充【施行期日:平成27年1月1日】 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を居住年が平成29年12月31日であるものまで延長するとともに、所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の消費税率が8%及び10%となる場合に、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の100分の7に相当する金額(上限136,500円)まで引き上げる。</p> <p>○公的年金からの特別徴収制度の見直し【施行期日:平成28年10月1日】 ・特別徴収対象者が賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合においても、特別徴収を継続する。 ・年金所得に係る仮特別徴収税額を、前年度分の個人住民税のうち前々年中の公的年金等の所得に係る住民税額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>○地方公共団体への寄附金(ふるさと寄附金)制度の見直し【施行期日:平成26年1月1日】 地方公共団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の税率に、当該所得税率に復興特別所得税率(100分の2.1)を乗じて得た率を加算する措置が講じられた。</p> <p>○東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等【施行期日:平成26年1月1日】 東日本大震災により居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人が、当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、相続人は、当該家屋を被相続人が取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができる。</p> <p>○東日本大震災により居住用家屋が滅失等した場合の住宅借入金等特別税額控除の特例【施行期日:平成26年1月1日】 東日本大震災により居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の100分の7に相当する金額(上限136,500円)とする。</p> <p>○金融所得課税の一体化等【施行期日:平成29年1月1日】 ・平成28年1月1日以後に納税義務者が支払いを受けるべき一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、税率5%(市民税3%・府民税2%)の分離課税とする。 ・上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限り。)及び譲渡所得等との損益通算を可能とする。 ・株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組する。</p>
	法人	<p>○法人税割額から利子割額を控除する制度等の廃止 平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払いを受ける個人に限定する。</p>
固定資産税	<p>○税負担軽減措置 ・耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅のうち当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であったものに係る減額を当該耐震改修が完了した年の翌年度から2年度分とするともに、その対象となる耐震改修に要した費用の要件を50万円超とすることとする。 証明書の発行主体に住宅瑕疵担保責任保険法人を追加。 ・日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の軽減及び延長 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一部固有資産に係る固定資産税の課税標準を3/5とした上、その適用期限を平成27年度分まで延長する。 ・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 外壁、窓等を通して熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる改修工事に要した費用の要件を50万円超とした上、その対象資産の改修期限を平成28年3月31日まで延長する。 ・住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる改修工事に要した費用の要件を50万円超とした上、その対象資産の改修期限を平成28年3月31日まで延長する。</p>	
その他	<p>○延滞金、還付加算金の利率の引き下げ【施行期日:平成26年1月1日】 ・延滞金 14.6% → 見込み9.3%(納期限後1カ月以内 4.3% → 見込み3.0%) ・還付加算金 4.3% → 2.0%</p>	

年度		平成26年度
税目		
市民税	個人	<p>○給与所得控除にかかる特定支出控除の見直し【施行期日：平成29年1月1日】 給与所得控除の上限の引下げに伴い、給与所得者の特定支出の控除の特例について、一律に、前年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとした。</p> <p>○寄附金税額控除における特例控除額の算定方法の見直し【施行期日：平成28年1月1日】 平成27年分以後の所得税について最高税率が引き上げられたことに伴い、平成28年度以後の寄附金税額控除に係る特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得4,000万円超の場合は45%とすることとした。</p> <p>○東日本大震災に係る雑損控除等の災害関連支出の対象期間の特例【施行期日：平成27年1月1日】 東日本大震災により住宅、家財等又は事業用資産に損失が生じた場合において、被災したこれらの試算に関連する原状回復費用等をその災害のやんだ日から3年以内に支出することが困難な事情があるときは、その困難な事情がやんだ日の翌日から3年以内に支出される原状回復費用等を雑損控除及び雑損失の繰越控除又は被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる災害関連支出としてこれらの特例の適用を受けることができることとした。</p> <p>○非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例【施行期日：平成27年1月1日】 非課税口座内上場株式等を非課税口座から一般口座に払い出した場合等においては、その払出時の時価で同一銘柄・同一数の上場株式等の譲渡があったものとみなすこととした。</p>
	法人	<p>○法人税割の税率の引き下げ【施行期日：平成26年10月1日】 ・法人税割 12.1/100</p>
固定資産税		<p>○税負担軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置 平成28年度までに取得したCO2ショーケース、空気冷凍システムなど、自然冷媒を利用した業務用冷凍・冷蔵機器に対して特例措置を創設 ・公害防止用設備に係る課税標準の特例措置 汚水、廃液処理施設や活性炭吸着回収装置などの有害物質の排出抑制施設の特例措置を2年延長する
その他		<p>○軽自動車税の税率の見直し【施行期日：平成27年4月1日】 ・原付、軽二輪及び小型二輪の税率を約1.5倍(最低2,000円)に引上げ ・軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)及び小型特殊自動車の税率を自家用乗用車にあつては1.5倍 その他の区分の車両にあつては約1.25倍に引上げ</p> <p>【施行期日：平成28年4月1日】 ・最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入</p>

2. 地方税制の推移(つづき)

年度		平成27年度
税目		
市民税	個人	<p>○ふるさと納税の特例控除限度額の引上げ【施行期日:平成27年4月1日】 ・地方団体に対する寄附金に係る特例控除額について、道府県民税及び市町村民税の所得割の額の100分の20に相当する金額を限度とすることとした。</p> <p>○ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設【施行期日:平成27年4月1日】 ・地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者が当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、個人住民税の申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとした。</p> <p>○未成年者口座内上場株式等の譲渡所得の計算の特例【施行期日:平成28年1月1日】 ・未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとした。</p> <p>○住宅ローン減税制度の適用期限の延長【施行期日:平成27年4月1日】 ・個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の適用期限を1年半延長することとした。</p> <p>○所得税における国外転出時の譲渡所得課税の特例の創設に伴う個人住民税の課税標準の計算の特例【施行期日:平成27年4月1日】 ・所得税における譲渡所得課税の特例制度の創設後は、個人住民税の課税標準の計算に当たり、国外転出時における未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得を除いて計算することとした。</p> <p>○扶養控除等の適用における日本国外に居住する親族に係る書類の個人住民税の申告書への添付等義務化【平成29年度以後適用】 ・個人住民税の申告において、日本国内に住所を有しない親族に係る扶養控除等の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける者は、親族関係書類及び送金関係書類を個人住民税の申告書に添付し、又は個人住民税の申告書の提出の際提示しなければならないこととした。</p>
	法人	<p>○均等割における資本金等の額の見直し【施行期日:平成27年4月1日】 ・法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、資本金又は資本準備金を欠損の補てん又は損失の補てんに充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずることとした。 ・資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずることとした。</p>
固定資産税	<p>○税負担軽減措置</p> <p>・市と管理協定を締結した津波避難施設の課税標準の特例措置 平成27年度～29年度の間市と津波避難施設の管理協定を結んだ固定資産について課税標準を2分の1に減額する。</p> <p>・サービス付き高齢者向け賃貸住宅の固定資産税減額措置 平成27年度～28年度に新築されたサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対し、固定資産税を3分の1に減額する。</p>	
その他	<p>○軽自動車税の税率の見直し ・原動機付自転車及び二輪車の税率の引上げについて、適用開始時期を、平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年間延期する。【施行期日:平成27年3月31日】</p> <p>・平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録した一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じ税率を軽減することとした。【施行期日:平成27年4月1日】</p> <p>○市たばこ税の税率の見直し【施行期日:平成28年4月1日】 ・旧3級品の製造たばこに係る市たばこ税の特例税率を段階的に廃止する。 ・平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で税率引上げを実施する。</p>	

年度		平成28年度
税目		
市民税	個人	<p>○特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)のオンライン送付【施行期日:平成28年4月1日】 給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収する旨の特別徴収義務者に対する通知について、当該特別徴収義務者の同意がある場合には、当該通知に代えて電子情報処理組織を使用する方法により通知事項を提供できることとし、当該提供が行われた場合には、当該通知が行われたものとみなす。</p> <p>○居住用財産の買換え等に係る措置の期限延長及び空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入【施行期日:平成28年4月1日】 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等について、適用期限を2年延長し、空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例と重複適用できる。</p> <p>○スイッチOTC医薬品控除制度(医療費控除の特例)の創設【施行期日:平成30年1月1日】 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2千円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときには、その超える部分の金額(8万8千円を限度とする。)を総所得金額等から控除する。</p> <p>○地方税関係手続における個人番号利用の見直し 次に掲げる書類については、申請者等の個人番号の記載を要しないこととした。 ア. 給与支払報告書等の提出の特例の適用を受けるための申請書 イ. 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の適用を受けるための申請書 ウ. 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の適用を受けるための要件を欠いた場合の届出書</p>
	法人	<p>○法人税割の税率の引き下げ【施行期日:平成31年10月1日】 ・法人税割 8.4/100</p>
固定資産税		<p>○税負担軽減措置 ・新築住宅家屋 軽減を2年延長 ・既存住宅家屋 耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修を平成29年度末まで延長 ・わがまち特例 (売電目的の太陽光発電を除く)再生可能エネルギー施設を2年延長 都市再生特別措置法に基づく公共施設を2年延長 津波対策の施設4年延長 ・生産性向上設備について最初の3年間を1/2 ・日本郵便株式会社の一定の固定資産の課税標準額を4/5にして2年延長 ・西日本高速道路株式会社の一定の固定資産税について非課税措置を平成37年度まで延長</p> <p>○税負担強化 ・農業委員会から勧告をうけた遊休農地は0.55を乗じない</p>
その他		<p>○軽自動車税のグリーン化特例(軽課)を1年間延長【平成28年4月1日】</p> <p>○軽自動車税の種別割・環境性能割の創設【平成31年10月1日】 ・種別割(市町村が徴収) ・環境性能割(都道府県が徴収)</p>

2. 地方税制の推移(つづき)

年度		平成29年度
税目		
市民税	個人	<p>○配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し【施行期日：平成31年1月1日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除の定義を改め、現行の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に名称を変更する。 ・合計所得金額が900万円超の納税義務者の配偶者控除及び配偶者特別控除の適用について、納税義務者本人の所得制限を設け、合計所得金額に応じて控除額を逡減・消失することとした。 ・配偶者特別控除について、控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額を最高額76万円未満から123万円以下へ引き上げることとした。 <p>○上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置【施行期日：平成29年4月1日】</p> <p>上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化した。</p> <p>○肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長【施行期日：平成29年4月1日】</p> <p>肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長する。</p> <p>○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例【施行期日：平成29年4月1日】</p> <p>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特定非常災害のため、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を2年の範囲内で延長するものとした上、その適用期限を3年延長することとした。</p>
	法人	
固定資産税		<p>○居住用超高層建築物に係る課税の見直し</p> <p>60mを超える建築物に階層に応じて補正【平成29年1月2日以降に新築されたものから適用】</p> <p>○税負担軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災代替家屋・償却資産の特例措置 ・被災住宅用地特例措置を4年に拡充 <p>【平成29年度課税から適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型保育事業の特例措置を創設【施行期日：平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】 ・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業についてわがまち特例制定【公布日：平成29年6月30日・平成30年度課税から適用】 ・市民公開緑地に特例措置創設【施行期日：平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】 ・耐震改修、省エネ改修に長期優良住宅の改修を行った家屋を2/3【施行期日：平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】 ・耐震診断を義務付けられた既存建物が補助を受けて耐震改修を行った減額措置を2年延長【施行期日：平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】 ・サービス付き高齢者向け住宅の減額措置を2年延長【施行期日：平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】
その他		

年度		平成30年度
税目		
市民税	個人	<p>○基礎控除の見直し等【施行期日：平成33年1月1日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得控除・公的年金等控除について、10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとした。 ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に該当する者の住民税非課税限度額を10万円引き上げることとした。 ・均等割及び所得割の非課税限度額を10万円引き上げることとした。 ・前年の合計所得金額が2,400万円を超える所得割の納税義務者については、その前年の合計所得金額に応じて基礎控除額が逡減し、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合は控除の適用はできないこととした。 <p>○年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し【施行期日：平成30年4月1日】</p> <p>公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした。</p> <p>○居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長【施行期日：平成30年4月1日】</p> <p>居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を2年延長し、平成31年12月31日までとした。</p> <p>○特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長【施行期日：平成30年4月1日】</p> <p>特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について適用期限を2年延長し、平成31年12月31日までとした。</p> <p>○ふるさと納税に係る申告特例通知書の電子的送付【施行期日：平成30年4月1日】</p> <p>平成30年以後の都道府県又は市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）に係る個人住民税における寄附金税額控除の申告特例通知書について、電子的送付が可能となるよう措置が講じられた。</p>
	法人	<p>○外国子会社合算税制等の見直しに伴う税額控除制度の創設【施行期日：平成30年4月1日】</p> <p>外国子会社合算税制により親会社への所得の合算をされた外国子会社の支払った所得税、法人税及び法人住民税等の額のうち、合算された所得に対応する金額について、法人税及び地方法人税から控除しきれなかった金額を法人住民税法人税割から控除する制度を創設した。</p>
固定資産税	<p>○税負担軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 首都圏のデータバックアップのために首都圏以外に整備したデータセンター設備に係る特例措置の創設 バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る減額措置の創設 津波避難施設に係る特例措置について、対象施設を追加し3年延長 新築住宅に係る減額措置を2年延長 耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修の減額措置を2年延長 郵政特例の課税標準特例率を見直し2年延長 公害防止施設の特例率を見直し2年延長 再生可能エネルギーの発電設備について内容、特例率を見直す <p>○土地税制</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の負担調整措置を3年延長 <p>○生産性革命実現に向けた中小企業の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産性革命集中期間中の設備投資について3年間の時限措置を創設 	
その他	<p>○市たばこ税の税率の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月1日～平成32年9月30日まで 5,692円/1,000本 ・平成32年10月1日～平成33年9月30日まで 6,122円/1,000本 ・平成33年10月1日以後 6,552円/1,000本 <p>○加熱式たばこの課税方式の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設した。 ・紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とする。 	

2. 地方税制の推移(つづき)

年度		令和元年度
税目		
市民税	個人	<p>○ふるさと納税制度の見直し【施行期日：令和元年6月1日】 ・総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する。 ア 寄附金の募集を適正に実施する地方団体 イ (アの地方団体で)返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体 ・返礼品の返戻割合を3割以下とすること ・返礼品を地場産品とすること 指定を受けようとする地方団体は、寄附金の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書に基準に適合していることを証する書類を添えて総務大臣に提出しなければならないこととした。</p> <p>○住宅ローン控除の拡充に伴う措置【施行期日：平成31年4月1日】 所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間(11年目～13年目)において、所得税額から控除しきれない額について、これまでと同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除することとした。</p> <p>○子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置【施行期日：令和3年1月1日】 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親(単身児童扶養者)に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずることとした。</p> <p>○個人住民税の申告書記載事項の見直し【施行期日：令和2年1月1日】 個人住民税の申告書について、住民税申告で適用を受ける所得控除の額のうち次の控除については、所得税において年末調整で適用を受けた所得控除額の額と対応する金額である所得控除については、その内訳の記載を要しないこととした。</p>
	法人	<p>○電子申告義務の有無措置【施行期日：平成31年4月1日】 大法人の電子申告に関して、電気通信回路の故障、災害、その他の理由により、eLTAXを使用することが困難と認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、地方団体の長の承認を受けて、申告書及び添付書類を書面により提出できることとした。</p>
固定資産税		<p>○税負担軽減措置【施行期日：平成31年4月1日】 ・高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置を創設 ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅減額措置を2年延長 ・特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置を創設 ・福島県原発事故による避難住民の帰還推進を目的とした帰還環境整備推進法人が整備する一定の公共施設に係る課税標準の特例措置を創設 ・熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用期間を2年延長</p>
その他		<p>○軽自動車税(種別割)のグリーン化特例【施行期日：令和元年10月1日 令和3年4月1日】 ・軽自動車税(種別割)のグリーン化特例を2年間延長することとした。(令和2年度、3年度) ・グリーン化特例の対象を電気自動車に限定することとした。(令和4年度、5年度)</p> <p>○環境性能割の臨時的軽減【施行期日：令和元年10月1日】 令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得された自家用の軽自動車の環境性能割を臨時的に1%軽減することとした。</p>

年度		令和2年度
税目		
市民税	個人	<p>○未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し【施行期日:令和3年1月1日】 全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の措置を講じることとされた。 ・未婚のひとり親について寡婦(寡夫)控除を適用する。(控除額30万) この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。 ・寡婦に寡夫と同じ所得制限(前年の合計所得金額500万円(年収678万円)を設ける。 ・住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合には、控除の対象外とする。 ・子ありの寡夫の控除額(現行:26万円)について、子ありの寡婦の控除額(30万円)と同額とする。 ・上記の対応を踏まえ、人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者(18歳以下の児童の父又は母)に限定しないこととする。</p> <p>○寄附金税額控除の特例【施行期日:令和3年1月1日】 新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術、スポーツに係る一定のイベント等の中止等により生じた当該指定行事の入場料金等の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を指定期間内に行った場合は、当該放棄した金額のうち、市が条例で指定するものについて、寄附金税額控除の対象とする。</p> <p>○住宅借入金等特別税額控除の特例【施行期日:令和3年1月1日】 新型コロナウイルス感染症特例法の適用を受けた場合において、住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期間を1年延長し、令和16年度までとする。</p>
	法人	<p>○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充等 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税法人税割額及び法人事業性の特別控除制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を5年延長(令和6年度まで)することとされた。 ・税額控除率を、法人道府県民税法人税割については5.7%(現行2.9%)、法人市町村民税法人税割については34.3%(現行7.1%)、法人事業税については20%(現行10%)にそれぞれ引き上げるもの。 ・地域再生計画に記載されるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、対象事業に一定の補助金等による事業を加えた上、関係法令の改正を前提に、個別事業を認定する方式から包括的に事業を認定する方式に転換する認定手続きの簡素化を行うもの等</p> <p>○大法人の電子申告の義務化(施行期日:令和2年4月1日) 経済社会のICT化を踏まえ、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から大法人の電子申告が義務化された(平成30年度税制改正による) ・大法人・・・事業年度開始時において資本金額または出資金額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社をいう。 ・義務化された税目・・・法人税、地方法人税、消費税、地方消費税、法人住民税、法人事業税</p>
固定資産税		<p>○所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応【施行期日:令和2年6月29日】 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講じることとされた。 ・登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。 ・調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。</p> <p>○中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置【令和3年度課税のみ】 新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい経営関係にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。 ※令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、 30%以上50%未満減少した場合：2分の1 50%以上減少している場合：ゼロ</p>
その他		<p>○軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し【施行期日:令和2年10月1日(※2)・令和3年10月1日(※1)】 国のたばこ税と同様、軽量の葉巻たばこ(1本当たりの重量が1g未満)1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とすることとされた。(※1) ただし、激変緩和の観点から、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間については、改正の対象を1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこに限り、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する。(※2)</p> <p>○軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長【施行期日:令和2年6月29日】 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の軽自動車(新車・中古車)にかかる環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、その適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>○徴収の猶予制度の特例【令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用】 新型コロナウイルス感染症等の影響により、収入が大幅に減少(前年同期比概ね20%以上の減少)した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例が設けられた。</p>

2. 地方税制の推移(つづき)

年度		令和3年度
税目		
市民税	個人	<p>○住宅借入金等特別税額控除の延長等【施行期日：令和4年1月1日】</p> <p>住宅の取得等で特別特例取得の適用を受けた場合において、住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期間を1年延長し、令和17年度までとすると共に、床面積40㎡～50㎡の住宅も対象とする。</p> <p>○退職所得課税の適正化【施行期日：令和4年1月1日】</p> <p>勤続年数が5年以下の特定役員退職手当等に該当しない退職金については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しない。</p>
固定資産税		<p>○土地税制</p> <p>土地の負担調整措置を3年延長。 その上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く。</p> <p>○税負担軽減措置【施行期日：令和3年4月1日】</p> <p>雨水貯留浸透施設 3分の1を参酌して減ずる(条例で定める) 平成28年熊本地震・平成30年7月豪雨 被災住宅用地特例の延長 サービス付き高齢者向け賃貸住宅 減額措置延長 生産性革命の実現に向けた償却資産 特例措置延長</p>
	その他	<p>○軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長【施行期日：令和3年4月1日】</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用の軽自動車(新車・中古車)にかかる環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、その適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>○軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の見直し【施行期日：令和3年4月1日】</p> <p>・重点化等を行った上で2年間延長し、令和5年3月31日までとする。</p>
	入湯税	<p>○地方税法に基づく入湯税の導入。本市の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるもの。【施行期日：令和4年4月1日】</p>

年度		令和4年度
税目		
市民税	個人	<p>○住宅借入金等特別税額控除の延長等【施行期日：令和5年1月1日】</p> <p>令和4年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を控除限度額の範囲で減額する。</p> <p>○上場株式等の配当所得等に係る課税方式【施行期日：令和5年1月1日】</p> <p>個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる。</p>
固定資産税		<p>○土地税制</p> <p>令和4年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地（商業地等）について上昇幅を半減する。</p> <p>○税負担軽減措置【施行期日：令和4年4月1日】</p> <p>貯留機能保全区域内の固定資産税 3分の4を参酌して減ずる（条例で定める）</p> <p>新築住宅に係る減額措置の縮減、適用期限延長（2年）</p> <p>省エネ改修の減額措置の拡充、適用期限延長（2年）</p> <p>○公害防止用設備に係る特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水廃液処理施設（対象者を限定する） ・下水道除害施設（5分の4を参酌して条例で定める） ・ごみ処理施設（適用対象を限定） ・一般廃棄物最終処分場（適用対象を一部除外） ・産業廃棄物（廃止）
その他		

2. 地方税制の推移(つづき)

年度		令和5年度
税目		
市民税	個人	<p>○特定非常災害に係る損失の繰越控除制度の見直し 事業所得者等の有する棚卸資産や事業用資産等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、次に掲げるものの繰越期間を5年(現行:3年)に延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告者でその有する事業用資産等(土地等を除く。)のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が10%以上であるものは、被災事業用資産の損失による純損失を含むその年分の純損失の総額 ・青色申告者以外の者でその有する事業用資産等(土地等を除く。)のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が10%以上であるものは、その年に発生した被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失との合計額 ・上記以外の者は、特定被災事業用資産の損失による純損失の金額
固定資産税		<p>○税負担軽減措置【施行期日:令和5年4月1日】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業等経営強化法による生産性向上に資する一定の機械・装置(最初の3年間を1/2) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション(工事翌年度を1/3を参酌して条例で定める) EVバスの充電設備に供する土地(最初の5年度分を1/3)
その他		<p>○軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の延長・見直し【施行期日:令和5年4月1日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点化等を行った上で、3年間延長し、令和8年3月31日までとする。

年度		令和6年度
税目		
市民税	個人	<p>○個人住民税の定額減税 令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、個人住民税1万円を控除する。ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。</p> <p>○住宅ローン控除の拡充 住宅ローン控除について、令和6年限りの措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乘せする。また、床面積要件を緩和する。</p>
固定資産税		<p>○土地税制 土地の負担調整措置を3年延長。</p> <p>○税負担軽減措置 新築住宅に係る減額措置を2年延長 耐震改修、ハリアフリ改修、省エネ改修の減額措置を2年延長 再生可能エネルギーの特例措置を見直し、適用期限を2年延長 一体型滞在快適性等向上事業により整備された固定資産税の特例措置を2年延長(参酌基準1/2)</p>
その他		

令和6年度
市 税 概 要

発行 令和6年10月
編集 舞鶴市財務部税務課

〒625-8555
京都府舞鶴市字北吸1044
電話(0773)66-1026・1027・1025(直通)